

東京立正女子短期大学紀要

第 28 号

目 次

- 幼児の遊びの欲求に関する研究（その1）…………… 杉 江 つ ま
原 田 壽 子
（立正大学）（1）
- ‘Cram’ の意味構造と統語構造（1）…………… 奥 坊 光 子（52）
- 属格Japan'sについて
——Japaneseとof Japanとの比較とともに——…… 清 水 純 子（64）
- 航空産業によるホテルチェーン事業進出と
沖縄観光への展開…………… 杉 田 由紀子（78）
- 「観光」と「環境」
——法的アプローチの試み——…………… 佐 藤 修一郎（96）
- 三奏本『金葉和歌集』所載、寂照の「とどまらん」の和歌から（その2）
——『宝物集』の関連説話におよぶ——…………… 西 脇 哲 夫（124）

2 0 0 0

東京立正女子短期大学

幼児の遊びの欲求に関する研究（その１）

杉 江 つ ま

原 田 壽 子（立正大学）

緒言

子どもたちを取り巻く遊び環境は様変わりし、その遊びの内容も大きく変化しつつある。

子どもたちが集団で外で遊んでいる姿は見かけなくなり、追われて家へ、内への遊び現象は如実にそれを物語るものである。

行政サイドも幼稚園教育要領や保育所保育指針が改訂され、幼児の総合的、主体的な活動を重視することが強調されている。しかし身体活動を伴う遊びの不足から起因する子どもの体力低下や疾病の増加、日常生活への不適応など半健康児の出現は問題となってきた。

子どもにとっての遊びとは生活そのものであり、子どもが主体となり夢中になって取り組む遊びが今ここにきてさらに重要視されてきている。それらを下支えする遊びに対する強い欲求は、子ども自身の内発的なものが誘因となり引き起こされるものであり、特に重要な要因であると考えられる。身体活動を伴う運動遊びにおいては尚さらである。運動遊びと運動能力との関連の先行研究は多いが、遊びの欲求そのものに着目した報告は比較的少ない。遊びの欲求の要因を検討するワンステップとして、原点にもどり個々の子どもの遊びの観察を徹底的に実施することを試みた。中でも運動遊びを主体に、遊びの種目や内容など、子ども自身の意志でどのように決定し、変容していくのか実態調査を報告するもので、遊びの欲求の要因の手がかりとしたい。

研究方法

1. 調査対象

埼玉県内私立幼稚園（100名）

		'95（平成7）11～12月				'96（平成8）6～7月			
性別	年齢	4才	5	6	計	4	5	6	計
	男	7人	11	11	29	5	15	3	23
	女	4	13	8	25	10	13	0	23
	計	11	24	19	54	15	28	3	46

2. 調査方法

1) 調査期間

'95（平成7）	'96（平成8年）
11月17日	6月21日
24日	28日
30日	7月5日
12月1日	12日

登園直後の子ども1人にボランティアの学生が1人ついて、朝の自由時間帯の子どもの行動観察を主に、展開される遊びの内容、時間、人数形成などを記録した。場合によっては、学生が遊び相手となることもあったが、主として子ども中心の調査を心がけた。

2) 調査項目

○万歩計による活動量測定

登園直後に万歩計を装着し、1回目（9：00～10：00）の1時間の歩数測定を実施。2回目（14：00）に子どもの帰り時間に歩数測定。この測定は園での1日（5時間）の歩数となる。

万歩計は子どもの活動に対して確実に身体に装着することを主に、万歩計をゴムでとめウエストにベルト状にしてとりつけた。脱落のトラブルは皆無であった。

対象となる子どもにはゼッケンをつけさせた。

○遊びの欲求に対しての評価

登園直後、遊びは始める前に万歩計を装着しながら、学生が子どもにコミュニケーションをはかることも含め『今日は一番はじめに何をして遊びたいのか』を質問し、それを記録し実際の遊び種目と一致するか否かを検討し、一致したグループとそうでないグループの比較検討した。

○遊びの種目と遊び時間の測定

自由時間内の遊びの種類や、時間、人数形成など遊びの内容の変化を観察し記録した。

○ケガをしやすい子どものチェックリスト

事故を起こしやすい傾向のある子どもの簡易チェックを先生方に依頼し実施した。

結果と考察

’95（平成7）10月に予備調査を実施し、1回目調査を’95.11～12月、2回目’96.6～7月に実施した。対象児は登園の早い子どもから行い、年度がかわり、2回目の調査を連続で実施した子どもはほとんどいない。

子どもの遊びの欲求評価の手がかりとして、遊びは始める前に万歩計を装着する時、『何をして遊びたいか』を質問し、初回の遊びと答えた遊びが一致するか否かで対象グループを作成し比較検討した。

○’95.11～12月調査と’96.6～7月調査結果

遊びは必ずしも運動遊びのみに限定したものではなく、子どもの遊びたい気持ちを重視した。案外室内あそびを選択する子どもは少なかった。今回調査のポイントは子どもの遊びの実態を忠実に観察し、遊びの種類、その所要時間、形成される遊び仲間の人数を記録した。

・万歩計による歩数測定

(表1) は今回調査した項目の一覧である。

各年齢の平均値は(表1) に示すとおりである。

1回目(9:00-10:00)測定は(図1)に示した。

2回目測定は降園時(14:00)に実施し、(9:00-14:00)までの1日の園内活動の全てを含む歩数である。遊びの調査は(9:00-10:00)の1時間に限定してのものである。

歩数測定に関しては各年齢ともかなりのバラツキが見られる。それ程子どもの個々の活動は異なることを示している。ちなみに各年齢で最低と最高値を示すと以下の通り。

	'95	'96
4才♂	3303→9636 (6333)	4814→11713 (6899)
5才♂	4107→13376 (9269)	3787→9908 (6121)
6才♂	4032→14612 (10580)	6667→11814 (5147)
4才♀	1738→6197 (4459)	2875→7060 (4185)
5才♀	2698→10054 (7356)	2480→10766 (8286)
6才♀	4694→9750 (5056)	

子どもの万歩計による先行報告をみても、1日5000→30000歩位の相違があり、子どもの活動は大きな差が出る。子どもの万歩計による歩数が本当の意味で運動量を示すか否かは議論のある所であるが、現在の所幼児の運動量の測定に有効な方法はなく、万歩計による測定を実施した。

幼児に歩数の意味が分かるか否かは別として、登園時万歩計を装着することが、子どもの遊び意欲、あるいは活動意欲を刺激する作用は十分にある。それと同時に今回は学生が子ども1人1人について測定するため、異年齢の人々と遊ぶという環境も作ったようで、女性の先生の多い園にとって男子学生の存在は男児にとって遊びの欲求を引き出す環境設定を整えたことにもなり、遊びの側面を支える要因として大切なことであると考える。

・万歩率について

1 分間あたりの歩数を算出し、1～2 回目の歩数値について検討した。結果 1 回目（9：00～10：00）の歩数値は、1 日の歩数と比較して質的には倍近い数値といえる。もともと歩数値が個人差が大きく、万歩率についてもそれは同様である。各年齢の最低、最高値は以下の通りである。

		'95		'96	
		1 回目	2 回目	1 回目	2 回目
4 才	♂	21.4→64.1	11→32.1	21.7→54.8	16→39
	♀	5.6→41.1	5.7→20.6	18.7→50.7	9.5→23.5
5 才	♂	30.9→85.3	13.6→44.5	13.9→66.8	12.6→36.7
	♀	17.2→65.1	8.9→33.5	30.3→80.1	8.2→35.8
6 才	♂	29.9→83.7	16.8→48.7	58.5→79.8	22.2→39.3
	♀	28.5→57.5	15.6→32.5		

1 回目歩数は'95の男児が全般的に活動が多い。

〃 は'96の女児が活動量が多い。

2 回目歩数は'96のグループが活動量が多い。

また遊びの数においても'96の方が多く、多種の遊びが展開されていることを示す。この結果の一因として初夏の実施で、活動的であり、季節的なことが原因の1つとして考えられる。

・遊びの種類について

（9：00～10：00）の1時間の集計である。

（表2，3）は遊びの種類を示した。上位15種の一覧であるが全遊びは以下の通りに出現している。

	4 才		5 才		6 才	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀
'95	21種	21	18	22	20	18
'96	19	24	24	20	14	

年中では女兒の方が多種の遊びが出現し、年長に移行し男児にその傾向がみえる。

(表4)は出現した遊びの種類を固定遊具、手具その他の遊び、身体遊び、のもの(三輪車、自転車)に分類したものである。

(図2)は(表4)をグラフに示したものである。各年齢とも半数以上は固定遊具で遊び手具その他の遊びは年中が多く、身体遊びは年長に多く出現している。

遊びの種類はその回数は多いが、同様の遊びを何回も繰り返して遊ぶ傾向が見られた。1回遊びが終了し再び同じ遊びを行う場合には1種類のカウントとして集計した。実質上遊びの種類は出現回数よりも繰り返して少なくなる。

	4才		5才		6才	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀
'95	56種/96回 (58.3%)	29/61 (47.5)	55/92 (59.8)	91/159 (57.2)	69/105 (65.7)	64/126 (50.8)
'96	39/75 (52)	73/120 (60.8)	103/203 (50.7)	106/215 (49.3)	23/45 (51.1)	

遊びの種類は各年齢とも固定遊具、園庭に設置されている種類の遊びを選択していることが多い。特にアスレチックは多様な遊びが可能であり、各年齢とも多く好まれている遊具であった。また'95は秋から初冬への移行期で落葉あそび、木の実拾い、森の中への探検、'96は初夏で虫とりなどが遊びの種類としてあらわれ、いずれも季節特有の遊びを子どもたちは選択していることを示している。

調査対象の園は自然環境に恵まれ、園の周辺でも多様な遊びが展開されている。このように子どもの遊び環境の整備は遊びの意欲を引き出す上にも重要な要因として考えられる。(表5)は遊びのBest5を分類したものである。さらに(表6、7)はBest5の中にあらわれた遊びの種類を上位10まで示した。

(図3～13)は、遊びの出現回数と時間順の遊びを4分類したもので'95と'96との比較である。数値的には多少の差はあるが、遊びの環境が固定している園

庭においては大幅な違いは見られない。

・遊び時間について

(表8) は全遊び時間とBest 5に占める遊び時間とを比較したものである。

各年齢ともBest 5に占める遊び時間は80～90%を占めている。

全遊び中1種目の遊びの所要時間は以下のとおりである。

4才♂ 4～5分 4才♀ 4～5分

5才♂ 4～7分 5才♀ 4分

6才♂ 7分30秒 6才♀ 4分

Best 5の遊びにおける1種の所要時間

4才♂ 9分 4才♀ 9～10分

5才♂ 10分 5才♀ 8～9分

6才♂ 11～12分 6才♀ 6分

・遊びの人数形成

幼児の遊びで仲間づくりは大きな要素となる。(表9、10、11、12)は、Best 5の遊びについて、具体的にどのような人数形成をしているか、その実態を示したものである。

遊びの種類、年齢によっても人数は異なる。3才ならば3人、4才で4人と年齢に促した人数のグループ形成が可能であると報告されているが、今回の調査では明確にはいえない。しいていえば年中においては異性との遊び仲間が多く、年長になると同性間での遊びが多くなる傾向がある。例えばサッカーなどは男児のみで行うなどである。また鬼ごっこ、リレーなど自分たちでルールを作り、それぞれに興味のある者の集団が形成され、異性も含む遊びに発展しやすい。

固定遊具での遊びは個人、または比較的少人数グループ形成である。

遊びの出現回数が多いものは、固定遊具であるが、時間順では身体的遊びがグループを形成しやすいことを示している。ごっこ遊びなどの群遊び、サッカーなどの集団による遊びは代表的なものである。

人間として基本的な行動は集団による遊びから獲得されうる。現在生活環境の変化により、集団遊びに必要な不可欠な「安全な空間」「時間」「仲間」などの

「間」が子どもたちになくなってきている。伝承あそびなどを通して、豊かな能動的な体験を蓄積させていくことも大切なことである。子どもたちが自由に遊べるための安全な環境づくりが、遊びの欲求を誘発させるためにも大切な要因であり、社会的な責任でもある。

遊び方を知らず、自主的に遊べない子どもが多くなっていると報告されているが、今回の調査のような異年齢の遊びのボランティア制度なるものも、今後の課題となり得る。

子どもに対して体力づくりの必要性で早期に運動が課せられる場合が多々ある。しかしその運動が実際の子どもの生活と密に結びつくことが大切であり、子どもが本能的に熱中する遊びからの視座がズレていることがありはしないか？幼児教育にたずさわる者として今一度再考する必要がある。

・事故傾向のチェックリスト

クラスの先生に依頼し実施した。(表13)はその内容である。

各質問に対しては「はい」2点、「？」1点「いいえ」0点で採点し、21点以上は事故傾向児、18点以上は要注意児という評価である。高得点の者は少なく18点以上の者をまとめた。結果は以下のとおり。

	4才		5才		6才	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀
'95	1 / 7 (14.3%)	1 / 4 (25)	0 / 11 (0)	1 / 13 (7.7)	1 / 11 (9.1)	0 / 8 0
'96	2 / 5 (40)	0 / 10 (0)	3 / 15 (20)	3 / 13 (23.1)	1 / 6 (16.7)	

○初回遊びの一致、不一致グループ比較

初回の遊びと自分が遊びたいと自己申告した遊びが一致した場合 (○)、不一致 (×) で以後示す。'95、'96での調査からグループを分類した。

(表14) は、各グループ分けによる比較である。○グループには6才男が50%、他年齢では60～70%、6才女は100%という結果である。申告した遊びが子どもの本来的な欲求からであるか否かは疑問の残る部分はあるが、子ども

の答えを重視しグループ分けをした。今後は客観的な評価法の検討が必要となる。

’95, ’96の調査結果を、年齢で区分したため各年齢の傾向はより明確に表現しているといえる。

・歩数について

各年齢の平均値は（表14）に示す通りである。

各グループともバラツキがみられる。

2回目測定歩数の最低、最高値を示す。

		○グループ	×グループ
4才	♂	3303→11713 (8410)	3698→8733 (5035)
	♀	1738→7060 (5322)	3454→6197 (2743)
5才	♂	4107→13376 (9269)	3787→9972 (6185)
	♀	2480→10766 (8286)	2698→9677 (6979)
6才	♂	5057→11814 (6757)	4032→14612 (10580)
	♀	4694→9750 (5056)	

万歩率（1分間あたりの歩数）

		○		×	
		1回目	2回目	1回目	2回目
4才	♂	21.4→61.9	12.6→32.1	21.7→64.1	12.3→29.1
	♀	6.9→50.7	5.7→23.5	5.6→4.4	11.5→20.6
5才	♂	13.9→85.3	13.6→44.5	27.6→66.8	12.6→36.7
	♀	28.8→65.1	8.2→35.8	17.2→56.2	8.9→32.2
6才	♂	29.9→79.8	16.8→39.3	34.4→83.7	13.4→48.7
	♀	29.2→57.5	15.6→32.5		

’95, ’96の調査結果よりもさらに差は拡大する。

・遊びの種類について

各年齢とも○グループが多種である。

(表15, 16) は全遊びのうち上位15種を示したものである。全種の数はいずれも以下のとおりである。

	4 才		5 才		6 才	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀
○	24種	24	24	18	19	20
×	17	21	26	22	17	

(表17) は遊びの種類を4分類したものである。

(図14) は(表17)を図示したものである。

前述の'95, '96の考察同様に、各年齢とも固定遊具が半数を占める。

(表18) は遊びのBest 5を4分類したものである。

(表19, 20) は遊びのBest 5の種類の上位10を示したものである。

遊びの繰り返しがあるため実質上の遊びの種類は以下の通りである。

	4 才		5 才		6 才	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀
○	63種/107回 (58.8%)	60/98 (61.2)	92/164 (56.1)	121/253 (47.8)	42/71 (59.1)	73/150 (48.6)
×	32/64 (50%)	42/83 (50.6)	66/141 (46.8)	57/97 (58.7)	50/79 (63.3)	

Best 3の種類

		○			×		
		1 位	2	3	1 位	2	3
4才	♂	アスレチック	すべり台	ブランコ	アスレチック	かけっこ	散 歩
	♀	ブランコ	鉄 棒	アスレチック	アスレチック	鉄 棒	ブランコ
4才	♂	アスレチック	サッカー	ブランコ	アスレチック	すべり台	かけっこ
	♀	アスレチック	ブランコ	鬼ごっこ	アスレチック	ブランコ	かけっこ
4才	♂	サッカー	アスレチック	リ レ ー	鬼ごっこ	アスレチック	サッカー
	♀	ブランコ	アスレチック	鉄 棒			

○, ×グループとも、種類には大差なく、同種類の遊びが出現している。上位3位に入る種類は多少の順位の違いはあるが、各年齢であらわれている。アスレチックの出現回数は多く遊びに多様性を含んでいることを示す。

’95, ’96の調査結果と同傾向である。

・遊び時間について

(表21) は遊び時間に関しての一覧である。

全遊び中1種目の遊びの所要時間は以下の通りである。

4才♂ 4～5分 4才♀ 3～5分

5才♂ 5～6分 5才♀ 3～5分

6才♂ 6～8分 6才♀ 5分

’95, ’96との比較では(○, ×)では男児全般にわたり1分程度長い。

女児全般が’95, ’96と比較して2分程度幅が広い。

Best 5の遊びの1種目の所要時間

4才♂ 9～10分 4才♀ 8～10分

5才♂ 9～10分 5才♀ 7～9分

6才♂ 10～13分 6才♀ 7分

’95, ’96と比較して1～2分程度長い。

・遊びの人数形成

(表22～25) はBest 5の遊びの人数形成を示したものである。

○, ×グループ双方年長でグループ形成が可能になることを示している。10人以上の数の仲間が形成されていることもあり、遊びの種類によりかなりの差がある。

(図15～25) はBest 5の遊びにあらわれた種類の上位10を4分類し、遊びの出現回数と時間順に示したものである。

・事故傾向児チェックリスト

結果は以下の通りである。(18点以上の%)

	4才		5才		6才	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀
○	2 / 8 (25%)	0 / 9 0	3 / 16 (18.8)	1 / 18 (5.6)	1 / 7 (14.3)	0 / 9 0
×	1 / 4 (25%)	1 / 5 (20)	0 / 10 0	3 / 7 42.8	1 / 7 (14.3)	

現行の保育では何があっても絶対的にケガをさせてはならぬという空気が支配的で、親、教師双方に過剰保護、子どもの管理強化が遊ばない不活発な子どもを作っている原因になっている面がある。子どもを大切にすることが限度を超え身体活動のブレーキとなり、不自然な保育になってしまい、安全に配慮したつもりが逆の結果を生じ、子どもにとっては危険な保育ということにもつながりかねない。子どもの視点に立つ保育の検討がなされなければならない。

まとめ

友だちと遊ばない、遊べない、友だちが出来ない、遊び方を知らない子どもたちの増加が多く報告されている。

本調査は朝の自由時間（9：00～10：00）に子ども1人1人の行動を学生1人づつがついて、出現する遊びの種類、継続時間、遊びの人数形成、事故傾向児のチェックリストを実施し、採点し評価した。

活動量の評価として万歩計を装着し測定した。結果は非常にバラツキが大きいものであり、個々の子どもの活動量のちがいを示した。

’95では1738→14612（12874）

’96では2480→10766（8286）と8000～12000歩の相違がある。

初回遊びと自己申告の遊びが一致するか否かのグループ比較では以下の結果であった。

○グループ 1738→13376（11638）

×グループ 2698→14612（11914）

双方グループとも1万歩以上の違いがある。

幼児の万歩計測定は問題があるが、現行ではベストの方法がないためこの方法で実施した。数値に余りこだわることなく、測定値の行間にあらわれた活動も含め、幼児には多様な種類の活動パターンが生理的な発達のためには大切な要因であろう。

遊びの種類

4～6才男女とも14→24種の遊びが出現し、平均20種である。

多く出現する遊びはアスレチック、すべり台、ブランコ、鉄棒、年長になるとサッカー、リレー、鬼ごっこなどの群遊びが多くなる。遊びの数は10→17の幅で出現する。また回数については数多くあらわれるが、同一の遊びの繰り返しがあり、実質的な遊びの種類は50%前後である。

遊び時間

1種目の遊びの所要時間は以下の通り。

4才♂ 4～5分 4才♀ 4～5分

5才♂ 4～7分 5才♀ 4分

6才♂ 7分30秒 6才♀ 4分

Best 5の遊びにおいては1種目の所要時間は以下の通り

4才♂ 9分 4才♀ 9～10分

5才♂ 10分 5才♀ 8～9分

6才♂ 11～12分 6才♀ 6分

(○、×)グループにおいては1～2分長い。

遊びの人数形成

Best 5の遊びの中の1位に限ってみると

	'95	'96		'95	'96
4才♂	1人	1～6人	♀	1人	1～10人
5才♂	1～8人	1～7人	♀	2～14人	1～15人
6才♂	1～10人	1～16人	♀	2～8人	

各年齢相等の人数形成が見られるが、年長になると同性同志の遊びが多くみ

られる。

仲間づくりのためにも集団遊びの見直しが必要となろう。

遊びの活動意欲を客観的に評価出来る尺度の検討が必要である。

遊びには効率的な面を重視し、特に運動遊びにはトレーニング的色彩が強く打ち出され実施される場合があるが、子どもにとっては苦痛の何ものでもない。遊んでいて楽しい、快適な気持ちを継続出来ることが最も大切な点であろう。これらのことは遊びの内からの欲求にも直結することになる。

活動性が高く、子どもに快い遊びは結果としてトータルな健康づくりにつながる。

参考文献

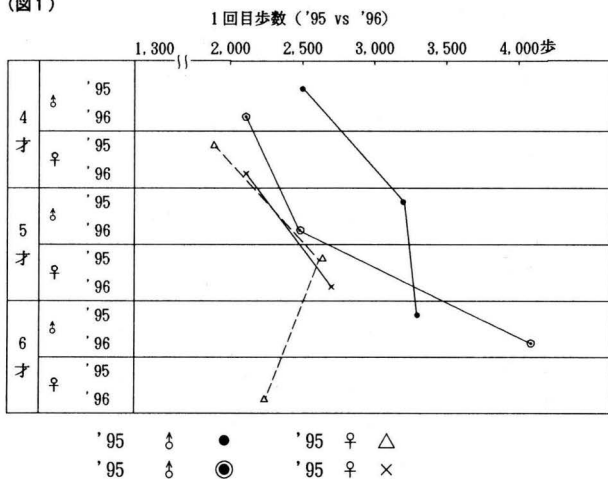
- 1) 「群れ遊び」のすすめ 原田碩三著 黎明書房 1990
- 2) 健康は「あし」から 小野三嗣 朝日文庫 1994
- 3) 健康づくりのワナ 小野三嗣 朝日文庫 1996
- 4) 保育の基本 生活と遊びを通しての保育とは 1997 フレーベル館 森上, 高杉, 今井 編著 後藤, 田中, 渡辺
- 5) 発育発達研究第24号 平成8年7月 日本体育学会発育発達専門分科会 幼児の身体意識に関する研究 松永恵子・松永淳一
- 6) 同上 第26号 平成10年7月 幼児の3才以前と以後の遊びの環境の変化と遊び内容の変化(青柳, 小原, 上田, 古賀)

(表1)

'95 (H7) 11-12月 VS '96 (H8) 6-7月

年齢 性別	グループ	人数	歩数 ①	歩数 ②	Kcal ①	Kcal ②	身長 (cm)	体重 (kg)	あそび の 数	全 遊 び 1種目所要時間	中 ベ ス ト 5 1種目所要時間	9:00-10:00 歩 率 万	9:00-14:00 歩 率 万	初回遊び の 一 致	不 一 致
4才	男	'95	2490	5562	45.7	103.3	107.9	17.7	13	4' 37"	9' 08"	41.5	18.5	57.1 %	42.9 %
	男	'96	2081	7041	37.1	127.3	109.4	19.3	15	5' 26"	9' 24"	34.6	23.4	80	20
5才	男	'95	3190	8363	60.5	151.6	109.1	18.4	8	7' 27"	10' 27"	53.1	27.8	63.6	36.4
	男	'96	2502	5985	45.7	117.9	112.1	20.1	13	4' 48"	10' 22"	40.1	22.1	60	40
6才	男	'95	3291	8187	60.5	146.0	115.0	20.5	9	7' 34"	11' 42"	54.8	27.3	45.4	54.5
	男	'96	4086	9232	75.6	163.3	110.2	17.5	15	7' 31"	12' 14"	68.1	30.7	66	34
4才	女	'95	1370	4372	22.4	88.4	107.5	18.7	15	4' 51"	9' 25"	19.3	14.5	25	75
	女	'96	2120	5131	37.6	89.6	102.4	16.7	12	5' 24"	10' 24"	35.3	17.1	80	20
5才	女	'95	2656	7598	48.1	133.6	108.9	18.2	12	4' 16"	8' 19"	44.2	25.3	69.2	30.8
	女	'96	2735	7045	48.8	124.3	110.5	20.5	16	4' 14"	9' 41"	45.6	23.4	76.9	23.1
6才	女	'95	2368	7315	42.4	130.0	117.6	21.6	15	4' 02"	6' 38"	38.8	24.4	100	0
	女	'96													

(図1)



(表2) 男児 '95 (H7) 11-12月 VS '96 (H8) 6-7月
遊びの種類 (出現回数) < 9 : 00-10 : 00>

4才					5才					6才							
'95 (H7) 11-12月			'96 (H7) 6-7月			'95 (H7) 11-12月			'96 (H7) 6-7月			'95 (H7) 11-12月			'96 (H7) 6-7月		
7人			5人			11人			15人			11人			3人		
No	種 類	%	種 類	数	%	種 類	数	%	種 類	数	%	種 類	数	%	種 類	数	%
1	アスレチック	19 23.1	アスレチック	21 29.6	アスレチック	19 21.1	アスレチック	42 23.3	アスレチック	26 14.4	鬼ごっこ	16 17.2	アスレチック	8 17.8			
2	かけっこ	13 15.8	ブランコ	6 8.5	すべり台	13 14.4	すべり台	21 11.7	サッカー	8 8.6	すべり台	7 15.6					
3	ブランコ	12 14.6	鉄棒	6 8.5	かけっこ	13 14.4	サッカー	16 8.9	ブランコ	7 7.5	サッカー	5 11.1					
4	すべり台	9 11.0	ジャングリズム	5 7.0	鬼ごっこ	12 13.3	ブランコ	16 8.9	ブランコ	7 7.5	ブランコ	4 8.9					
5	鉄棒	4 4.9	のりもの	5 7.0	サッカー	7 7.8	かけっこ	16 8.9	かけっこ	7 7.5	かけっこ	3 6.7					
6	雲てい	4 4.9	すべり台	5 7.0	ブランコ	6 6.7	鉄棒	15 8.3	とび箱	7 7.5	かけっこ	2 4.4					
7	落葉遊び	3 3.7	虫とり	4 5.6	とび箱	4 4.4	のりもの	10 5.6	すべり台	6 6.4	鉄棒	2 4.4					
8	ジャングリズム	3 3.7	折紙	4 5.6	砂あそび	3 3.3	リレー	7 3.9	鉄棒	6 6.4	裏山歩き	2 4.4					
9	サッカー	3 3.7	裏山歩き	3 4.2	かくれんぼ	3 3.3	虫とり	6 3.3	雲てい	5 5.3	虫とり	1 2.2					
10	森の探検	3 3.7	散歩	3 4.2	リレー	2 2.2	雲てい	4 2.2	室内あそび	4 4.3	のりもの	1 2.2					
11	のりもの	3 3.7	雲てい	3 4.2	落葉あそび	2 2.2	鬼ごっこ	4 2.2	かくれんぼ	2 2.2	動物と遊ぶ	1 2.2					
12	散歩	2 2.4	木登り	2 2.8	散歩	2 2.2	とび箱	4 2.2	森の探検	2 2.2	雲てい	1 2.2					
13	鬼ごっこ	2 2.4	ブロック	2 2.8	室内あそび	2 2.2	裏山歩き	3 1.7	裏山登り	2 2.2	砂あそび	1 2.2					
14	砂あそび	1 1.2	サッカー	1 1.4	のりもの	1 1.1	散歩	3 1.7	すもう	2 2.2	シーソー	1 2.2					
15	タイヤとび	1 1.2	落葉あそび	1 1.4	ジャングリズム	1 1.1	ボールあそび	3 1.7	リレー	2 2.2							
			82	100	71	99.8	90	99.7	180	100	93	100	45	99.9			

(表3) 女児 '95 (H7) 11-12月 VS '96 (H8) 6-7月
遊びの種類 (出現回数) < 9 : 00-10 : 00 >

4才				5才				6才							
'95 (H7) 11-12月		'96 (H7) 6-7月		'95 (H7) 11-12月		'96 (H7) 6-7月		'95 (H7) 11-12月		'96 (H7) 6-7月					
4人		10人		13人		13人		8人		0人					
No	種 類	数	%	種 類	数	%	種 類	数	%	種 類	数	%			
1	アスレチック	14	25.4	アスレチック	19	17.8	かけっこ	28	19.4	アスレチック	47	22.9	アスレチック	20	18.9
2	ブランコ	8	14.5	鉄棒	17	15.9	アスレチック	26	18.1	鉄棒	28	13.7	ブランコ	16	15.1
3	雲てい	4	7.3	ブランコ	13	12.1	ブランコ	20	13.9	ブランコ	25	12.2	鉄棒	13	12.3
4	鉄棒	4	7.3	鬼ごっこ	13	12.1	すべり台	12	8.3	すべり台	17	8.3	かけっこ	12	11.3
5	たこあげ	4	7.3	すべり台	8	7.5	鉄棒	12	8.3	雲てい	16	7.8	雲てい	11	10.4
6	かけっこ	4	7.3	かけっこ	6	5.6	雲てい	10	6.9	ジャングルジム	14	6.8	ジャングルジム	7	6.6
7	落葉遊び	3	5.5	ジャングルジム	5	4.7	鬼ごっこ	7	4.8	鬼ごっこ	13	6.3	すべり台	6	5.7
8	裏山登り	3	5.5	動物と遊ぶ	5	4.7	タイヤとび	7	4.8	かけっこ	11	5.4	鬼ごっこ	6	5.7
9	まゝごと	3	5.5	散歩	4	3.7	ジャングルジム	5	3.5	のりもの	9	4.4	のりもの	5	4.7
10	ジャングルジム	2	3.6	森への探検	4	3.7	のりもの	4	2.8	森への探検	6	2.9	砂あそび	3	2.8
11	室内あそび	2	3.6	雲てい	3	2.8	落葉あそび	4	2.8	虫とり	5	2.4	タイヤとび	2	1.9
12	ごっこ遊び	1	1.8	のりもの	3	2.8	たこあげ	3	2.1	タイヤとび	4	1.9	落葉遊び	2	1.9
13	おしゃべり	1	1.8	ごっこ遊び	3	2.8	散歩	2	1.4	リレー	4	1.9	体操	1	0.9
14	ブロック	1	1.8	虫とり	2	1.9	とび箱	2	1.4	散歩	3	1.5	トランポリン	1	0.9
15	絵本	1	1.8	木の葉拾い	2	1.9	体操	2	1.4	落葉遊び	3	1.5	たこあげ	1	0.9
		55	100		107	100		144	99.9		205	99.9		106	100

(表4) 全遊びの出現回数

'95 (H7) 11-12月 VS '96 (H8) 6-7月

性別	年齢	人数 グループ	全 体		固定遊具		手具その他		身体的あそび		のりもの	
			回数	%	回数	%	回数	%	回数	%	回数	%
男	4才	7人 '95	88	99.9	53	60.2	9	10.2	23	26.1	3	3.4
		5 '96	75	100	46	61.3	15	20	9	12.0	5	6.7
	5才	11 '95	93	100	48	51.6	12	12.9	32	34.4	1	1.1
		15 '96	193	100	109	56.5	39	20.2	35	18.1	10	5.2
	6才	11 '95	99	99.9	50	50.5	14	14.1	34	34.3	1	1
		3 '96	45	100	24	53.3	7	15.6	13	28.9	1	2.2
女	4才	4 '95	61	100	35	57.4	16	26.2	9	14.8	1	1.6
		10 '96	117	100	68	58.1	18	15.4	28	23.9	3	2.6
	5才	13 '95	153	100	95	62.1	13	8.5	41	26.8	4	2.6
		13 '96	213	99.9	154	72.3	12	5.6	38	17.8	9	4.2
	6才	8 '95	110	99.9	79	71.8	5	4.5	21	19.1	5	4.5
		0 '96										

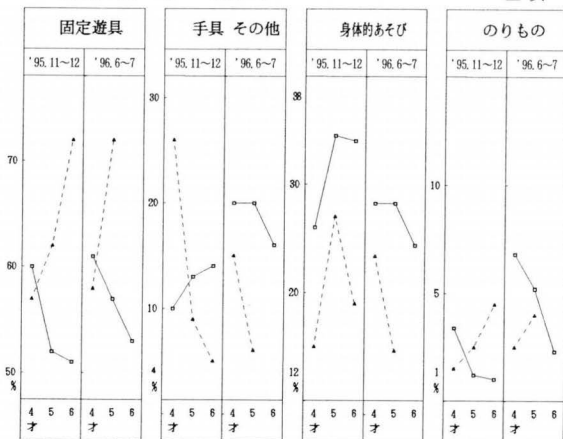
(図2)

全遊びの出現回数

□ 男

△ 女

'95. 11-12 VS '96. 6-7



(表5) 遊びのベスト5の出現回数

'95 (H7) 11-12月 VS '96 (H8) 6-7月

性別	年令	人数	固定遊具		手具その他		身体的あそび		のりもの		全 体	
			回数	%	回数	%	回数	%	回数	%	回数	%
男	'95 11-12月 4才	7人	18	51.4	0	0	15	42.9	2	5.7	35	100
	'96 6-7月 //	5人	11	47.8	7	30.4	3	13	2	8.7	23	99.9
	'95 5才	11人	20	41.7	7	14.5	20	41.7	1	2.1	48	100
	'96 //	15人	37	52.9	15	21.4	14	20	4	5.7	70	100
	'95 6才	11人	16	32.7	13	26.5	19	38.8	1	2.0	49	100
	'96 //	3人	7	50.0	3	21.4	4	28.6	0	0	14	100
女	'95 4才	4人	9	47.4	7	36.8	3	15.8	0	0	19	100
	'96 //	10人	27	55.1	7	14.3	12	24.5	3	6.1	49	100
	'95 5才	13人	26	46.4	6	10.7	20	35.7	4	7.1	56	99.9
	'96 //	13人	44	68.8	6	9.4	12	18.7	2	3.1	64	100
	'95 6才	8人	27	67.5	3	7.5	7	17.5	3	7.5	40	100

(表6) 遊びのベスト5における出現回数と遊び時間の比較 男児

出現回数順	長時間順	回数	長時間順	回数	長時間順
'95, 11-12月	4才 男		'95, 5才 男		'95, 6才 男
アスレチック	1 アスレチック	鬼ごっこ	1 鬼ごっこ	サッカー	1 サッカー
かけっこ	2 かけっこ	アスレチック	2 アスレチック	鬼ごっこ	2 鬼ごっこ
ブランコ	3 落葉で遊ぶ	サッカー	3 サッカー	アスレチック	3 室内でのあそび
すべり台	4 ブランコ	すべり台	4 すべり台	室内でのあそび	4 アスレチック
散歩	5 すべり台	かけっこ	5 落葉であそぶ	とび箱	5 とび箱
鉄棒	6 森の中へ探検	ブランコ	6 かけっこ	かけっこ	6 かぐれんぼ
自転車(のりもの)	7 鬼ごっこ	砂あそび	7 かぐれんぼ	ブランコ	7 すもう
落葉で遊ぶ	8 かぐれんぼ	落葉であそぶ	8 とび箱	かぐれんぼ	8 まゝごと
鬼ごっこ	9 木の葉拾い	散歩	9 宝さがし	リレー	9 リレー
森の中へ探検	10 自転車(のりもの)	とび箱	10 砂あそび	すもう	10 すもう

出現回数順	長時間順	回数	長時間順	回数	長時間順
'96, 6-7月	4才 男		'96, 5才 男		'96, 6才 男
アスレチック	1 アスレチック	アスレチック	1 アスレチック	アスレチック	1 サッカー
すべり台	2 裏山歩き	すべり台	2 サッカー	サッカー	2 リレー
ジャングリズム	3 室内での遊び	ブランコ	3 虫と遊ぶ	すべり台	3 アスレチック
自転車(のりもの)	4 虫と遊ぶ	サッカー	4 鬼ごっこ	リレー	4 すべり台
裏山歩き	5 ブロックであそぶ	自転車(のりもの)	5 すべり台	ブランコ	5 裏山歩き
虫と遊ぶ	6 ブランコ	鉄棒	6 ブランコ	虫とあそぶ	6 ブランコ
ブランコ	7 すべり台	かけっこ	7 かけっこ	裏山歩き	7 かけっこ
室内でのあそび	8 ジャングリズム	虫と遊ぶ	8 リレー	かけっこ	8 虫とあそぶ
ブロックであそぶ	9 ごっこ遊び	散歩	9 自転車(のりもの)		
ごっこ遊び	10 サッカー	とび箱	10 とび箱		

(表7) 遊びのベスト5における出現回数と遊び時間の比較 女児

出現回数順	長時間順	回数順	長時間順	回数順	長時間順
'95. 11-12月	4才 女	'95. 5才 女	'95. 6才 女	'95. 6才 女	'95. 6才 女
1 アスレチック	1 アスレチック	かけっこ	1 鬼ごっこ	ブランコ	1 アスレチック
2 ブランコ	2 落葉であそぶ	ブランコ	2 かけっこ	アスレチック	2 ブランコ
3 鉄棒	3 室内のあそび	鬼ごっこ	3 アスレチック	鉄棒	3 かけっこ
4 まゝごと	4 かけっこ	アスレチック	4 ブランコ	ジャングルジム	4 鬼ごっこ
5 電車ごっこ	5 ブランコ	鉄棒	5 鉄棒	自転車(のりもの)	5 鉄棒
6 室内のあそび	6 たこあげ	自転車(のりもの)	6 たこあげ	かけっこ	6 ジャングルジム
7 おしゃべり	7 鉄棒	落葉であそぶ	7 自転車(のりもの)	雲てい	7 自転車(のりもの)
8 絵本を読む	8 まゝごと	雲てい	8 かくれんぼ	鬼ごっこ	8 まゝごと
9 ブロックであそぶ	9 おしゃべり	たこあげ	9 雲てい	落葉であそぶ	9 落葉であそぶ
10 たこあげ	10 絵本を読む	とび箱	10 とび箱	砂あそび	10 裏山のぼり

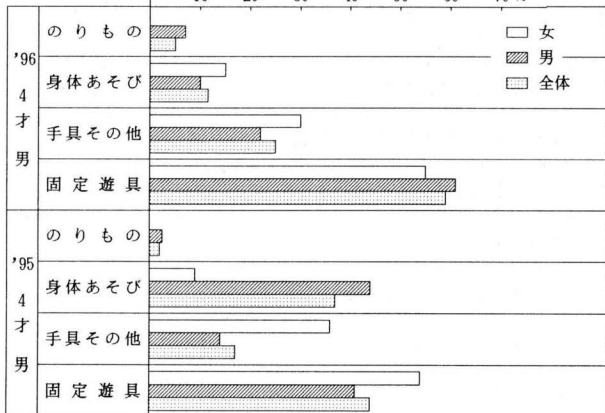
'96. 6-7月	4才 女	'96. 5才 女	'96. 6才 女
1 アスレチック	鉄棒	アスレチック	アスレチック
2 ブランコ	2 アスレチック	ブランコ	2 鬼ごっこ
3 鉄棒	3 ブランコ	すべり台	3 ブランコ
4 鬼ごっこ	4 鬼ごっこ	鉄棒	4 鉄棒
5 動物とあそぶ	5 森の中へ探検	鬼ごっこ	5 すべり台
6 すべり台	6 動物とあそぶ	リレー	6 ジャングルジム
7 自転車(のりもの)	7 散歩	雲てい	7 リレー
8 ジャングルジム	8 ごっこ遊び	森の中へ探検	8 虫とあそぶ
9 森の中へ探検	9 すべり台	ジャングルジム	9 雲てい
10 散歩	10 自転車(のりもの)	自転車(のりもの)	10 自転車(のりもの)

(図3)

遊びの出現回数順

遊びのベスト10による人数形式

10 20 30 40 50 60 70 %

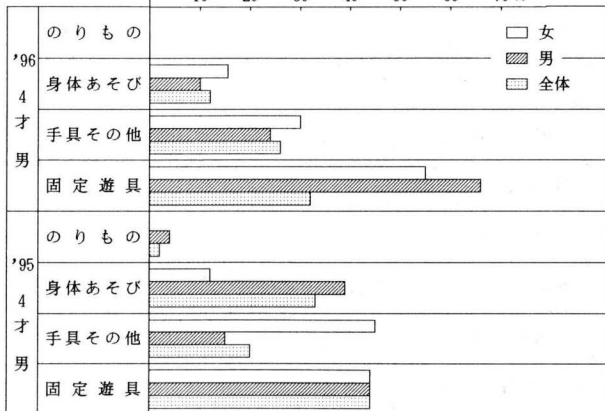


(図4)

遊びの長時間順

遊びのベスト10による人数形式

10 20 30 40 50 60 70 %

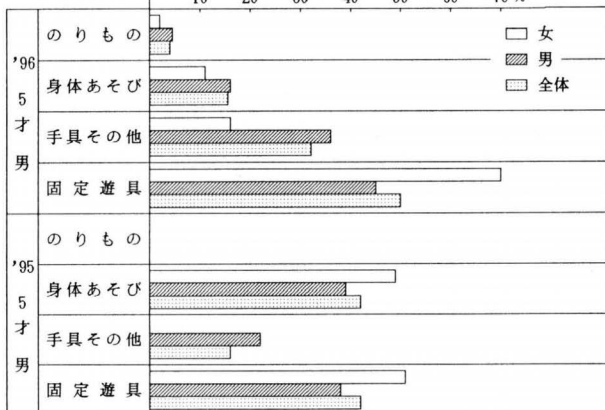


(図5)

遊びの出現回数順

遊びのベスト10による人数形式

10 20 30 40 50 60 70 %

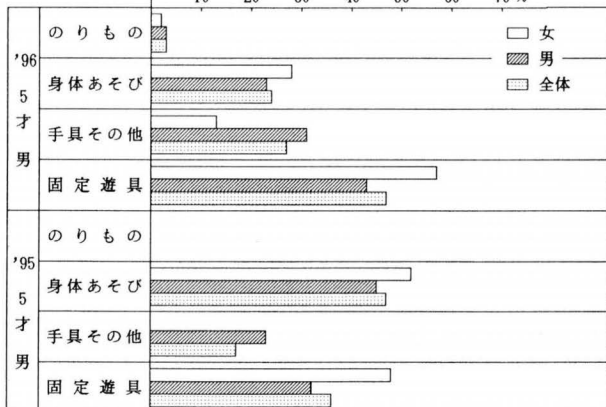


(図6)

遊びの長時間順

遊びのベスト10による人数形式

10 20 30 40 50 60 70 %

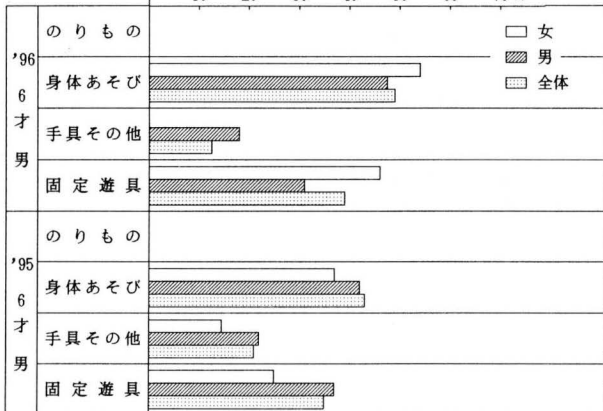


(図7)

遊びの出現回数順

遊びのベスト10による人数形式

10 20 30 40 50 60 70 %

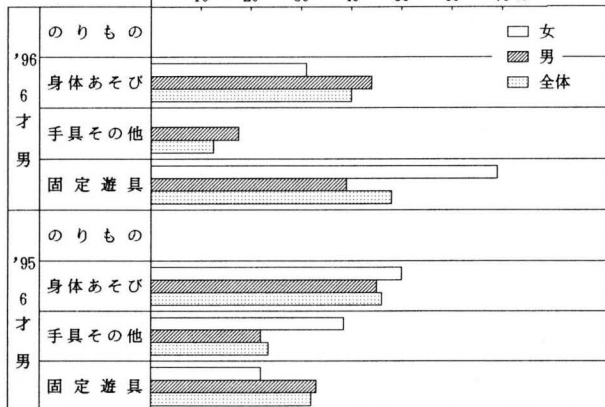


(図8)

遊びの長時間順

遊びのベスト10による人数形式

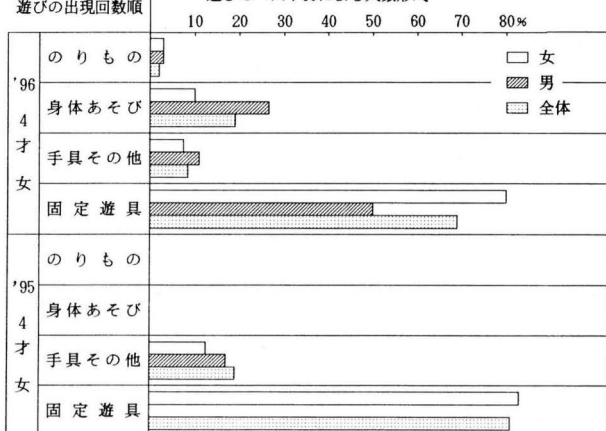
10 20 30 40 50 60 70 %



(図9)

遊びの出現回数順

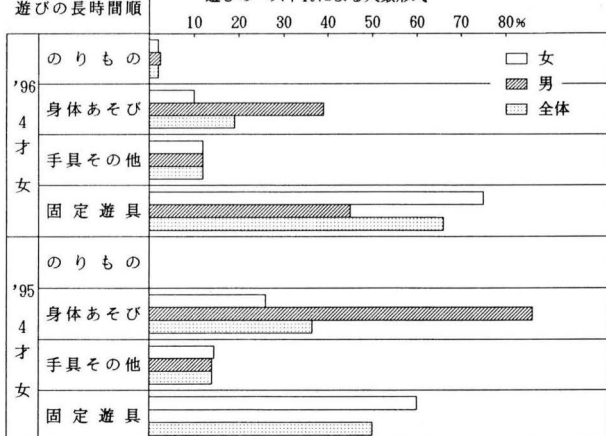
遊びのベスト10による人数形式



(図10)

遊びの長時間順

遊びのベスト10による人数形式

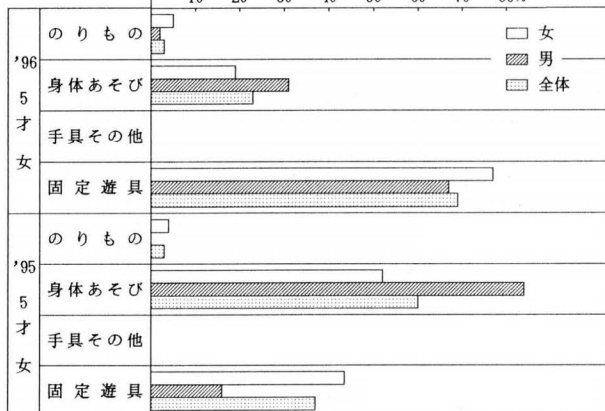


(図11)

遊びの出現回数順

遊びのベスト10による人数形式

10 20 30 40 50 60 70 80%

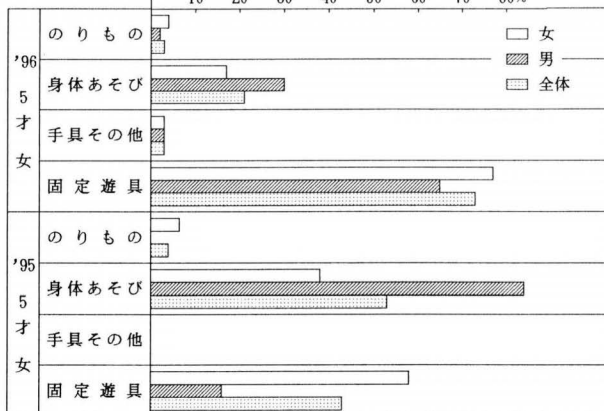


(図12)

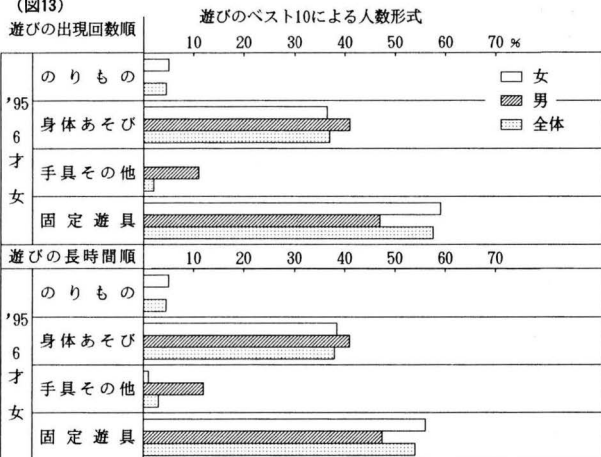
遊びの長時間順

遊びのベスト10による人数形式

10 20 30 40 50 60 70 80%



(図13)



(表8)

〔9:00-10:00〕の全遊び時間とベスト5の遊び時間

性別	グループ	年齢(才)	人数(人)	全遊び時間 (秒)	グループ平均 (秒)	ベスト5遊び 時間(秒)	グループ平均 (秒)	ベスト5遊び 時間(%)	その他の遊び (%)
男	'95. 11-12月	4	7	20782	2969	19506	2787	93.9	6.1
	'96. 6-7月	//	5	14476	2895	12019	2404	83.0	17.0
	'95.	5	11	28011	2546	27667	5533	98.8	1.2
	'96.	//	15	42942	2862	39542	2636	92.1	7.9
	'95.	6	11	31613	2874	29832	2712	94.4	5.6
	'96.	//	3	10638	3546	9588	3196	90.1	9.9
女	'95. 11-12月	4	4	10720	2680	9910	2478	92.4	7.6
	'96. 6-7月	//	10	31445	3145	29054	2905	92.4	7.6
	'95.	5	13	25882	1991	22993	1769	88.8	11.2
	'96.	//	13	41047	3157	36547	2811	89.0	11
	'95.	6	8	16578	2072	14958	1870	90.2	9.8
	'96.	//	0						

(表9)

遊びの人数 Best 5 '95 (H7) 回数順

	1) アスレチック (3600秒) 5回		2) かけっこ (2250) 5回		3) ブランコ (1957) 5回		4) すべり台 (1800) 5回		5) 散歩 (780) 2回	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀
4才(男)7人	A	1	A	1	A	1	A	0	A	1
	B	1	B	2	B	0	B	0	B	0
	C	1	C	1	C	1	C	3		
	D	0	D	7	D	2	D	3		
	E	0	E	0	E	4	E	2 1		
計	3	(3)	11	(11)	8	(8)	9	(5) (4)	1	(1)

	1) 鬼ごっこ (7109秒) 8回		2) アスレチック (4392) 7回		3) サッカー (4197) 5回		4) すべり台 (2094) 4回		5) かけっこ (1675) 4回	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀
5才(男)11人	A	1	A	6 1	A	4	A	3 3	A	3 1
	B	3	B	1	B	5	B	3	B	0
	C	2	C	3 1	C	3	C	5	C	5
	D	5	D	5	D	5	D	0	D	2 2
	E	8 4	E	1	E	1				
	F	5 3	F	4 3						
	G	5	G	1						
	H	1								
計	37	(30) (7)	26	(16) (10)	18	(18)	14	(11) (3)	13	(5) (8)

	1) サッカー (7157秒) 7回		2) 鬼ごっこ (7007) 7回		3) アスレチック (3038) 6回		4) 室内あそび (3540) 4回		5) とび箱 (3013) 4回	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀
6才(男)11人	A	5	A	5	A	0	A	2	A	6 4
	B	5	B	15 2	B	20	B	1	B	1
	C	4	C	15 3	C	20	C	3	C	6
	D	10	D	7	D	2	D	2 3	D	4
	E	5	E	7 4	E	0				
	F	5	F	5	F	5				
	G	1	G	5						
計	35	(35)	68	(59) (9)	47	(47)	11	(8) (3)	21	(17) (4)

(表 10)

遊びの人数 Best 5 '95 (H 7) 回数順

	1) アスレチック		2) ブランコ		3) 鉄棒		4) まゝごと		5) 電車ごっこ	
	(2538秒) 3回		(592) 3回		(480) 2回		(420) 1回		(90) 1回	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀
4才(女)4人	A	1	A	1	A	1	A	1	A	1
	B	0	B	0	B	6				
	C	12	C	0						
計	13	(13)	1	(1)	7	(7)	1	(1)	1	(1)

	1) かけっこ		2) ブランコ		3) 鬼ごっこ		4) アスレチック		5) 鉄棒	
	(3895秒) 10回		(2984) 8回		(5216) 7回		(3561) 6回		(1326) 5回	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀
5才(女)13人	A	0	A	1	A	4	A	0	A	0
	B	2	B	1	B	14	B	0	B	2
	C	2	C	0	C	5	C	10	C	4
	D	0	D	1	D	4	D	12	D	4
	E	0	E	2	E	2	E	3	E	2
	F	14	F	0	F	4	F	0		
	G	12	G	0	G	5				
	H	5	H	2						
	I	3								
	J	0								
計	42	(6)	8	(1)	54	(30)	26	(1)	12	(12)

	1) ブランコ		2) アスレチック		3) 鉄棒		4) ジャンダルム		5) のりもの	
	(1539秒) 7回		(3447) 6回		(1113) 5回		(840) 4回		(774) 3回	
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀
6才(女)8人	A	6	A	1	A	0	A	1	A	0
	B	8	B	3	B	2	B	1	B	2
	C	0	C	1	C	2	C	1	C	2
	D	2	D	0	D	1	D	0		
	E	3	E	1	E	1				
	F	0	F	0						
	G	0								
計	19	(19)	23	(4)	6	(3)	3	(1)	4	(4)

(表11)

遊びの人数 Best 5 '96 (H7) 回数順

		1) アスレチック (4069秒) 5回		2) すべり台 (579) 2回		3) ジャンクジム (572) 2回		4) のりもの (279) 2回		5) 裏山歩き (1477) 2回		
		♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	
4才(男)5人	A	6	1	A	3	A	1	A	2	A	3	1
	B	0	0	B	2	1	B	3	B	1	2	
	C	1	1									
	D	4	4									
	E	7	1									
計		25	(18)	(7)	6	(5)	(1)	4	(1)	(3)	3	(3)

	1) アスレチック (10238秒)11回			2) すべり台 (2492) 8回			3) ブランコ (2400) 8回			4) サッカー (6635) 6回			5) のりもの (1478) 4回			
		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀	
	A	5	3	A	0		A	0	0	A	7		A	0	0	
5才(男)15人	B	2	1	B	4		B	3		B	11		B	3	1	
	C	2		C	5		C	5		C	13		C	4		
	D	2	1	D	7		D	1	2	D	3		D	0	0	
	E	4		E	1		E	3	2	E	4					
	F	7	2	F	0		F	0	0	F	14					
	G	2	6	G	1		G	1	3							
	H	2		H	6		H	1								
	I	2	4													
	J	0	0													
	K	5	6													
	L	6														
	計	62	(39)	(23)	24	(24)	(0)	21	(14)	(7)	52	(52)		8	(7)	(1)

	1) アスレチック (1683秒) 3回			2) サッカー (2598) 2回			3) すべり台 (1334) 2回			4) リレー (1860) 2回			5) ブランコ (570) 2回		
		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀
6才(男)3人	A	1		A	3		A	0	0	A	11	6	A	2	2
	B	16	1	B	8		B	1	1	B	3	2	B		3
	C	3	5												
計	25	(19)	(6)	11	(11)		2	(1)	(1)	22	(14)	(8)	7	(2)	(5)

(表12)

遊びの人数 Best5 '96 (H8) 回数順

	1) アスレチック		2) ブランコ		3) 鉄 棒		4) 鬼ごっこ		5) 動物とあそぶ						
	(5940秒) 7回		(4367) 6回		(6951) 6回		(2539) 4回		(1410) 3回						
4才(女)10人	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀					
	A	2	9	A		5	A	4	7	A	6	3	A	1	3
	B		4	B	1	7	B	3	5	B	9		B	1	2
	C	2		C	2	2	C	5	12	C	2	1	C	6	4
	D		3	D	1	2	D		6	D	2	4			
	E	2	1	E	1	3	E		8						
	F		10	F	3	3	F		3						
G	2	2													
計	36	(8)	(28)	30	(8)	(22)	53	(12)	(41)	27	(19)	(8)	17	(8)	(9)

	1) アスレチック (12267秒)12回			2) ブランコ (3456) 10回			3) すべり台 (2310) 7回			4) 鉄 棒 (2571) 6回			5) 鬼ごっこ (5004) 4回		
		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀
5才(女)13人	A	2	7	A		2	A		2	A		7	A	3	15
	B	4	5	B	1	1	B		5	B		11	B	5	3
	C	0	0	C	3	1	C	0	0	C	1	5	C	6	5
	D	1		D	2	3	D	3	1	D		4	D	1	2
	E	3	4	E	1	5	E	2	3	E	1	4			
	F	3	4	F	7		F	2	2	F	6	11			
	G	3	5	G		2	G		2						
	H	1	6	H	1	4									
	I		6	I		1									
	J	1	3	J	2										
	K	2	4												
	L	11	15												
計	90	(31)	(59)	36	(17)	(19)	22	(7)	(15)	50	(8)	(42)	40	(15)	(25)

(表13)

ケガをしやすい子のチェックリスト

- | | | | | | | | |
|----|-------------|---|----|---|---|---|------|
| 1 | 動作が素早い | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 2 | 積極性がある | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 3 | 勇気がある | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 4 | 体が丈夫である | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 5 | よくしゃべる | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 6 | 興奮しやすい | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 7 | 落ち着きがない | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 8 | 気分が変わりやすい | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 9 | 気が短い | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 10 | 好奇心が強い | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 11 | わがままである | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 12 | 競争心が強い | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 13 | 乱暴である | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 14 | けんかをよくする | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 15 | 不満が多い | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 16 | 弱い子や動物をいじめる | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |
| 17 | 幼稚なところがある | (| はい | ・ | ? | ・ | いいえ) |

ご協力ありがとうございました

(表14) 初回遊びの一致グループ VS 不一致グループ '95 (11~12月)
一致 (○) 不一致 (×) '96 (6~7月)

年令 性別	グル ープ	人 数	歩数		Kcal		身長 (cm)	体重 (kg)	あそびの数	全遊び中 1種目所要時間		ベスト5中 1種目所要時間		9:00-10:00 万歩率		9:00-14:00 万歩率	
			①	②	①	②											
4才 男	○	8人	2186	6462	39.0	117.5	109.4	18.9	13	5' 33"	9' 08"	36.4	21.5				
	×	4人	2586	5611	48.3	105.0	106.8	16.5	16	4' 06"	10' 08"	43.0	18.6				
5才 男	○	16人	2660	7076	49.6	126.9	110.9	19.0	10	6' 17"	10' 27"	43.0	23.5				
	×	10人	3006	6854	55.6	140.6	110.8	20.0	14	5' 05"	9' 15"	49.7	26.1				
6才 男	○	7人	3461	8352	64.2	148.7	112.8	18.5	10	8' 54"	13' 39"	57.6	27.8				
	×	7人	3462	8470	63.3	150.8	115.1	21.4	11	6' 28"	10'	57.6	28.2				
4才 女	○	9人	1937	4876	33.6	84.1	103.0	16.9	11	5' 56"	10' 16"	32.2	16.2				
	×	5人	1849	4982	32.7	98.5	105.4	18.0	17	3' 27"	8' 46"	30.4	16.5				
5才 女	○	18人	2784	7408	50.6	130.8	109.6	19.7	14	4' 06"	9' 15"	46.3	24.6				
	×	7人	2391	7132	41.7	125.6	109.7	18.3	14	3' 17"	7' 22"	39.8	23.7				
6才 女	○	9人	2465	7289	44.1	128.8	117.0	21.5	17	5' 23"	7' 11"	40.4	24.2				
	×	0人															

(表 15) 男児 遊びの種類 (出現回数) 初回遊びと不一致グループ (×) 比較
初回遊びと一致グループ (○)

4才										5才										6才													
('95~'96)○グループ					('95~'96)×グループ					○グループ					×グループ					○グループ					×グループ								
8人					4人					16人					10人					7人					7人								
No.	種	類	数	%	種	類	数	%	種	類	数	%	種	類	数	%	種	類	数	%	種	類	数	%	種	類	数	%	種	類	数	%	
1	アスレチック	9	17.0	アスレチック	4	13.3	アスレチック	11	13.4	アスレチック	9	16.7	サッカー	6	15.7	アスレチック	6	15.7	アスレチック	6	15.7	アスレチック	6	12.5	アスレチック	6	12.5	アスレチック	6	12.5	アスレチック	6	12.5
2	ブランコ	7	13.2	かけっこ	4	13.3	ブランコ	11	13.4	すべり台	7	13.0	アスレチック	5	13.1	鬼ごっこ	5	13.1	鬼ごっこ	5	13.1	鬼ごっこ	5	10.4	鬼ごっこ	5	10.4	鬼ごっこ	5	10.4	鬼ごっこ	5	10.4
3	すべり台	6	11.3	散歩	3	10.0	サッカー	10	12.2	かけっこ	6	11.1	リレー	3	7.9	すべり台	3	7.9	すべり台	3	7.9	すべり台	3	10.4	すべり台	3	10.4	すべり台	3	10.4	すべり台	3	10.4
4	ジャンケン	5	9.4	すべり台	3	10.0	すべり台	9	11.0	ブランコ	6	11.1	すべり台	3	7.9	サッカー	4	8.3	サッカー	4	8.3	サッカー	4	8.3	サッカー	4	8.3	サッカー	4	8.3	サッカー	4	8.3
5	裏山歩き	4	7.5	落葉あそび	2	6.7	リレー	7	8.5	鉄棒	5	9.3	かけっこ	3	7.9	とび箱	4	8.3	とび箱	4	8.3	とび箱	4	8.3	とび箱	4	8.3	とび箱	4	8.3	とび箱	4	8.3
6	のりもの	4	7.5	ブランコ	2	6.7	鬼ごっこ	5	6.1	サッカー	4	7.4	ブランコ	3	7.9	雲てい	4	8.3	雲てい	4	8.3	雲てい	4	8.3	雲てい	4	8.3	雲てい	4	8.3	雲てい	4	8.3
7	雲てい	4	7.5	鉄棒	2	6.7	鉄棒	5	6.1	のりもの	4	7.4	鬼ごっこ	2	5.3	室内あそび	3	6.2	室内あそび	3	6.2	室内あそび	3	6.2	室内あそび	3	6.2	室内あそび	3	6.2	室内あそび	3	6.2
8	鉄棒	3	5.7	雲てい	2	6.7	かけっこ	4	4.9	鬼ごっこ	3	5.6	とび箱	2	5.3	ブランコ	3	6.2	ブランコ	3	6.2	ブランコ	3	6.2	ブランコ	3	6.2	ブランコ	3	6.2	ブランコ	3	6.2
9	鬼ごっこ	2	3.8	ジャンケン	2	6.7	散歩	4	4.9	雲てい	3	5.6	裏山あそび	2	5.3	かけっこ	3	6.2	かけっこ	3	6.2	かけっこ	3	6.2	かけっこ	3	6.2	かけっこ	3	6.2	かけっこ	3	6.2
10	落葉遊び	2	3.8	かくれんぼ	1	3.3	のりもの	4	4.9	ボールあそび	2	3.7	のりもの	2	5.3	かくれんぼ	2	4.2	かくれんぼ	2	4.2	かくれんぼ	2	4.2	かくれんぼ	2	4.2	かくれんぼ	2	4.2	かくれんぼ	2	4.2
11	かけっこ	2	3.8	木の葉ひろい	1	3.3	とび箱	3	3.7	落葉あそび	1	1.8	砂あそび	2	5.3	すもも	2	4.2	すもも	2	4.2	すもも	2	4.2	すもも	2	4.2	すもも	2	4.2	すもも	2	4.2
12	サッカー	2	3.8	虫とり	1	3.3	落葉あそび	3	3.7	宝さがし	1	1.8	雲てい	2	5.3	裏山登り	2	4.2	裏山登り	2	4.2	裏山登り	2	4.2	裏山登り	2	4.2	裏山登り	2	4.2	裏山登り	2	4.2
13	森への探検	1	1.9	サッカー	1	3.3	虫とり	2	2.4	かくれんぼ	1	1.8	室内あそび	1	2.6	鉄棒	2	4.2	鉄棒	2	4.2	鉄棒	2	4.2	鉄棒	2	4.2	鉄棒	2	4.2	鉄棒	2	4.2
14	室内あそび	1	1.9	のりもの	1	3.3	砂あそび	2	2.4	刈り込み遊び	1	1.8	まごこと	1	2.6	森への探検	2	4.2	森への探検	2	4.2	森への探検	2	4.2	森への探検	2	4.2	森への探検	2	4.2	森への探検	2	4.2
15	ブロック	1	1.9	木登り	1	3.3	おしゃべり	2	2.4	とび箱	1	1.8	散歩	1	2.6	砂あそび	1	2.1	砂あそび	1	2.1	砂あそび	1	2.1	砂あそび	1	2.1	砂あそび	1	2.1	砂あそび	1	2.1
		53	100		30	99.9		82	100		54	99.9		38	100		48	99.9		48	99.9		48	99.9		48	99.9		48	99.9		48	99.9

(表 16)

女児 遊びの種類 (出現回数)

初回遊びと不一致グループ (×) 比較

初回遊びと一致グループ (○)

No	4才						5才						6才					
	9人						18人						7人					
	(*95~*96)○グループ						(*95~*96)×グループ						○グループ					
	種 類	数	%	種 類	数	%	種 類	数	%	種 類	数	%	種 類	数	%	種 類	数	%
1	鉄棒	8	16	アスレチック	5	13.8	ブランコ	16	13.3	ブランコ	6	12	アスレチック	8	11.8			
2	ブランコ	7	14	ブランコ	4	11.0	鉄棒	14	11.7	アスレチック	5	10	ブランコ	8	11.8			
3	アスレチック	6	12	落葉あそび	3	8.3	アスレチック	13	10.8	かけっこ	5	10	鉄棒	8	11.8			
4	鬼ごっこ	4	8	鉄棒	3	8.3	雲てい	12	10.0	鉄棒	5	10	雲てい	8	11.8			
5	動物とあそぶ	3	6	かけっこ	3	8.3	鬼ごっこ	11	9.2	雲てい	5	10	ジャングリズム	7	10.3			
6	散歩	3	6	鬼ごっこ	2	5.6	かけっこ	11	9.2	タイヤとび	4	8	かけっこ	6	8.8			
7	すべり台	3	6	裏山のぼり	2	5.6	すべり台	11	9.2	すべり台	4	8	のりもの	5	7.3			
8	ジャングリズム	3	6	のりもの	2	5.6	ジャングリズム	9	7.5	鬼ごっこ	3	6	すべり台	5	7.3			
9	雲てい	3	6	まゝごと	2	5.6	のりもの	5	4.1	虫とり	2	4	鬼ごっこ	3	4.4			
10	森への探検	2	4	砂あそび	2	5.6	落葉あそび	4	3.3	散歩	2	4	タイヤとび	3	4.4			
11	木の葉ひろい	2	4	タイヤとび	2	5.6	タイヤとび	4	3.3	森への探検	2	4	落葉あそび	2	2.9			
12	のりもの	2	4	雲てい	2	5.6	とび箱	3	2.5	ジャングリズム	2	4	砂あそび	2	2.9			
13	虫とり	2	4	すべり台	2	5.6	散歩	3	2.5	のりもの	2	4	まゝごと	1	1.5			
14	室内あそび	1	2	たこあげ	1	2.7	たこあげ	2	1.7	落葉あそび	23	4	リレー	1	1.5			
15	ごっこあそび	1	2	折紙	1	2.7	リレー	2	1.7	かくれんぼ	1	2	裏山のぼり	1	1.5			
		50	100		36	100		120	100		50	100		68	100			

(表 17) 全遊びの出現回数

初回遊び一致グループ (○) VS 不一致グループ (×)

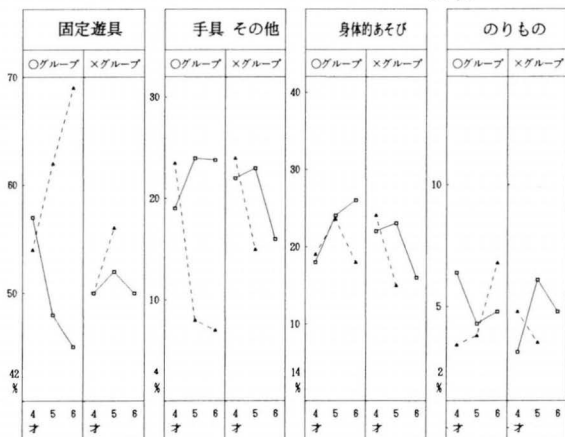
性別	年齢		人数	固定遊具		手具その他		身体的あそび		のりもの		全 体	
				回数	%	回数	%	回数	%	回数	%	回数	%
男	4才	○	(8人)	35	56.5	12	19.4	11	17.7	4	6.4	62	100
		×	(4人)	16	50.0	7	21.9	8	25.0	1	3.1	32	100
	5才	○	(16人)	44	47.8	22	23.9	22	23.9	4	4.3	92	99.9
		×	(10人)	34	52.3	15	23.1	12	18.5	4	6.1	65	100
	6才	○	(7人)	19	45.2	10	23.8	11	26.2	2	4.8	42	100
		×	(7人)	25	50.0	8	16.0	17	34.0	0		50	100
女	4才	○	(9人)	32	54.2	14	23.7	11	18.6	2	3.4	59	99.9
		×	(5人)	21	50.0	10	23.8	9	21.4	2	4.8	42	100
	5才	○	(18人)	84	64.1	11	8.4	31	23.7	5	3.8	131	100
		×	(7人)	32	56.1	9	15.8	14	24.6	2	3.5	57	100
	6才	○	(9人)	50	68.5	5	6.8	13	17.8	5	6.8	73	99.9
		×	(0人)	0		0		0		0		0	

(図14)

全遊びの出現回数

□ 男

△ 女



(表 18) 遊びのベスト5の出現回数

初回遊び一致グループ (○) VS 不一致グループ (×)

性別	年齢	人数	固定遊具		手具その他		身体的あそび		のりもの		全 体	
			回数	%	回数	%	回数	%	回数	%	回数	%
男	4才	○ (8人)	21	55.3	7	18.4	7	18.4	3	7.9	38	100
		× (4人)	8	40.0	4	20.0	7	35.0	1	5.0	20	100
	5才	○ (16人)	33	46.5	16	22.5	20	28.2	2	2.8	71	100
		× (10人)	24	50.0	11	22.9	10	20.8	3	6.3	48	100
	6才	○ (7人)	10	34.5	8	27.6	10	34.5	1	3.4	29	100
		× (7人)	13	38.2	8	23.5	13	38.2	0		34	99.9
女	4才	○ (9人)	24	55.8	9	20.9	8	18.6	2	4.7	43	100
		× (5人)	12	48.0	6	24.0	6	24.0	1	4.0	25	100
	5才	○ (18人)	49	61.3	8	10.0	19	23.7	4	5.0	80	100
		× (7人)	18	51.4	6	17.1	10	28.6	1	2.9	35	100
	6才	○ (9人)	30	68.2	3	6.8	7	15.9	4	9.1	44	100
		× (0人)	0		0		0		0		0	

(表 19) 遊びのベスト5における出現回数とあそび時間の比較

男 初回遊び一致グループ (○) VS 不一致グループ (×)

出現回数順		長時間順		回数順		長時間順		回数順		長時間順	
4才 男		一致グループ (○)		5才 男		5才 男		6才 男		6才 男	
アスレチック	1	アスレチック	アスレチック	アスレチック	1	アスレチック	アスレチック	アスレチック	1	アスレチック	1
すべり台	2	すべり台	サッカー	サッカー	2	アスレチック	アスレチック	サッカー	2	サッカー	2
ブランコ	3	ブランコ	ブランコ	ブランコ	3	鬼ごっこ	リレー	アスレチック	3	アスレチック	3
のりもの	4	森への探検	すべり台	すべり台	4	虫とり	かけっこ	リレー	4	リレー	4
ジャングルジム	5	裏山歩き	鬼ごっこ	鬼ごっこ	5	すべり台	ブランコ	ブランコ	5	室内あそび	5
裏山歩き	6	鬼ごっこ	リレー	リレー	6	リレー	鬼ごっこ	鬼ごっこ	6	とび箱	6
鬼ごっこ	7	室内あそび	散歩	散歩	7	ブランコ	とび箱	とび箱	7	まゝごと	7
かけっこ	8	のりもの	とび箱	とび箱	8	とび箱	室内あそび	室内あそび	8	かけっこ	8
森への探検	9	ブロック	かけっこ	かけっこ	9	かけっこ	まゝごと	まゝごと	9	ブランコ	9
室内あそび	10	ジャングルジム	鉄棒	鉄棒	10	室内あそび	裏山歩き	裏山歩き	10	裏山歩き	10

4才 男		不一致グループ (×)		5才 男		5才 男		6才 男		6才 男	
アスレチック	1	アスレチック	アスレチック	アスレチック	1	アスレチック	アスレチック	鬼ごっこ	1	鬼ごっこ	1
かけっこ	2	かけっこ	すべり台	すべり台	2	鬼ごっこ	アスレチック	アスレチック	2	サッカー	2
散歩	3	落葉あそび	かけっこ	かけっこ	3	かけっこ	サッカー	サッカー	3	アスレチック	3
すべり台	4	かくれんぼ	ブランコ	ブランコ	4	サッカー	室内あそび	室内あそび	4	室内あそび	4
鉄棒	5	木の葉ひろい	鬼ごっこ	鬼ごっこ	5	すべり台	とび箱	とび箱	5	とび箱	5
落葉あそび	6	散歩	サッカー	サッカー	6	ブランコ	かくれんぼ	かくれんぼ	6	かくれんぼ	6
かくれんぼ	7	すべり台	のりもの	のりもの	7	のりもの	すもう	すもう	7	すべり台	7
木の葉ひろい	8	森への探検	とび箱	とび箱	8	落葉あそび	ブランコ	ブランコ	8	すもう	8
森への探検	9	虫とり	落葉あそび	落葉あそび	9	宝さがし	かけっこ	かけっこ	9	砂あそび	9
虫とり	10	鉄棒	宝さがし	宝さがし	10	かくれんぼ	すべり台	すべり台	10	ブランコ	10

(表 20)

遊びのベスト 5 における出現回数と遊び時間の比較 女児

女 初回遊び一致グループ (O) VS 不一致グループ (X)

出現回数順	長時間順	5才 女 (○)		6才 女 (○)		長時間順
		回数		回数		
4才 女 一致グループ (○)	1 鉄棒	アスレチック	1 アスレチック	ブランコ	1 アスレチック	
	2 アスレチック	ブランコ	2 鬼ごっこ	アスレチック	2 まごっこ	
	3 ブランコ	鬼ごっこ	3 ブランコ	鉄棒	3 ブランコ	
	4 室内あそび	鉄棒	4 鉄棒	のりもの	4 かけっこ	
	5 森への探検	かけっこ	5 かけっこ	ジャングルジム	5 のりもの	
	6 動物と遊ぶ	すべり台	6 ジャングルジム	かけっこ	6 鬼ごっこ	
	7 森への探検	雲てい	7 雲てい	鬼ごっこ	7 鉄棒	
	8 散歩	雲てい	8 すべり台	雲てい	8 ジャングルジム	
	9 ごっこあそび	のりもの	9 のりもの	まごっこ	9 リレー	
	10 すべり台	ジャングルジム	10 たこあげ	リレー	10 落葉あそび	

4才 女 不一致グループ (X)	5才 女 (X)	6才 女 (X) なし
アスレチック	アスレチック	
鉄棒	ブランコ	
ブランコ	かけっこ	
鬼ごっこ	鉄棒	
かけっこ	鬼ごっこ	
落葉あそび	すべり台	
たこあげ	森への探検	
折紙	虫とり	
まごっこ	かくれんぼ	
のりもの	散歩	

(表 21)

〔 9 : 00 - 10 : 00 〕 の全遊び時間とベスト 5 の遊び時間
 初回遊び一致グループ (○) VS 不一致グループ (×)

性別	グループ	年齢 (才)	人数 (人)	全遊び時間 (秒)	グループ平均 (秒)	ベスト 5 遊び 時間 (秒)	グループ平均 (秒)	ベスト 5 遊び 時間 (%)	その他の遊び (%)
男	○ (一致グループ)	4	8	21759	2720	19220	2403	88.3	11.7
	× (不一致グループ)	〃	4	13499	3375	12305	3076	91.2	8.8
	○	5	16	43373	2711	41346	2584	95.2	4.7
	×	〃	10	27580	2758	25863	2586	93.8	6.2
	○	6	7	20460	2915	19094	2728	93.6	6.4
	×	〃	7	21845	3121	20326	2904	93.0	7.0
女	○	4	9	27876	3097	26185	2909	93.9	6.1
	×	〃	5	14289	2858	12779	2556	89.4	10.6
	○	5	18	47276	2626	41978	2332	88.8	11.2
	×	〃	7	16588	2370	14757	2108	89.0	11.0
	○	6	9	19773	2197	17793	1977	90.0	10.0
	×	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(表 22)

遊びの人数 Best 5 Oグループ回数順

	1)アスレチック (4575秒) 7回			2)すべり台 (3922) 5回			3)ブランコ (2383) 5回			4)のりもの (1003) 3回			5)ジャングルジム (632) 3回		
		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀
4才(男)8人	A	1		A	0		A	1		A	0		A	0	
	B	1		B	0		B	0		B	1		B	1	
	C	0		C		3	C	1		C	2		C		3
	D	6	1	D	3		D	2							
	E	0		E	2	1	E	1							
	F	1	1												
	G	8	8												
計	27	(17)	(10)	9	(5)	(4)	5	(5)		3	(3)		4	(1)	(3)

	1) アスレチック (8838秒)11回			2)サッカー (9037) 8回			3)ブランコ (1705) 7回			4)すべり台 (2310) 4回			5)鬼ごっこ (4127) 5回		
		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀
5才(男)16人	A	6	1	A	4		A	0		A	3		A	1	
	B	1		B	5		B	1		B	5		B	3	
	C	1		C	1		C	0		C	5		C	4	
	D		5	D	7		D	3		D	0		D	5	
	E	2	1	E	11		E	0		E	1		E	2	3
	F	2		F	3		F	1	3	F	6				
	G	7	2	G	4		G	1							
	H	2	6	H	14										
	I	5	6												
	J	0													
	K	1													
計	48	(27)	(21)	49	(49)		9	(6)	(3)	20	(20)		18	(15)	(3)

	1)サッカー (5070秒) 5回			2) アスレチック (2150) 4回			3)リレー (2040) 3回			4)かけっこ (735) 3回			5)ブランコ (690) 3回		
		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀
6才(男)11人	A	8		A	16	1	A	23	6	A	2	6	A	2	2
	B	10		B	3	5	B	3	2	B	1		B		3
	C	5		C	0		C	5		C	1		C	0	
	D	5		D	5										
	E	1													
計	29	(29)		30	(24)	(6)	39	(31)	(8)	10	(4)	(6)	7	(2)	(5)

(表 23)

遊びの人数 Best 5 × グループ回数順

	1) アスレチック		2) かけっこ		3) 散歩		4) すべり台		5) 鉄棒				
	(3094秒) 3回		(1680) 3回		(925) 3回		(840) 2回		(326) 2回				
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀			
4才(男)4人	A	1	A	1	A	1	A	3	A	1	2		
	B	0	B	7	B	0	B	2	B	2			
	C	14	C	0	C	3							
計	17	(15)	(3)	8	(8)	3	(3)	6	(5)	(1)	5	(3)	(2)

	1) アスレチック			2) すべり台			3) かけっこ			4) ブランコ			5) 鬼ごっこ		
	(4892秒) 8回			(1696) 6回			(2458) 5回			(1409) 5回			(4807) 3回		
		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀
5才(男)10人	A	3	1	A	3		A	0		A	0		A	8	4
	B	1		B	0		B	2	2	B	0		B	5	3
	C	4	3	C	0		C	5	3	C	5		C	6	3
	D	5	3	D	4		D	18		D	1	2			
	E	2	1	E	7		E		1	E	3	2			
	F	4		F	1										
	G	2													
	H	4	4												
計	37	(25)	(12)	15	(15)		31	(25)	(6)	13	(9)	(4)	29	(19)	(10)

	1) 鬼ごっこ			2) アスレチック			3) サッカー			4) 室内あそび			5) とび箱		
	(4727秒) 7回			(2571) 5回			(4685) 5回			(1740) 3回			(1393) 2回		
6才(男)7人		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀
	A	5		A	1		A	3		A	2	3	A	7	5
	B	15	2	B	0		B	5		B	3		B	1	
	C	11	2	C	20		C	5		C	1				
	D	7		D	20		D	4							
	E	8	4	E	2										
計	54	(46)	(8)	43	(43)		17	(17)		9	(6)	(3)	13	(8)	(5)

(表 24)

遊びの人数 Best 5 ○グループ回数順

	1) ブランコ		2) 鉄棒		3) アスレチック		4) 動物とあそぶ		4) すべり台						
	(4367秒) 6回		(6291) 5回		(4770) 5回		(1410) 3回		(780) 3回						
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀					
4才(女)9人	A	5	A	4	7	A	4	11	A	1	3	A	1	4	
	B	1	7	B	3	5	B	4	B	1	2	B		3	
	C	2	2	C		6	C	3	C	6	4	C		2	
	D	1	2	D		8	D	2	1						
	E	1	3	E		3	E	2	2						
	F	3	3												
計	30	(8)	(22)	36	(7)	(29)	29	(8)	(21)	17	(8)	(9)	9	(6)	(3)

	1) アスレチック		2) ブランコ		3) 鬼ごっこ		4) 鉄 棒		5) かけっこ						
	(11253秒)12回		(4633) 12回		(8510) 9回		(3291) 8回		(2931) 7回						
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀					
5才(女)18人	A	0	A	1	1	A		4	A		2	A	0		
	B	0	B	0		B	14	4	B		4	B		2	
	C		10	C		1	C	5	6	C		2	C	0	
	D		3	D		2	D	4	4	D		7	D		14
	E	0	E	0		E		4	E		11	E		5	
	F	1	F		5	F	5	2	F	1	5	F		3	
	G	3	4	G	3	1	G	3	15	G	1	4	G	0	
	H	3	5	H	2	3	H	10	7	H	6	11			
	I	1	6	I	1	6	I	1	2						
	J		6	J		2									
	K	1	3	K	1	4									
	L	11	15	L	2										
計	72	(20)	(52)	35	(10)	(25)	90	(42)	(48)	54	(8)	(46)	24		(24)

	1) ブランコ		2) アスレチック		3) 鉄 棒		4) 自 転 車		5) ジャングルジム						
	(1749秒) 8回		(4587) 7回		(1113) 5回		(1359) 4回		(840) 4回						
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀					
6才(女)9人	A		2	A	2	7	A	0		A		1			
	B		6	B		1	B	2		B		1			
	C		8	C	3	14	C		4	C		1			
	D	0		D	1	4	D	1		D		0			
	E		2	E	0		E		1						
	F		3	F		1									
	G	0		G		1									
	H	0													
計	21		(21)	34	(6)	(28)	8	(3)	(5)	10	(1)	(9)	3	(1)	(2)

(表25)

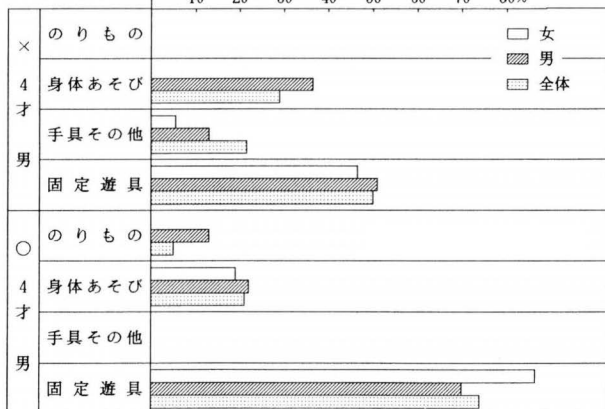
遊びの人数 Best 5 ×グループ回数順

(表2)	遊びの人数													
	1) アスレチック		2) 鉄 棒		3) ブランコ		4) 鬼ごっこ		5) かけっこ					
	(3708秒) 5回		(1140) 3回		(592) 3回		(1819) 2回		(960) 2回					
	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀	♂	♀				
4才(女)5人	A	0	1	A	1	A	1	A	9	A	6	9		
	B			B	6	B	0	B	2	4	B	6		
	C		12	C	5	12	C	0						
	D	2												
	E		10											
計	25	(2)	(23)	24	(5)	(19)	1	(1)	15	(11)	(4)	21	(6)	(15)

	1) アスレチック			2) ブランコ			3) かけっこ			4) 鉄 棒			5) 鬼ごっこ		
	(3435) 5回			(1627) 5回			(1130) 4回			(606) 3回			(1710) 2回		
5才(女)7人		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀		♂	♀
	A	1	12	A		1	A	2		A		0	A	2	
	B	0		B	0		B	0		B		4	B	6	5
	C	1	5	C	1	1	C	4	12	C		4			
	D	3	4	D	7		D	0							
	E	2	4	E		1									
計	32	(7)	(25)	11	(8)	(3)	18	(6)	(12)	8		(8)	13	(8)	(5)

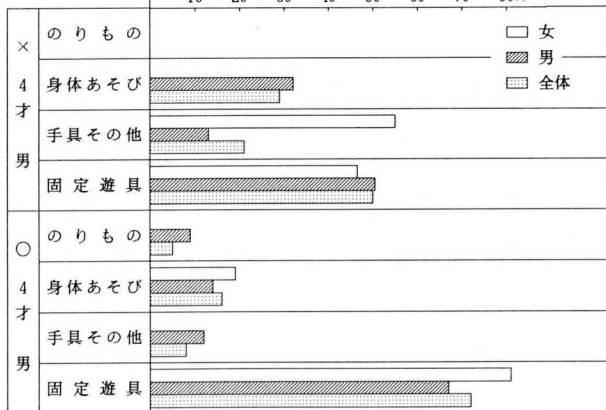
(図15)

遊びの出現回数順 遊びのベスト10による人数形式 (初回遊び一致 ○ 不一致 ×)



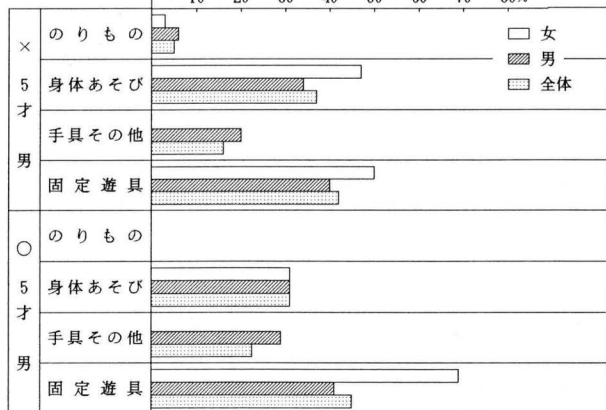
(図16)

遊びの長時間順 遊びのベスト10による人数形式 (初回遊び一致 ○ 不一致 ×)



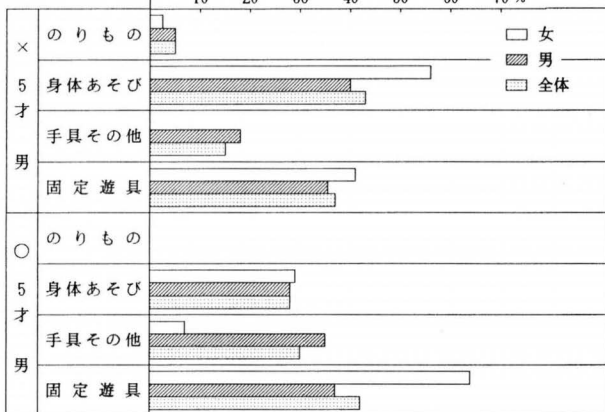
(図17)

遊びの出現回数順 遊びのベスト10による人数形式 (初回遊び一致 ○ 不一致 ×)



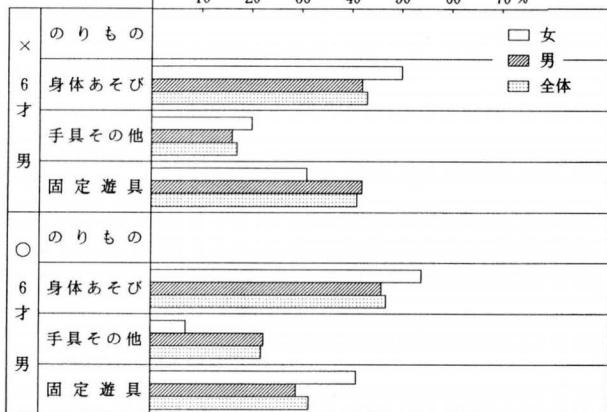
(図18)

遊びの長時間順 遊びのベスト10による人数形式 (初回遊び一致 ○ 不一致 ×)



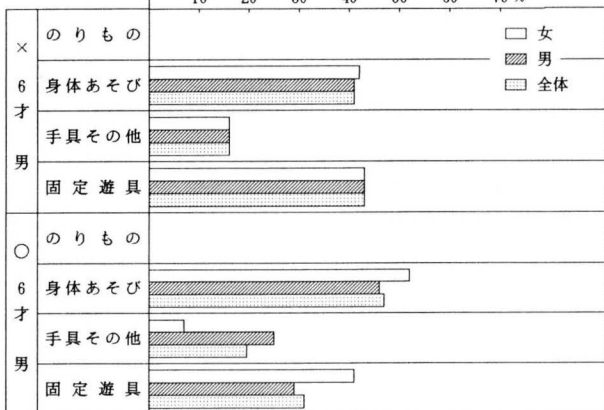
(図19)

遊びの出現回数順 遊びのベスト10による人数形式 (初回遊び一致 ○ 不一致 ×)



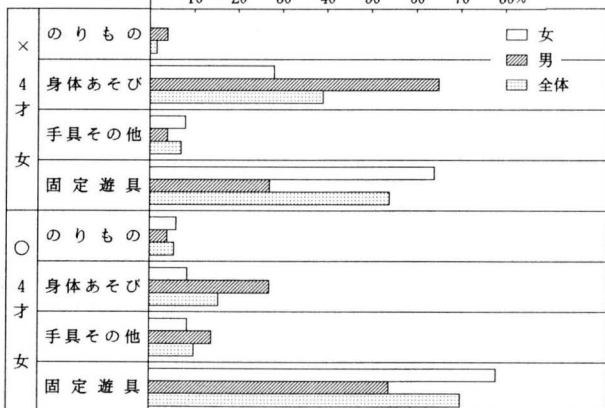
(図20)

遊びの長時間順 | 遊びのベスト10による人数形式 (初回遊び一致 ○ 不一致 ×)



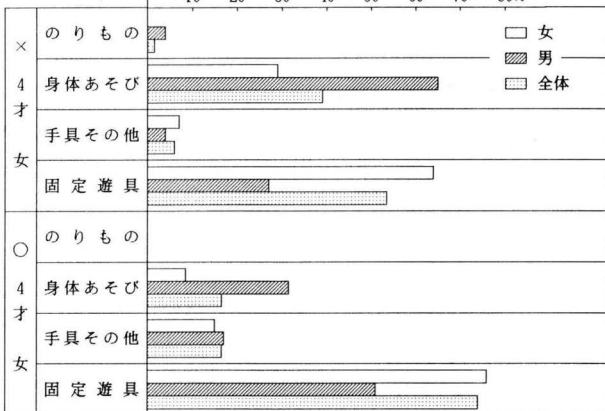
(図21)

遊びの出現回数順 | 遊びのベスト10による人数形式 (初回遊び一致 ○ 不一致 ×)



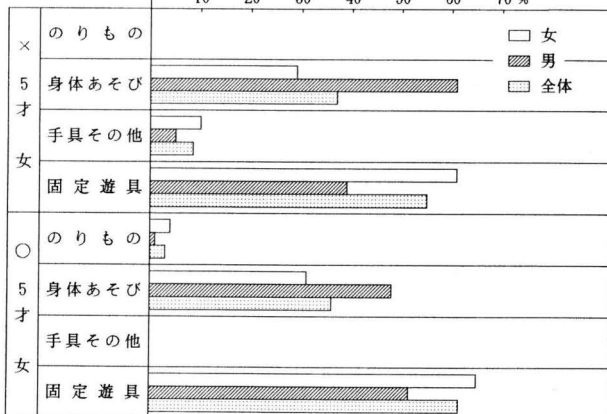
(図22)

遊びの長時間順 | 遊びのベスト10による人数形式 (初回遊び一致 ○ 不一致 ×)



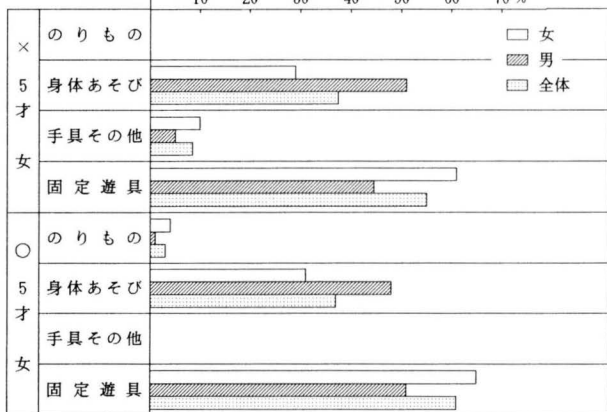
(図23)

遊びの出現回数順 | 遊びのベスト10による人数形式 (初回遊び一致 ○ 不一致 ×)



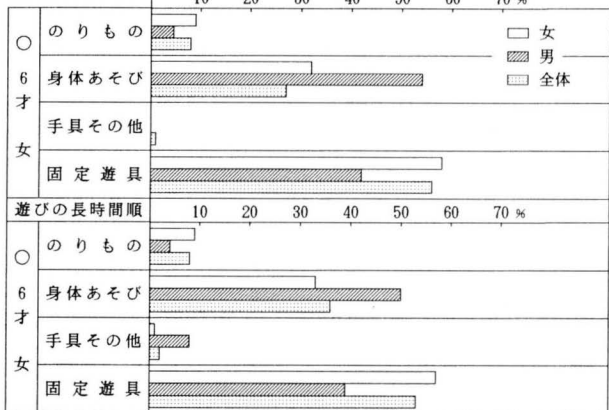
(図24)

遊びの長時間順 遊びのベスト10による人数形式 (初回遊び一致 ○ 不一致 ×)



(図25)

遊びの出現回数順 遊びのベスト10による人数形式 (初回遊び一致 ○ 不一致 ×)



‘Cram’ の意味構造と統語構造 (1)

奥 坊 光 子

0. 所格交替動詞, ‘cram’

‘cram’ には, 所格交替動詞として二種の構文が可能である。

- (1) a. Mary crammed food into the freezer.
- b. Mary crammed the freezer with food.

各構文中における前置詞句, (1a) のinto句, (1b) のwith句には, 生起の可能性において違いが見られる。

- (2) a. *Mary crammed food.
- b. Mary crammed the freezer.

2種のcram文の統語分析 (Okuboh 1996), (1) ではVP内にあり, Vのシスターとして義務的な ‘into the freezer’ と (2) では付加詞として随意的な ‘with food’ に基づいて, Okuboh (1994) の延長線上に, あらためてこの統語現象は意味構造, Jackendoff流の概念構造における心的表示としての語彙概念構造の反映であることを検証する。場所のPP句, with句の統語分布上の差異, または各々の句の語彙概念構における特性の検討の手始めとして, 本稿では動詞が表象する様相に注目して, 二種の構文の分布状況を探る。

所格交替動詞, cramの語彙概念構造規定法として, まづ伝統的な分析 (Rappaport & Levin 1988), lexical ruleによって関係づけられる2種の語彙

概念構造 (LCS) 想定は holistic effect/completiveness (Anderson 1971, Jackendoff 1990) の差異を説明できるかぎりにおいて支持される。一方、場所の PP 句, with 句の義務的/随意的という統語的分布上の差異についての情報規定において限界を見た (Okuboh 1994)。

この二種の構文に現れる場所の PP 句, with 句の統語分布上の差異は, cram に限らず同じく所格交替動詞, spray/load にもみられる。

- (3) a. Mary loaded hay into the wagon.

*Mary loaded hay.

Mary loaded the wagon with hay.

Mary loaded the wagon.

- (4) a. Mary sprayed paint on the wall.

*Mary sprayed paint.

Mary sprayed the wall with paint.

Mary sprayed the wall.

この統語パラダイムについて、統語上、意味上のものかという検討は後で行うことにして、所格交替動詞の特性として扱かうべきかという問題がまず浮上する。

所格交替現象の枠をはずれて、他の動詞について場所の PP 句, with 句の分布現象は以下のように概観できる。

- (5) put:

I put books on/under/near the table.

*I put books.

- (6) pour:

Tamara poured water into the bowl.

Tamara poured water.

(7) fill:

Bill filled the tank with water.

Bill filled the tank.

(8) cover:

Bill covered the ground with tar.

Bill covered the ground.

各動詞に可能な 2 種のうちいずれかの構文において、PP 句、with 句の一般的統語的分布状況は、pour を例外として場所の PP 句は義務的、with 句は随意的である。以下、所格交替動詞、cram の語彙概念構造の規定を軸に、先の統語パラダイムは所格交替現象の特性を構成するかという問いの検討に、各構文の一般語彙概念上の特性を考察する。

1. with 句

所格交替動詞についての伝統的な分析 (Rappaport & Levin 1988) では、lexical rule (10), (11) によって関係づけられる 2 種の語彙概念構造 (LCS) (9) が想定されている。

(9) LCS1 [x cause [y to come to be at z]]

LCS2 [x cause [z to come to be in STATE]]

BY MEANS OF [x cause [y to come to be at z]]

(10) When the LCS of a verb includes one of the following substructures, link the variable represented by x in either substructure to the direct argument variable in the verb's PAS:

(a) ...[x come to be at LOCATION]

(b) ...[x come to be in STATE]

(11) Link the Theme of change of location in MEANS clauses to the

object of with

語彙概念構造においてBY MEANS OF関数に表象されるwith構文分析によると、linking rule (11)は無差別的な適用の結果、所格交替動詞のwith句と道具項を伴うwith句は同様の統語現象をとることになる。事実、Rappaport & Levin (1988)は統語上、同じふるまいをするという観察の基に、上記の構造規定を提案している。

しかし、(12) - (15)は、with句に現れるNPが何の項であれ、cram文に現れるwith句と、breakに生起する純粹たる道具項を伴うwith句には統語上の差異があることを示している。

(12) a. Mary broke the window with a hammer.

b. How did Mary break the window?

With the hammer.

(13) a. Mary crammed the freezer with food with her hands.

Mary crammed the freezer with her hands.

b. How did Mary cram the freezer?

*With food.

With hands.

(14) a. Mary loaded the wagon with hay with a pitchfork.

Mary loaded the wagon with a pitchfork.

b. How did Mary load the wagon?

*With hay.

With a pitchfork.

(15) a. Mary sprayed the wall with paint with an aerosol.

Mary sprayed the wall with an aerosol.

b. How did Mary spary the wall?

*With paint.

With an aerosol.

所格交替のwith構文において、道具を表すwith句との生起可能性、そしてbreakとは異なって、how疑問文への答えとして許容されない事実は、概念構造規定において一律に道具のwith句と同様に扱えないことを示している。また、0.で見たwith構文が可能な動詞についても、同様のテストを試みる。

(16) a. Bill filled the tank with water with a bucket.

Bill filled the tank with a bucket.

b. How did Bill fill the tank?

*With water.

With a bucket.

(17) a. Bill covered the ground with tar with a blush.

Bill covered the ground with a blush.

b. How did Bill cover the ground?

*With tar.

With a blush.

統語レベルにおけるbreakのwith句との対比は、所格交替動詞をはじめwith句に現れるNPは道具項ではないことを示している。このことは、少なくとも所格交替動詞、cramのwith構文に関して、Rappaport & Levin (1988) のBY MEANS OF関数設定によって前置詞構文のLCSがwith構文LSCの下位構造をなすという二構文の関係付け、そして一律的なlinking rule規定への反証となる。

2. 「主題」(Theme)表現としてのwith句

一般に、交替現象は同一の主題関係を表す2種の構文であると定義される。動詞に関与する主題関係の一般的な規定にあたっては、具体的な主題関係のリストは有効でないことを例証する言語資料の一例が、実は交替現象である。所格交替現象において、ほぼパラフレーズ関係にある2構文を前提に、場所格を表す動詞の項が片や前置詞句内に、また一方動詞の目的語の位置に現れ、同一の名詞句にそれぞれに与えられる主題関係が異なっているという説明に統一性が失われる。所格交替動詞に伴う主題関係の規定に、<Agent, Theme, Locatum>, <Agent, Locatum, Goal>のいずれをとるかというジレンマ(Rappaport & Levin 1988)に陥る。

Theme, Patient, Locatumの用語をめぐって様々な分析が交錯する中、ここではJackendoff (1990)のActor, Patientから構成される「行為層」(Action tier)から独立した別の意味役割体系としての「主題関係層」(Thematic tier)を、リストでない語彙概念構造中の位置によって表象される主題関係を射程に意味構造を模索する。

主題関係層の設定に向けて、所格交替文に現れるwith句をまづ、Gruber (1965), Jackendoff (1972, 1976, 1983, 1999)の意味合い、すなわち動詞によって表される移動、変化をこうむるものとして「主題」(Theme)表現と規定する。英語において、幾つかの主題の表現形として、with句は主要な手段である。(Jackendoff 1990)「主題」、すなわち移動、変化をこうむるものが関与する多種多様な動詞の中で、実は1.で取り上げた動詞は、Verbs of putting (Levin 1993)の中から、主題表現としてのwith句分布についてそれぞれ特定な現象を示す代表的なものである。

(18) put:

a. I put books on/under/near the table.

*I put books.

b. *I put the table with (the) books.

*I put the table.

(19) pour:

a. Tamara poured water into the bowl.

Tamara poured water.

b. *Tamara poured the bowl with water.

*Tamara poured the bowl.

(20) fill:

a. *Bill filled water (into) the tank.

*Bill filled water.

b. Bill filled the tank with water.

Bill filled the tank.

(21) cover:

a. *Bill covered tar (on) the ground

*Bill covered tar.

b. Bill covered the ground with tar.

Bill covered the ground.

随意的なwith句の分布環境の考察に、まづはwith構文の分布環境の特定化が先決となる。cramとは異なって、(19) - (21) の所格交替を伴わないという点において共通している3つの動詞は、可能な構文の分布において違いを示している。with構文はput, pourには生起できず、cram, fill, coverには生起しうる。またこれらの動詞に見るかぎり、with構文の分布環境は前置詞構文のそれと相補関係にあることが分かる。

with構文と前置詞構文の相補的な統語分布環境を、動詞の含意するところから、意味論の視点から捉えることができる。(with構文は可能でなく)前置詞構文のみが可能なput, pourは、物体の単純移動を含意する。それに対して、with構文のみ可能なfill, coverは状態変化を含意する。この観察に基づいて、非公式ながら、「移動」、「状態変化」という様相を前置詞構文／with構文分布

を支配する対立する意味概念として提案する。この意味論視点から所格交替動詞, cramに含意されるところの意味を分析すると, cramにはその対立する二種の意味要素が含まれている。容器の中にものを「移動」させる意味を基定に、一杯になるという「状態変化」が確保される場合も含意されうる。その結果として2種の構文, すなわち所格交替が可能であると考察される。

3. 「主題」(Theme)表現としてのof句

「主題」(Theme)表現として、代表的なVerbs of puttingについてwith句の分布を検討してきたが、同じく「主題」、すなわち移動、変化をこうむるものが当然関与する、場所の移動を含意するまた別のカテゴリーの動詞について主題表現句の検討を試みる。Verbs of removing (Levin 1993)においては、「主題」(Theme)表現として、with句の代わりにof句をとる。したがって、以下の動詞については、of構文と前置詞構文の分布環境を見ることになる。

(22) Clear verbs: empty, clean, drain

- a. Doug cleared dishes from the table.

Doug cleared dishes.

- b. Doug cleared the table of dishes.

Doug cleared the table.

(23) remove:

- a. Doug removed the smudges from the table top.

Doug removed the smudges.

- b. *Doug removed the table top of smudges.

*Doug removed the table top.¹⁾

(24) banish:

- a. The king banished the general from the army.

The king banished the general.

b. *The king banished the army of the general.

*The king banished the army.

(25) steal:

a. The thief stole the painting from the museum.

The thief stole the painting.

b. *The thief stole the museum of the painting.

*The thief stole the museum.

(26) cure:

a. *The doctor cured pneumonia from Pat.

*The doctor cured pneumonia.

b. The doctor cured Pat of pneumonia.

The doctor cured Pat.

これらの動詞は、共通して物体の表面や容器の中からのものをとり除くという意味を持つ。of構文が不可能で前置詞構文のみ可能な動詞, remove, banish, stealは、単純に何かを取り除くという物の移動を含意するに留まり、完全にあるものがなくなったことまでは含意されない。

次に、of構文のみ可能なcureが含意するところは、治療により病氣、症状が消え去ったという状態変化である。交替現象を示すclear, clean, drain, emptyの動詞は、あるものを取り去る、移動させることに留まらず、その結果完全なものが取り除かれた状態変化をも含意する。

これらのものを取り去る動詞について前置詞構文と「主題」(Theme)表現としてのof構文分布に、with構文同様に、「移動」と「状態変化」という意味概念が機能していると考えられる。

4. 所格交替動詞, 'cram' のLCS提案

「移動」, 「状態」という様相を、前置詞構文とwith/of構文分布を支配する

対立する意味概念分析は、具体的なcramの語彙概念構造の規定法として、別個の2種のLCS設定を支持するものである。「移動」を含意する前置詞構文、「状態」を含意するwith/of構文はそれぞれ、Jackendoff型のLSC体系においては、前者はGO関数に、後者はINCH関数によって表される。²⁾

- (27) Mary crammed food into the freezer.

cram 1: [CAUSE ([], [GO[]], [TO[]k]])]

- (28) Mary crammed the freezer with food.

cram 2: [CAUSE ([], [INCH[BE([], [IN_d/ON_d]]]])]

(27), (28) は、Jackendoff (1990) による同じく所格交替動詞、loadの、特にwith構文のLSC分析と合致するものである。

(27), (28) の所格交替動詞、cramの二種の概念構造規定をもとに、統語上、義務項である場所のPP句と随意項である with句の特定化について、また本稿で検討の対象としたその他の動詞についてのwith句の分布情況をも射程として、一般説明力を持った構造規定、その他規則の検討が必要である。その方向として、主部の述語動詞によって語彙的に主題関係が付与されない随意的な項の分布を説明するのに、各動詞の語彙項目中に伝統的な下位範疇化情報として規定するよりも、With-adjunction, Of-adjunction ruleの設定が有効であると考える。この規則開拓の中に、義務項である場所のPP句と随意項であるwith句が所格交替動詞の統語的特性を構成するののかという検討も含まれる。同じく所格交替動詞であるWipe verbs (Levin 1993) は、場所のPP句、with句の分布においてcramとはまた違った特有な分布情況を示している。

- (29) Wipe verbs

A. wipe (Manner subclass)³⁾:

- a. Brian wiped the fingerprints from the counter.

Brian wiped the fingerprints.

- b. *Brian wiped the counter of fingerprints.

Brian wiped the counter.

B. shovel (Instrument subclass)⁴⁾:

a. Carla shoveled the snow from the walk.

Carla shoveled the snow.

b. *Carla shoveled the walk of snow.

Carla shoveled the walk.

この事実に合わせて、pourに伴う場所のPP句の随意的分布について、一般的考察を課題として残す。

注

1. テーブルが場所の項としての読みにおいて非文法的
2. Maruta (1997) では、所格交替動詞のLSC規定に別の観点からの考察の結果、関数体系の設定において同様の分析を行っている。

load 1: [CAUSE ([], [GO], [TO []])]

load 2: [CAUSE ([], [INCH [BE([medium LOAD], [ON []])])]

3. Manner subclassとしてあげられているその他の動詞は以下の通りである。(Levin 1993)

bail, buff, dab, distill, dust, erase, expunge, fluch, leach, lick, pluck, polish, prune, purge, rinse, rub, scour, scrape, scratch, scrub, shave, skim, smooth, soak, squeeze, strain, strip, suck, suction, swab, sweep, trim, wash, wear, weed, whisk, winnow, wring

4. Instrument subclassとしてあげられているその他の動詞は以下の通りである。(Levin 1993)

brush, comb, file, filter, Hoover, hose, iron, mop, plow, rake, sandpaper, shear, siphon, sponge, towel, vacuum

参考文献

- Anderson, S. 1971. "On the Role of Deep Structure in Semantic Interpretation." *Foundations of Language* 6, 387-396.
- Gruber, J. S. 1965. "Studies in Lexical Structure." *Center for Cognitive Science Occasional Paper* 36, MIT, Cambridge, MA.
- Jackendoff, R. 1972. *Semantic Interpretation in Generative Grammar*. MIT Press, Cambridge, MA.
- _____ 1976. "Toward an Explanatory Semantic Representation." *Linguistic Inquiry* 7, 89-150.
- _____ 1983. *Semantics and Cognition*. MIT Press, Cambridge, MA.
- _____ 1990. *Semantic Structures*. MIT Press, Cambridge, MA.
- Levin, B. 1993. *English Verb Classes and Alternations--A preliminary Investigation*. Univ. of Chicago Press, Chicago and London.
- Maruta, T. 1997. "Syntax and Semantics of Spray/Load Verbs." *Verb Semantics and Syntactic Structure*. T. Kageyama (ed.) Kuroshio Publishers. Tokyo. 97-114.
- Okuboh, M. 1994. "'Cram' --Its Syntactic Realizations of Θ -roles." *The Journal of Tokyo Risho Junior College for Women* 22. 47-57.
- _____ 1996. "The Syntax of 'Cram'." *The Journal of Tokyo Risho Junior College for Women* 23. 105-118.
- Rappaport, M. & B. Levin. 1988. "What to do with Θ -roles." in *Syntax and Semantics* vol. 21, Willkins, W.(ed.) Academic Press, New York. 7-36.

属格Japan'sについて

—Japanese と of Japan との比較とともに—

清水純子

0 はじめに

ここではTaylor (1989 p.679) が次のように言っているa)～c)をJapan'sの場合に適用してみたいと思います。

- a) The possessor is a specific human being.
- b) The possessed is a specific concrete thing....
- c) The possessor has exclusive rights of access to the possessed.

a)～c)において、a)では「所有者は特定のヒト」であること、b)においては「所有物は特定で明確なモノ・コト」であること、c)では「所有者は所有物に対し特権がある」ということで、a)とc)をまとめると、「所有者は所有物に対し特権のある特定のヒト」ということになり、ここでは、擬人化⁽¹⁾されたJapanと解釈し、これ以後は取り挙げないことにします。従ってb)の「所有物は特定で明確なモノ・コト」であることに焦点をおき、属格Japan'sの場合の所有物の「特定で明確なモノ・コト」とは何であるかを考えてみたいと思います。

更にYuleが“A presupposition is something the speaker assumes to be the case prior to making an utterance.” (1997 p.25) という、「話し手は、発話する前に前提を想定している」の前提 (presupposition) 説を取り入れたいと思います。特に話し手・書き手が前提としている事物や事実の存在を聞き手・読み手も事物のモノと事実のコトの存在を理解すると考えられ、Yuleのいう「存在前提」(existential presupposition) (1997 p.27) ということができると思いますので、その観点から観察を試みてみたいと思います。更に「日本の」で思

い付く Japanese と of Japan の比較も少々してみたいと思います。

1 Japan's の場合の existential presupposition

Yuleによれば “The existential presupposition is not only assumed to be present in possessive constructions....⁽²⁾” (p.27) と言っていることから, your car の場合, 車という事物を持っていてその事実が明確であることを前提としているので, その「存在前提」を your car >> you have a car と表わすことができます。

- (a) With Japan's summer still parching throats as it turns its muggy-hot head toward autumn, let's turn our thoughts, and our thirsts, to wines for refreshment as the heat lingers on. (By Davis Barrager The Japan Times Sept.23, 1999)
 - (b) Japan's poverty in natural resources and the destruction of its industrial facilities during the war were thus turned to advantage in its rise to industrial power. (Reischauer 1995 p.53)
 - (c) As Japan's historically healthy diet—low in cholesterol and well-balanced—gradually gives way to ready-to-eat dishes and fast foods.... (By J.R.Dash The Japan Times Sept.24, 1999)
 - (d) I have before me pictures of typical beauties of Japan's various historical ages: Nara, Heian, Muromachi and so forth. (Seward p.47)
 - (e) Japanese exports and imports each account for only about 10 percent of Japan's production and consumption. (Reischauer 1995 p.49)
- (a)～(e) までの existential presupposition は (a)'～(e)' となります。
- (a)' Japan's summer >> we have a muggy-hot summer in Japan
 - (b)' Japan's poverty in natural resources >> Japan had had lack of natural resources

- (c)' Japan's historically healthy diet >> Japan has had historically healthy diet
- (d)' Japan's various historical ages >> Japan has its own various historical ages
- (e)' Japan's production and consumption >> Japan has produced and consumed Japanese products and imports (and Japan has its own production and consumption)

即ち、(a)'では「日本の蒸し暑い夏」、(b)'では「日本は天然資源が乏しい」こと、(c)'では「日本には歴史的に健康によい食べ物がある」こと、(d)'では「日本固有の時代がある」こと、(e)'では「日本が生産して消費してきた」ことが事実として存在することが前提とされています。従って、(a)～(e)までのpresupposition (a)'～(e)'のモノ・コトの事実が発話時、活字上で話し手・書き手及び聞き手・読み手に理解されていると言うことができ、Japan'sの場合は「存在前提」(existential presupposition)があると考えられます。

② Japan'sの特定性

Taylorが“The possessed is a specific concrete thing.” (p.679) と言っている「所有物は特定で明確なモノ・コト」とYuleの言うexistential presuppositionである事物のモノ、事実のコトの「存在前提」を加えて、「所有物の特定で明確なモノ・コト」を状況・文脈の中で具体的に何かを観察してみたいと思います。

[1] 時制の特定

- (a) Almost single-handedly, Hello Kitty has sparked a retailing revolution that helped her creator, Sanrio Co., multiply profits 13 times in the last fiscal year —and thus beat Japan's recession. (By Jon Herskovitz The Japan Times Feb.5, 1999)

- (b) The wildfire word-of-mouth network linking Japan's schoolgirls quickly spreads news of hot products. (Ibid)
- (c) One of America's problems is that no one wants to do the "dirty" work any more. (McClean p.57)
- (d) What do you think of Japan's economy?

(a)～(d) のpresuppositionは次の (a)'～(d)' のようになります。

- (a)' Japan's recession >>Japan now has recession
- (b)' Japan's schoolgirls >>Japan has modern schoolgirls
- (c)' America's problems >>America has some problems these days
- (d)' Japan's economy >>we have present-day economy in Japan

即ち、(a)'のnow, (b)'のmodern, (c)'のthese days, (d)'のpresent-dayでわかるように、(a)'は「今の不況」、(b)'は「今の女生徒」、(c)'は「今の問題」、(d)'は目の前での会話文として「今の経済」ということになり、「今の」が (a)～(d) の所有物モノ・コトの「特定」ということができます。

- (e) Japan's capitulation in 1945 not only brought to a catastrophic end the career of military expansion on which Japan had been engaged since 1931. (Toynbee p.4)
- (f) ; for this had been a 'success story' from Japan's victory over China in 1894. (Toynbee p.5)
- (g) Gojira, born in a nuclear blast, could be seen as Japan's pulp-fantasy counterattack on the nation that bombed Hiroshima and Nagasaki. (Time Aug.23-30, 1999 p.103)
- (h) Deflationary measures put into place to curb Japan's soaring prices shoved Toyota to the brink of bankruptcy. (Ibid, p.88)

(e)～(h) のpresuppositionは (e)'～(h)' のようになります。

- (e)' Japan's capitulation in 1945 >>Japan ratified a capitulation in 1945 (and Japan had a particular capitulation.)
- (f)' Japan's victory over China in 1894 >>Japan won a victory over China in 1894 (and Japan had its own victory.)

(g)' Japan's pulp-fantasy counterattack >>Japan had pulp-fantasy counterattack all its own in 1954

(h)' Japan's soaring prices >>Japan had its own soaring prices after the war

即ち、(e)'のポツダム宣言の批准や、(f)'の日清戦争の勝利は文脈に1945年、1894年と明示されており、(g)'は文脈のGojiraから1954年と推測でき、(h)'は文脈から、戦後と推測することができます。従って過去の場合は状況・文脈の中に明示されているか又は推測でいつのことかわかる特定性があるといえると思います。

次に状況・文脈上の現在完了と過去完了の場合を見てみます。

- (i) If my successive observations since 1929 are correct, Japan's attitude towards China has undergone a series of striking changes in the course of these last ninety-nine years. (Toynbee p.21)
 - (j) Sixth, Japan's neighbors. (McLean p.56)
 - (k) In the 1950s, Rashomon was criticized as exposing Japan's ignorance and backwardness to the outside world—a change that now seems absurd. (Time August 23-30, 1999 p.101)
 - (l) The euphoria resulting from Japan's economic success during the 1960s blotted out for a time anxieties over its utter dependence on the outside world for its means of livelihood,... (Reischauer 1995 p.53)
- (i) ~ (l) のpresuppositionは (i)' ~ (l)' のようになります。
- (i)' Japan's attitude >> (Japan has had its own attitude towards China, so) Japan has taken the attitude
 - (j)' Japan's neighbors >>Japan has had relationships with its neighbors (, so Japan has neighbors all its own.)
 - (k)' Japan's ignorance >>Japan had ignored the western image of Japan (, so Japan had ignorance all its own.)
 - (l)' Japan's economic success >>Japan had succeeded economically (, so Japan had a symbolical economic success.)

(i)'においては文脈から1868年の明治維新から99年の間での日本の中国に対する態度のことで、(j)'は文脈からいままで関係を持って来た隣国のことで、(k)'は1950年代に日本は西洋からどう見られているかを知らないで来たということ、(l)'では1960年代に経済成長において成果があったということ、が前提となっていますが、(i)'～(l)'においてある期間の継続が意味されていることが、前提文よりわかります。従って (i)～(l) においては、現在又は過去の「継続」という「特定」がなされているということが出来ます。

以上の (a)～(l) まで時制の「現在」「過去」「現在完了」「過去完了」によって特定化される所有物のモノ・コトに対する特定性もあるということを見て来ました。

[2]「代表」(typical)の特定

- (a) Japan's foursome finished with 933 points, a comfortable margin over defending champion and silver medalist Germany, which scored 897.4. (By D.Robson Nagano '98 Feb.18, 1998)
 - (b) The ubiquitous Japanese businessman abroad, dressed in his dark blue suit, is usually regarded as the symbol of Japan's aggressive technology. (McLean p.28)
 - (c) D.H.Lawrence, the author of Lady Chatterley's Lover and one of England's major twentieth-century novelists, certainly understood this: (Bantock p.16)
 - (d) Michael Jordan was an America's basketball player who loved playing basketball and his family.
 - (e) Empress Michiko is a Japanese woman. She is a very Japanese woman and she is a Japan's woman working for Japan.
- (a)～(e)のpresuppositionは (a)'～(e)'のようになります。
- (a)' Japan's foursome >>Japan has jumpers elected for foursome
 - (b)' Japan's aggressive technology >>Japan has aggressive technology which typifies Japan

(c)' England's major twentieth-century novelists >>England has had major novelists who typified twentieth-century

(d)' America's basketball player >>America had a symbolical basketball player

(e)' Japan's woman >>Japan has a archetypical woman

(a)'～(e)'の前提文からわかるように、書き手・話し手は「代表」を敷衍して (a)'では「選ばれた」、(b)'は「特徴をよくあらわしている」、(c)'は「代表する」、(d)'は「象徴的な」、(e)'は「原型となる」を前提として意図し、読み手・聞き手は活字上にない、音にはない「代表する」の敷衍的な意味を文脈の中で理解します。従って、「代表」という「特定」があるということができると思います。

[3]「特別」(particular)の特定

[A] (a) There is no question but that Japan's postwar education system has produced one of the most highly educated, egalitarian societies in the world today. (Mclean p.38)

(b) Radical change in Japan's modern history has come only twice, both times following traumatic external shocks. (By R.Hornik Time Apr.20, 1998)

(c) Harada, known in Japan and everywhere else that ski jumping matters as "Smiling Harada," was not the only hero of Japan's snow-coated and emotional victory in the Olympic team jumping competition, but he was the hero who took the good news the hardest. (By Ch.Clarey Herald Tribune Feb.18, 1998)

(d) What are Japan's strong points that others may wish to copy? (Reischauer 1990 p.25)

(e) Let me talk about Japan's educational system, "Juku".

(a)～(e)のpresuppositionは (a)'～(e)'のようになります。

(a)' Japan's postwar education system >>Japan has a particular postwar

educational system

(b)' Japan's modern history >>Japan has a particular modern history

(c)' Japan's snow-coated and emotional victory >>Japan had a particular snow-coated and emotional victory

(d)' Japan's strong points >>Japan has particular strong points

(e)' Japan's educational system >>Japan has a particular educational system

(a)～(e) の前提文は (a)'～(e)' のようになり、夫々「特定」として「特別な」(particular) の意味が含まれていることがわかります。即ち書き手・話し手も読み手・聞き手も同時にJapan'sの前提としての言外の意味「特別」を理解しています。

[B] (a) “So ironically Kyogen, one of Japan's most historic arts, has benefited from the new cosmopolitan society.” (By J.Astill The Japan Times Sept.24, 1999)

(b) The World Championships in Seville, Spain, were supposed to be a coming-out party for America's brightest new track star, Marion Jones, 23. (Newsweek Sept.6, 1999)

(c) Japan's first jumper of the final round was Okabe.... (By Ch.Clarey Herald Tribune Feb.18, 1998)

(d) Japan's fourth gold medal in these Olympics will be difficult to forget. (Ibid.)

(a) のmost historic, (b) のbrightest, (c) のfirst, (d) のfourthでわかるように、(a) と (b) では最上級、(c) と (d) では序数が使われています。これはQuirk et al. (1985 p.325) が「属格は場所の名詞に特に見られ、その場合最上級の形容詞や序数が場所の名詞の属格とともによく使われる。」と言っていることから明らかです。最上級や序数は意味上「特別」で、「特定」の中の「特別」に分類してみました。

[3] Japan's と Japanese の比較

(1) (a) This period of Japanese history was contemporary with the generation, in England, of the Venerable Bede, the earliest English historian, and I had a vision of this precociously cultivated English monk at table. (Toynbee p.25)

(b) The study of Japan's history will teach us that when the Japanese borrow most ardently from the outside world, they tend to ignore or try to forget their own culture and past. (Seward p.65)

(a) において Japanese history = the history belonging to Japan で、(b) では Japan's history >> Japan has its own history ということで、(a) と (b) の「日本の歴史」も、(a) は「日本にある歴史」という意味で、(b) は「日本固有の歴史」という前提のある「日本の歴史」と言うことができます。

(2) (a) In Article Nine of the post-war Japanese constitution, now in force, Japan has renounced the right to go to war — a right that is one of the traditional prerogatives of a sovereign state. (Toynbee P.62)

(b) Consequently, so it is argued by these Japanese critics, the constitution reflects American rather than Japanese ideas of what Japan's constitution should be. (Ibid.)

(a) では the post-war Japanese constitution = the constitution which is appropriate to the post-war Japan、(b) は Japan's constitution >> Japan has its own constitution ということになり、(a) は「戦後の日本に相応しい憲法」の意味で、(b) は「日本固有の憲法がある」という前提で「日本国憲法」という意味になります。

(3) (a) But, during and after the Korean war, the new Japanese armed forces were increased, under American pressure to a strength that exceeds the requirements of home defense. (Toynbee p.67)

(b) ; and, since Prime Minister Sato's recent visit to Washington, D.C., it has become apparent that the Japanese Government is once more under pressure from the United States Government to escalate the strength of Japan's armed forces once again. (Ibid.)

(a) はthe new Japanese armed forces = the armed forces which is appropriate to the new Japanとなり、(b) はJapan's armed fourth >>Japan has its own forcesとなり、(a) は「新しい日本に適応した軍隊」という意味での「新しい日本の軍隊」で、(b) は「日本独自の軍隊がある」という前提での「日本の軍隊」という意味になります。

以上Japan'sとJapaneseの違いについて3例を見て来ましたが、Japan'sは①及び②で述べたようなpresuppositionという前提があることを、発信するほうも受信するほうも理解した上で意味の伝達が行われていると言えます。一方JapaneseはO.E.Dによるとof or pertaining to Japanということですので、文脈によってbelonging to Japanの意味になったり、appropriate to Japanの意味になったり、その他まだ文脈によって考えられると思います。ということでJapan'sの文脈の中での前提の違いと、Japaneseの文脈の中での辞書的意味の違いで、Japan'sとJapaneseの意味の相異が出て来ると思われます。

④ Japanese と of Japan の比較

(1) Quirk et al.によると“According to the principle of end-focus, the genitive tends to give information focus to the head noun, whereas the of construction tends to give focus to the prepositional complement:” (Quirk et al. p.323) ということで、「末尾に注目するという原則」と「of構文では前置詞補語が注目される傾向がある。」ということからof Japanの場合も、Japanが注目の対象となることは明かです。次の4例でJapaneseとof Japanの相異を文脈の中で見てみます。

(a) At one time, the Ainu, or people who at least were in part their

ancestors, occupied either all or most of the Japanese islands, and until the eighth century they controlled the northern third of the island of Honshu. (Reischauer 1995 p.16)

- (b) The Japanese, however, apparently did not feel the urge or the need to leave their homes and go to other countries to live: at least, not until long after the start of the Meiji Era. One reason was probably that the islands of Japan were not such a bad place to live.... (Seward p.63)

(a) のthe Japanese islandsは文脈から日本の島々のことであり、書き手・話し手も読み手・聞き手も日本の国の島々を思い浮かべ、(b) のthe islands of Japanでは日本の島々とはいっても島々からなる日本の国を思い浮かべます。即ち末尾に注目というend-focusの原則で (a) はislandsの島々が、(b) はJapanの日本の国が強調されて、書き手・話し手も読み手・聞き手も夫々「島々」と「日本の国」を概念に映像化します。

次の (c) と (d) の場合も同じことが言えます。

- (c) Japanese people are good at learning things. They get many ideas from foreign countries. Then they combine the new ideas with traditional Japanese culture. I think this could have bad effects on Japanese society. But it doesn't. The Japanese society is strong. (Whiting p.25)

- (d) The traditions and culture of Japan are like a beautiful vase. New technology and new knowledge are like water that is put into this vase. Anything that is put into the vase changes. It becomes the same shape as the vase. The vase may become full. But it doesn't break. Japan's society and culture take in many new things too. But they don't break. (Ibid. p.27)

(c) において外国の新しい考えをどんどん日本の文化に取り入れて来た伝統を持つ日本の文化のことを言いたく、文化のcultureを強調したいために traditional Japanese cultureとなっています。一方 (d) では「日本の伝統・文

化は美しい花瓶のようだ。」のThe traditions and culture of Japanは日本という国の伝統・文化というということで日本という国のJapanを強く訴えています。(c)も(d)もend-focusで読み手・聞き手の概念には(c)はcultureが(d)はJapanが強く印象づけられます。

以上、Japaneseとof Japanの相異の観察においてQuirk et alのend-focus説を適用できることがわかりました。

(2) Japaneseに関して付随的なことを述べます。

(a) an intimate inside knowledge of Japanese life (Toynbee p.8)

(b) Shinto is an original creation of the Japanese spirit. (Toynbee p.31)

(c) Three Japanese girls traveled to France.

(a)' Mr Bartley has lived a very Japanese life.

(b)' Shelly has a very Japanese spirit.

(c)' Chiyo is a very Japanese girl who is delicate and demure.

(a)～(c) と (a)'～(c)'のJapanese + 名詞という構造は一見同じように見えますが、(a)～(c)までのJapaneseはa nation of Japanで「日本人」という意味で名詞であるため(a) *very Japanese life (b) *very Japanese spirit (c) *very Japanese girlsのようにveryでJapaneseを修飾することはできません。一方(a)'～(c)'のJapaneseは「日本的な」又は「日本人的な」の意味で形容詞であるため(a)'～(c)'の例文にあるようにveryで修飾することができます。このように、Japaneseのa nation of Japan「日本人」の意味でのJapaneseは理解しやすいために、今回は特に【3】においても取り挙げず、付記した次第です。

5 おわりに

Japan'sに関してYuleの言う「所有格構文において、所有物の事物・事実の存在が明確である」という「存在前提」(existential presupposition)と、Taylorの言う「所有物は特定で明確なモノ・コト」の「特定」は何を意味する

か、即ち「時制」、「代表」、「特別」の特定があることを見て来ました。更に Japan's と Japanese 及び Japanese と of Japan の比較も少し取り挙げました。一部の例文から①～④まで観察して来ましたが、より広く深い観察を進めると、「特定」の意味範囲も大きくなるかもしれません。

注

(1) Japan は本来は場所を表す所格 (locative) で、属格 Japan's は

$$\begin{array}{l} + \text{ locative} \\ \pm \text{ possessive} \end{array} \left. \vphantom{\begin{array}{l} + \text{ locative} \\ \pm \text{ possessive} \end{array}} \right\} \rightarrow \pm \text{ subjective}$$

のように表すことができ、所有の have ('possessive have' Anderson p.116) 動詞を大部分の Japan's の Japan がとることができるために、擬人化としましたが、①～③までの例文の presupposition から明らかなように have 動詞をとることができない場合もあります。

(2) The existential presupposition is not only assumed to be present in possessive constructions (for example, 'your car' >> 'you have a car'), but more generally in any definite noun phrase.

参考資料

- Anderson, J (1971) The Grammar of Case Cambridge University Press
 Quirk, R et al. (1985) A Comprehensive Grammar of the English Language Longman
 Taylor, J (1989) "Possessive genitives in English" Linguistics 27, 663-686
 山口和之 (1995) 「属格についての一考察」『ねびゆらす』23 明治学院大学大学院
 Yule, G (1997) Pragmatics Oxford University Press

引用資料

- Bantock, G (1995) English People, English Opinion 成美堂
 Mclean, P (1983) Japan and the West 朝日出版社
 Reischauer, E (1990) The Meaning of Internationalization 成美堂
 (1995) The Japanese 成美堂
 Seward, J (1992) The Japanese nci
 Toynbee, A (1990) Impressions of Japan 金星堂
 Whiting, S (1991) Talks on Japan 桐原書店
 International Herald Tribune (1998)

Nagano '98 (1998)

Newsweek (1999)

The Japan Times (1998) (1999)

Time (1998) (1999)

Informantsとして、東海大学のLanning先生、東京立正女子短期大学のBartley先生の御協力をいただきました。

航空産業によるホテルチェーン事業進出と 沖縄観光への展開

杉 田 由紀子

1. はじめに

観光とは自己の自由時間（余暇）のなかで、鑑賞、知識、体験、活動、休養、精神の鼓舞等人間の基本的欲求を充足するための行為のうち、日常生活圏を離れて、異なった自然、文化等の環境のもとで行おうとする一連の行為である¹。居住地を離れ、観光地において観光目的を果たし、再び日常圏に戻ってくる観光行動の為には、地理的に離れた二つの空間を結ぶ媒介要因としての交通が重要な役割を持っている。今日の観光の発展において交通の果たしてきた役割は大きい。ことに第二次世界大戦以降の航空産業の飛躍的な発展は、現代観光の質的・量的拡大に重要な役割を果たしたと考えられる。同時に遠距離間の観光往來の拡大は、航空産業における巨大な市場の創造と拡大をも意味していた。航空産業においても観光事象は大きな意味があった。

航空産業は、その公共性も含めて今日的な社会に及ぼす影響は大きい。昨今航空産業を取り巻く企業環境は、観光の形態変化も含めて急速に変化しつつあり、航空の在り方や今後の行方が注目されている。航空産業の飛躍的な発達については、工学、経済学、商学等からのアプローチは既に認識されているが、観光学の立場から航空と観光の相互性を考察する研究は少ない。本稿では、航空産業による観光事業への参入、とくに観光地での核となるホテル事業に焦点をあてその進出過程を明らかにし、企業集団による観光地における垂直統合の形成を検討する。事例として観光地化の発展段階において航空の影響があったとされる沖縄を取り上げ、航空企業が沖縄観光にどのように関わったか、航空産業における観光事業や観光開発との連携を解明することを研究の目的とする。

第二次世界大戦後からの約50年間における経済・経営，社会一般および観光領域等に関わる資料を広く渉猟し，航空産業と観光産業に関連づけられる項目を約450項目抽出し，その中から①観光政策，②沖縄観光，③航空産業，④ホテル産業，⑤社会一般，⑥海外動向の6つの視点から重点事項を探り，各視点での時代的転換点を探りつつ文献研究を行った。以上を踏まえて，沖縄県観光文化局，航空企業の関連事業本部，航空資本系列のホテル運営会社等へのヒアリングを実施し，以降の分析・考察を行った。

2. 航空産業とホテル事業

(1) 航空産業によるホテル事業参入の要因

一般に企業や組織は過去の成長理論からみて，組織拡大行動や多角化行動をとる。事業多角化への誘因は，基本的に大きく次の4つに区分される²⁾。

①企業経営における不確実性の除去，②収益性の確保，③企業規模の成長・拡大，④事業多角化による組織の活性化，である。以上の要因を，航空産業にあてはめると，以下のように考えられる。

①については，航空事業におけるサービス形態・ニーズの変化とビジネス・チャンスへの拡大行動である。今日では安全な輸送という本業だけではなく，周辺事業で付加価値を生産する産業へと変化してきている。②については，航空事業は運賃設定やサービス基準について横並び，もしくは規制を受けてきた。航空事業には輸送関連をはじめ関連する事業部門が複数存在し，他産業に比して多角化行動が取りやすい。路線という交通ネットワークや空港等のノード（核）を有し，関連事業を展開できる潜在的な可能性を有しており，本業以外での収益性を視野に入れた行動がとりやすい。③については，航空産業は事業多角化によって自社で有する高い水準の経営資源を活用できる可能性をもつ。とくに昨今の航空事業で重要視されているのは，技術資源に加えて情報資源である。CRS³⁾関連のグループ企業設立等，自社の情報資源を多くの子会社や関連会社が利用できるメリットを充分認識している。④に関しては，航空事業を

営む企業はその資本からも大きい組織が多い。本社組織・部門の規模も大きく活性化が緩慢になりがちであるが、事業多角化によって組織や人的資源の活性化をはかることが可能になる。

事業多角化の方向については、生産ラインの広がりや市場の需要に対するヨコの広がりだとすれば、垂直的統合の程度はタテの深さ、広がりになる。垂直統合とは、その市場に製品を供給するために必要なさまざまな業務や生産工程の段階（原材料の確保から小売り、サービスまで）を、社内に内製化することという。業務や生産工程の流れを川にたとえれば、川上から川下への内部化の程度である。それをタテの流れにたとえて、垂直統合または垂直的統合と称する⁴。

以上を踏まえて、観光事業の中で重要な拠点となるホテル事業への、航空産業からの進出の要因を考察すると、主要要因は次のように考えられる。①就航先でのホテル投資の有用性があげられる。就航先での宿泊施設の確保は、自社路線でのシェア拡大の手段となり得る。就航先でのホテル投資が現地における観光開発の牽引となり、人気の目的地となれば航空需要へも跳ね返ってくると同時に、ホテル投資からも利潤を期待できる。②航空会社が座席販売を行う際に、目的地での宿泊や諸手配に関する不便宜性が考えられる。航空会社と他の観光関連事業は独立した企業体であり、必ずしも航空会社からの要請が優先される訳ではない。後述するパンアメリカン航空は、就航する南米路線で顧客に一定水準以上のホテルの確保が困難なためにホテル事業への進出を行った。1970年代前半からはじまる航空機の広胴機化に伴う座席の大量販売、これによる大規模ホテルの供給不足は、航空会社によるホテル事業進出を促した。③航空会社の経営基盤の脆弱傾向があげられる。航空事業は石油危機や戦争等の外部要因によって経営が大きく左右される。経営規模に比較して経営基盤が脆弱である。石油危機発生の際には燃料に代替え手段がない。湾岸戦争勃発時にみられるように地域紛争による人々の観光旅行の手控えで大幅な収入減を被り、経営危機に陥る。経営の多角化により経営の安定をはかる必要があり、その点土地・建物を所有するホテル事業などは資産になると考えられた。

一方、ホテル側としてのメリットは、航空会社の持つ路線ネットワークによ

る大きな集客力が魅力である。CRSによる個人予約から、ホールセラーを通じたパッケージ・ツアーの団体予約の取り込みまで可能となる点が大きい。点（ホテル）と線（路線）のサービスが繋がることは、旅行行動全体での大部分が占められる。航空産業は近年めざましい成長を遂げ、一般的に良いイメージで消費者に迎えられていることから、ホテルチェーンの傘下に入る場合もホテル側としてメリットが享受できる場合が多い。

（２）北米航空企業とホテル経営

1946年いち早くホテル事業に進出したのは、当時世界最大の国際線を有するパン・アメリカン航空であった。100%出資の子会社としてホテル事業を行うインターコンティネンタル・ホテルズを設立し、まず南米の主要都市でホテル建設を行った。航空旅客需要が急増し自社就航路線の目的地に旅客を満足させるホテルを確保することが困難であったため、自らがホテル供給に乗り出した。インターコンティネンタルは、ヒルトンより先にカリブ海地域へ進出し1970年代後半において高級ホテル経営という点では、世界最大の会社であった。

一方、1978年の航空規制緩和法以降米国国際線ではレイカー航空のスカイ・トレインなど大西洋路線における航空各社の競争が始まり、パン・アメリカン航空は経営不振に陥った。とくに国内路線網をもたないパン・アメリカン航空はナショナル航空を買収合併したものの、米国内での規制緩和の急速な浸透によりその効果は減ぜられた。ニューヨークからフロリダを中心に南北にのびるナショナル航空の路線は、8万マイルに及ぶ巨大なパン・アメリカン航空の海外路線を補うには充分でなく、効率の良いハブ・アンド・スポーク形成には東西路線が必要だった。1981年インターコンティネンタル・ホテルズをグランド・メトロポリタンへ売却し、一時危機を乗り越えたものの、1985年パンアメリカン航空は太平洋路線を手放し、事実上倒産した。

ウェスタン・インターナショナル・ホテルズ（現、ウェスティン・ホテルズ、以下同）は、ユナイテッド航空の持ち株会社UALが1970年買収した会社で、当時ユナイテッド航空とは兄弟会社であった。UALはさらにレンタカー会社

ハーツ、そしてトランスワールド航空からヒルトン・インターナショナルも買収し、1987年グループでの「旅行のワン・ストップ・ショッピング」を目指して会社名をアリージス (Allegis)⁵と変更した。経営規模は拡大し、ウェスタン・インターナショナル・ホテルズは集客体制のメリットを生かしながらホテル業そのものの利益をあげ、1970年半ばのオイル・ショック後の不況で航空企業業績不振となったおり、ユナイテッド航空を助ける結果となった⁶。

しかし規制緩和政策の推進以降、航空の新規参入による活発な競合が繰り広げられた。運賃戦争ともいわれる競争により、割引運賃利用者の比率は規制緩和前の33%から1986年以降90年までに90%へと飛躍的に増大し、実質運賃は大幅に低下した⁷。競争激化により経営のスリム化を進める必要が生じ、親会社アリージス社は航空部門建て直しのため、1987年レンタカー会社のハーツ社とともにヒルトン・インターナショナルを、1988年にはウェスティン・ホテルズを手放した。

1970年代後半までに、米国トップテン10社の航空会社のうち7社がホテル事業に資本参加した。当時のアメリカン航空の“Fly American Stay Americana”やPSA “Fly Drive Sleep”という宣伝コピーにも見られたように、航空会社とホテルチェーンのパートナーシップは、重要な経営戦略として存在した。

3. 日本航空と全日空によるホテル事業展開

(1) 日本航空と国際ホテルチェーンの構築

日本航空は1951年に設立された。海外渡航自由化以前の航空会社では、関連会社は整備や機内食、空港・アクセスのためのリムジンバス事業など、あくまで本業の支援事業中心であった。1964年の海外渡航自由化を契機に、1970年代初頭ジャンボ機導入を就航による大量輸送時代を迎え、多角化を志向して観光事業へと進出していった。1965年日本航空では「ジャルパック」と名付けたパッケージ・ツアーを企画・販売し、1969年にはこのパッケージ販売の

ための旅行開発（現、ジャルパック）を設立、旅行業、ツアーオペレーター業へと本格的に進出した⁸。

1970年代からは日本航空が子会社として日本航空開発を設立し、ホテル事業への参入をはかった。最初に手がけたのは海外のジャカルタで、1972年運営受託して開業したプレジデントホテルであった。翌年国内では沖縄において初のホテル事業を立ち上げる。日本航空が筆頭株主の現地法人より運営受託する沖縄グランドキャッスル（現、ホテル日航那覇グランドキャッスル）である。第1次オイルショックを経て、日本航空開発は1974年グアムで運営受託のリーフホテル、翌々年直営ホテルとしてホテルニッコードバリを開業した。その後海外はリスクの少ない運営受託方式を中心に、1970年代後半から80年代前半にかけて、マニラ、デュッセルドルフ、パラオ、タイペイ、北京でホテルを開業させた。国内においてはこの時期に成田日航ホテル、ホテル日航大阪などの直営ホテルが開業した。

海外への日本人旅行者数は1980年代初頭の年間約400万人から、10年間で同約1,000万人を越え、日本航空の旅客輸送量も増大の一途をたどった。1983～84年連続して、日本航空は国際線定期運送量においてIATA世界第1位となった。1985年航空3社の役割分担を定めた「45・47体制」（航空憲法）⁹の廃止が決定され、全日空および東亜国内航空（現、日本エアシステム）が国際線を開設した。1980年代後半は御巢鷹山の事故や完全民営化など、大きな変革の時期となったが、政府の規制をはずれてホテル事業をはじめとする関連事業への展開も積極的に実施された。観光事業以外の生活文化事業として、教育・出版事業などへの事業展開もこの時期に行われた¹⁰。

ホテル事業については、大阪やニセコで直営ホテルを開業する一方、直営あるいは運営受託をすることなく短期間で国際的なホテルチェーンを構築するボランティアチェーン、ニッコー・ホテルズ・インターナショナルの組織化を開始した。加盟ホテルは経営の独立性を維持しながら、ホテルの宣伝・予約の面に限って、主催企業から便宜供与を受け取る仕組みである。加盟ホテルの受けるメリットは大きく、短期間で急成長した（海外68軒、国内28軒 1987年）。

1987年の民営化にあたって日本航空が打ち出した事業多角化に関する方針

は、①航空輸送関連、②旅行企画販売部門、ホテル・リゾート部門、③教育・文化事業の3分野の強化であった。ホテル・リゾート部門では環太平洋のハワイ、グアム、サイパン、インドネシア、沖縄を結ぶリゾート開発事業を目標にかかげて、沖縄地区における日航アリビラホテルの建設・開業など、新規リゾートホテルの開発も実施された。1991年以降、湾岸戦争の影響やバブル経済崩壊後の航空不況によって、本業の経営環境が大きく変化しつつある。事業への投資は抑制する必要があるものの、グループ企業経営の必要性は認識し、事業を選別化した上での強化をはかることとしている¹¹。

（2）全日空エンタープライズによるホテル事業

日本ヘリコプター輸送と極東航空が合併して設立され、国内線運航会社としてスタートした全日空は、当初数年の遅れはあったものの、1970年代初頭からは日本航空とはほぼ同様の軌跡をたどって、観光事業への取り組みを展開している。

全日空において特筆すべきは、当時の全日空社長の若狭得治氏を会長にすえた全日空エンタープライズの設立である。当初全日空関連事業室で立案された札幌と沖縄のホテル企画を起爆とし、1973年全日空エンタープライズを発足させた。第一ホテルから非常勤顧問を迎え、ホテル展開を全日空多角化の主軸においた。札幌全日空ホテルは全日空にとっては初期のホテル進出であり、第一ホテルからの協力を得た。1973年以降、全日空エンタープライズは、全日空グループの総合力向上のための中核的な存在となり、次々にホテルを開業させていった。1976年に博多全日空ホテルを皮切りに、沖縄久米島イーフビーチ・ホテル、京都全日空ホテル、さらに海外へも1970年代にセンチュリーパークシェラトンマニラ、センチュリーパークシェラトンシンガポール、およびハワイにマカハ・リゾートなどの開業が続々行われていった。

1986年にはチェーンの旗艦ホテルである東京全日空ホテルが開業し、全日空のチェーンホテル展開に高級イメージを与えることに成功した。全日空は国内外にチェーン網を広げているが、その展開形態は以下のように分類できる。

①直営、②マネジメント方式（運営管理を受託する方式）、③リファーマル方

式（チェーン加盟契約に基づき、技術援助、相互送客を行う方式）、④フランチャイズ方式（業務提携契約に基づき、経営ノウハウの供与を行う方式）。直営は東京と大阪のみで、その他のホテルは以上の②～④のさまざまな形態をとり、1996年現在で国内ホテルは30軒、海外ホテルは14軒となっている。

4. 沖縄観光と航空系列によるホテル進出

（1）沖縄観光の発展とホテル業

沖縄における観光は、1972年の本土復帰以前、旅行者数は20万人を超えることはなかった。復帰を契機として沖縄は、白砂の海岸や珊瑚礁などの自然景観と、音楽、舞踊、料理等に代表される特色ある固有の文化、これらを主たる観光資源として、年間約300万人が訪れるわが国有数の観光地へと発展した。1972年復帰時の観光収入（県外受取）は、324億円であったが、1975年の海洋博開催年には1258億円に達した。1980年代後半から安定した増加を示すようになり、1995年度の県経済に占める観光収入は、3443億円で第1位（県外からの財政移転を除く）を占め、軍関係受取の1629億円を押さえて、県収入全体の35.3%に至っている。

沖縄観光の基礎を形成してきたのは、ホテル業であったといえる。那覇は沖縄観光のターミナル機能を持ち、占領下からすでに拠点としての基本的機能は満たされつつあった。復帰直後から登場する恩納村を中心とするリゾートホテル群は沖縄国際海洋博覧会（以下、「海洋博」）によってはずみがつき、後述するように1970年代後半からリゾート地沖縄としての基盤が確立されていった。

沖縄の宿泊業は、シティホテルとリゾートホテルの両面から発展してきたが、最近ではその混合された形態も登場し、従来のビジネスホテルの形態もあわせると、すべてのホテル形態が凝縮しているといった状況を呈している。1995年における沖縄県全体の宿泊施設数は676軒で、収容力は57,990人であり、その内ホテルと称される施設は、288軒45,407人の規模となっている。内容的には中小規模のホテルが主力で、300人以上の大型ホテルは39軒である¹²。稼働

率は1970年代半ば以降上昇傾向にあるが、近年は60%を超えたところで足踏み状態となり、50%台とを行き来している。全般的に大型ホテルの稼働率の方が数字は高い傾向を示している。全体で常時約3万人程度の観光客が沖縄県内に滞在している計算となる。これらの状況は、全国的なホテル業の水準から評価すれば平均以上の値である。

沖縄観光が復帰直後の祝儀訪問¹³に終わらず、その後も成長した要因について、①亜熱帯気候の固有な自然・人文観光資源、②海洋博等に代表される観光振興政策、③日本の高度成長期、可処分所得向上等の社会的背景がその要因として考えられるが、離島県沖縄における最も特徴的な要因は、④航空産業が沖縄観光の急成長を支えたという点にある。航空産業のホテル事業との取り組みや、ホテルへの送客応援体制を数くキャリア・キャンペーンなどについて、以下、項を改めて述べることとする。

（２）航空系列ホテルと沖縄キャンペーン

沖縄県におけるホテルの稼働状況は、航空路線の送客能力と大きな関連性を持っている。国内の長距離路線である北海道と沖縄との間で大きな違いがあるのは、沖縄においては観光開発事業が航空主導となっていることである。宿泊収容力に対し、輸送力が常に下回る沖縄の状況では、宿泊業と航空業との力関係は、後者の方が強くなる傾向がある。航空企業と航空系列のホテルがリンクする状況は、島嶼型リゾートには多くみられる傾向である。

前述のように、1970年代初頭から日本航空はJALホテル・システム（現、JALホテルズ）を、全日空も1973年に全日空エンタープライズを設立し、両社は本格的なホテル経営に乗り出した。「地上へ降りた空中戦」¹⁴と称されるほどに、両社はホテルチェーン展開にしのぎをけずってきた。沖縄においては、復帰後の翌年1973年に日本航空系列では初のホテル事業進出となる「沖縄グランドキャッスル」（現、ホテル日航那覇グランドキャッスル）が開業した。1975年には海洋博に向けて全日空と日本交通公社が50%ずつ出資をした「沖縄ハーバービューホテル」が開業した。全日空エンタープライズにとっては、札幌（札幌全日空ホテル）につぐ二番目のホテル展開であった。沖縄路線は、

1972年復帰以前は国際線として日本航空の独占であった。全日空は日本交通公社の送客協力を頼みとし、先んじられている沖縄路線での自社シェア拡大を目標とした。海洋博を契機に航空会社はさらにホテル投資に進出し、本格的なリゾートホテルへの展開に乗り出した。

沖縄における最初のリゾートホテルとされているのは、1975年に地元建設企業国場組によるリゾートホテル「ムーンビーチ」であるが、この後航空会社、ヤマハ、東急といった本土企業の沖縄への投資が相次いだ。とくに1983年に開業した全日空系列資本による「万座ビーチホテル」の成功は、その後の大型リゾートホテル建設を促進する契機となったとされている。

しかし全日空グループの沖縄リゾート型ホテルへの進出は、これに先立つ1976年海洋博直後の久米島において始まっていた。全日空エンタープライズは、第三セクターとして運営されていたイーフビーチホテルを買い取り、全日空、全日空商事等のグループ総力での応援体制を敷いた。「沖縄・久米島」をセットにしてスカイホリデーの目玉商品とし、ポスター等での宣伝展開によって、「久米島イーフビーチホテル」は、1977年80室の規模ながら開業初年度に1万8千人の宿泊客を呼び、順調に稼働した¹⁵。この「久米島イーフビーチホテル」の成功は、全日空エンタープライズのリゾートホテル展開の先鞭となり、万座ビーチホテルの建設、販売方式、そして成功へと連動していったのである。

全日空エンタープライズは1997年6月現在国内に29のホテルを展開しているが、沖縄には6ホテルを運営している。一方、JALホテルズでは、現在18ホテルが国内で展開され、その3分の1にあたる6ホテルが沖縄で運営されている。表1は、両社系列ホテルチェーンの中で沖縄におけるホテルの展開推移を追ったものである。航空系列のホテル事業の規模は大きくなり、ホテルを一元化運営するためチェーン化されてきたが、これは予約、販売、宣伝、人事および物資の共同購入などスケールメリットを追求したものである。また航空系列におけるホテルチェーン化のメリットは、グループ内の旅行商品造成の際にも発揮される。パッケージ・ツアーにおいてホテルを変えての周遊型や、リゾートホテルと都市ホテルとの組み合わせ旅行など、多様なニーズに対応した変化に富んだ商品造成が可能となる。

表1 全日空および日本航空系列のホテル（沖縄県）

開業年	ホ テ ル 名	系列航空会社	展開方式	客室数(室)
1973	ホテル日航那覇グランドキャスル	日本航空	マネジメント	340
1975	ハーバービュー・ホテル	全日空	リファーラル	368
1977	久米島イーブビーチホテル	全日空	マネジメント	80
1978	JALプライベートリゾート・オクマ	日本航空	マネジメント	184
1983	万座ビーチホテル	全日空	マネジメント	401
1984	ホテル日航八重山	日本航空	技術援助	236
1987	サンマリーナホテル	日本航空	技術援助	200
1987	沖縄オーシャンビューホテル	全日空	リファーラル	207
1988	石垣島ホテルサンコースト	全日空	マネジメント	62
1988	パレスホンザヒル・沖縄	全日空	マネジメント	145
1994	ホテル日航アリビラ・ヨミタンリゾート沖縄	日本航空	マネジメント	400
1994	ホテル日航久米アイランド	日本航空	マネジメント	125

注：1997年現在

資料：全日空エンタープライズ，JALホテルズ営業部資料より作成

一方、これらのホテル事業と並行して収益性の向上をめざし、航空会社は毎年大規模な「沖縄キャンペーン」を実施してきた。1977年以降海洋博以後の沖縄への旅行者減への対策として、国内他路線に先駆けたGV25販促運賃¹⁶の導入とともにデスティネーション宣伝「沖縄キャンペーン」を展開した。日本航空のキャンペーン開始に対応して、翌年1978年からは全日空も参戦し、最盛期には両社とも年間総額5～6億円の予算が投入された。沖縄における航空系列のホテルの宿泊部も、これらのキャンペーンに参画した。毎年宣伝コンセプトを明確にし、ポスター、テレビ等のマス・メディアを通じて、大規模な宣伝活動を展開した。博報堂によればテレビ・コマーシャル出稿量と旅行者数の増減はリンクし、航空会社もキャンペーン展開には力を入れてきた¹⁷。表2は、日本航空の沖縄キャンペーン内容の推移であるが、キャンペーンガールには無名の新人を発掘し、キャンペーンソングとともに毎年ヒットへの戦略が練られた。これらのキャンペーンからは斉藤慶子、鳥越マリ、吉川十和子、設楽りさ子、風間トオル、米米クラブなどが輩出し、それまでの無名タレント・歌手達

表2 JAL沖縄キャンペーンの推移（1977～94年）

年	キャンペーンガール	キャッチフレーズ	歌手	キャンペーンソング
1977	—	LET'S KISS THE SUN	—	—
1978	—	若いから沖縄がいい	—	—
1979	マリア・オラエリー	LET'S KISS THE SUN OKINAWA	山下達郎	夢を描いて
1980	岩浪とも子	ヒールを脱いだ5日間	ツイスト	ラブソング
1981	津島要	シンデレラサマー	石川優子	シンデレラサマー
1982	斉藤慶子	サマー・イン・サマー	八神純子	サマー・イン・サマー
1983	鳥越マリ	マリン・マリリン・すてき です	山本達彦	マイ・マリン・マリ リン
1984	鈴木佑子	シマシマシマでナツシ マした	石川優子 & チャゲ	ふたりの愛ランド
1985	吉川十和子	二人でモーニングクロ ール	トム	サマータイムグラフ イティ
1986	設楽りさ子	何でもできるはずなの に何にもしないでいる	ロビン・ギブ	恋するボーイズ
1987	佐々木恵	カラダ・ドライ	チャゲ & 飛鳥	セーラーマン
1988	田中みゆき	ヒト・ナツ・コイ	桑田佳裕	いつか何処かで
1989	風間トオル、石崎 麻奈己、高橋正字	マリン・カクテル OKINAWA	矢沢永吉	太陽の領域(テリト リー)
1990	米米クラブ	夏離宮	米米クラブ	浪漫飛行
1991	上々颱風	上々沖縄	上々颱風	愛より青い海
1992	江黒真理	NOON & MOON	チャゲ & 飛鳥	LOVE SONG
1993	沼倉絵理子 & シン ブソンス	JALの沖縄はツイ ている	ロングバケーション	ビーチタイム
1994	C.C.ガールズ	夏ガール、海ガール、 恋ガール、夢ガール	C.C.ガールズ	パーティー・アイランド

資料：日本航空広報室、杉田・溝尾（1998）より構成・加筆

の登竜門となっていった。

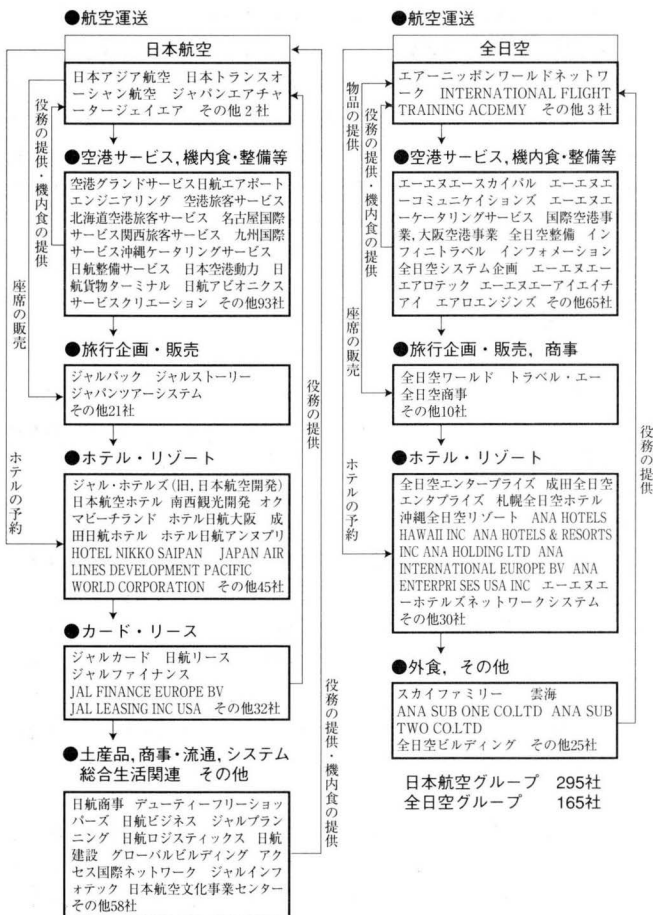
これらのキャンペーンは、結果としてホテルへの送客応援を強力にした。また沖縄観光にとっては本来行政が行うべきプロモーションを民間に依存する形となった。航空企業が系列ホテルを展開する状況は、沖縄のような島嶼型リゾートでは多く見られる傾向があるが、この形態を維持したまま地域が発展する

メリットは、地域側が積極的な観光宣伝をせずとも、民間主導で告知が行われる点である。民間では企業行動として行う投資が、地域全体の発展に貢献する公共性を持つこととなった。

(3) 航空会社によるデスティネーション開発と垂直的統合

航空会社が観光、リゾート開発に及ぼす影響は大きい。とくに交通手段が主として航空に拠る島嶼、群島国・地域においては、航空会社の送客、宿泊などグループ総力による体制が観光開発の牽引になる。観光行動とは、①移動（交通）、②飲食、③宿泊、④目的地での旅行、⑤買い物・娯楽など多数の要素からなる複合的な行動である。航空会社が自社の顧客に対して、移動（交通）以外の要求を満たそうとするのは当然の対応といえる。供給サイドの航空会社は、これらの交通、宿泊、買い物、娯楽等の各観光要素セグメントを相互に結びつけた形で対応すれば、関連グループの各種事業を総合して低廉なパッケージ・ツアー造成なども可能となる。航空会社が路線開拓とともにリゾート地に進出する場合、内製化の垂直度合いを深めれば自社のコントロールのもとにおく競争手段が増える。前述した日本航空と全日空は、総資本それぞれ1兆6251億円、および1兆2147億円といった観光事業をはじめとする関連企業集団を構成している（1995年度決算）。本業の輸送業からはじまって、旅行部門、ホテル・リゾート部門など、旅行の流れにそって整理すると図1のようになる。

航空会社が自社グループ資本によって、地域の観光事業に進出することは、中央資本により地域経済を収奪する面もあり論議されるところである。一方、航空会社が就航先でホテルやレジャー施設、その他の事業をもつことで、送客に対する責任、路線の強化、宣伝体制など生まれる。それによりデスティネーションへの誘致力は高まり、観光開発牽引への効果は大きい。結果として地域の知名度は向上する。「万座」という地名が全国に知られるようになったのも全日空の万座ビーチホテル以降である。久米島についても同様で、全日空がイーフビーチホテルのオープンと同時に「沖縄・久米島」のキャンペーンを展開した。久米島の名は一躍全国に知れ渡り、ホテル投資が現地における観光振興のきっかけとなった。地元の人材の流出を阻止し、旅行者を引き寄せることに



資料：有価証券報告書(1996)より作成

図1 日本航空と全日空のグループ企業

よって、他の周辺の島に比較して、地域の独自性を生かす道が生まれた。

沖縄におけるリゾート開発は、航空会社が観光を牽引した代表例としてあげられる。1972年日本復帰当時の沖縄の観光パターンは戦跡地訪問であり、沖縄のイメージは「戦災の島」「米軍基地の島」であった。しかし1970年代後半から日本航空および全日空両社が始めた大々的な宣伝キャンペーンと低運賃施策、さらにホテル等の宿泊体制を含めたグループをあげた送客応援体制により、沖縄は戦後生まれの若者のリゾート地へと変貌していった。

5. おわりに

現代観光の増大とともに、航空産業は交通手段としての旅客輸送にとどまらず、路線ネットワークと空港等を基盤に観光事業へ参入した。旅行者の観光行動の移動（交通）から宿泊（ホテル）までの各要素は、複合的な観光事業全体を構成しており、航空企業が関係業種を相互に結びつけた形で提供すれば、系列のグループ集団として他社に有利な旅行商品造成なども可能となる。グループ企業による垂直的統合という形態で観光地に進出する場合、内部的に競争手段が増加することになり、企業行動として必然性があった。広胴機就航による大量輸送時代以降航空会社は足と宿との一体化をめざし、明確な垂直的統合の意図のもとにホテル事業へと進出した。自社路線のデスティネーションにおいては、ホテルづくりを拠点に系列グループ企業集団による総力体制を敷いた。

日本復帰以降の沖縄においては、航空産業は全国に先駆けた低廉な団体運賃施策の導入とともに、マス・メディアを駆使したキャンペーンを展開し、ホテルの確保、ホールセラーでの販売と、グループをあげての送客応援を行った。ホテル事業への参入は、那覇、久米島などから始まり1980年代には万座などリゾートホテルを系列資本によりチェーン化開業させた。万座ビーチホテルの成功は、その後の沖縄における大型リゾートホテル建設を促進する契機となった。沖縄へのホテル投資は、地元での観光振興のきっかけをつくり、航空主導での観光開発を牽引した。

航空企業の路線展開やそれにもなうホテル事業への参入は、中央資本への利益吸い上げとして、地域側からの批判がある。しかし大都市圏と地理的に隔絶された観光地においては、航空産業の進出と雇用創造によって人材の流出を防ぎ、独自の産業創出も考えられる。観光地の開発や地域を生かす方法を考える上で、航空は有効な手段となり得る。地域が他地域との間で交流ルートを積極的に構築し自らの固有性を再発見し、それらを産業形成に活かしていくことが求められる。その実際の架け橋となるのが航空であり、自らの地域を観光地としてどのように織り込んでいくのか。今後、航空輸送は観光地としての発展戦略の上でますます重要な焦点になると考えられる。

【注】

- 1 内閣総理大臣官房審議室（1970）『観光の現代的意義とその方向』に示された「観光」
- 2 石井晴夫（1995）交通産業による多角化行動について詳しい。pp.4-15参照
- 3 Computer Reservation Systemあるいは最近ではGDS（Global Distribution System）とも称される。コンピュータによる予約システム。ユナイテッド航空の「アポロ」、アメリカン航空の「セーバー」、日本航空の「アクセス」など、昨今は予約機能に加えて、発券、運賃計算、ホテル・レンタカー予約・情報など多彩な機能が付加され、重要な情報戦略のひとつとなってきた。
- 4 伊丹敬之・加護野忠男（1993）事業構造の戦略による。pp.83-136
- 5 二つのラテン語「顧客への信義と顧客利益の保護」の意味からなる造語。Perterson & Glab（1998）。日本語ではアレジスとも表記される場合がある。
- 6 岡本伸之（1979）航空会社による旅行関連の各分野を網羅する理想の組織づくりを目指した。pp.66-71参照。
- 7 航空規制緩和下、200社の破産と50件を超える合併という運賃その他による企業競争を経て、1991年には最大手航空会社8社が市場の95%を占有した。Dempsey & Goets（1992）や航空政策セミナー討論資料（各年）に詳しい。
- 8 航空会社の観光事業への取り組みは、最初は航空輸送・地上交通関連から、次に旅行業そしてホテル事業へと発展していった。その取り組みとその展開過程は5期に分類できる。杉田由紀子（1999）pp.183-190参照
- 9 1970（昭和45）年の閣議了解から若干の修正を加えて1972（昭和47）年に運輸大臣より航空3社に示達されたもので、「航空憲法」とも称される。航空法を保管する行政指導で、各社の事業分野の調整をその本質としていた。

- 10 日本航空社史『日本航空40年の軌跡』（1992）等による。
- 11 日本航空（1992）『回顧と展望』等参照。
- 12 沖縄県観光文化局『沖縄観光の現状1995年版』（1996）による。
- 13 沖縄観光の急成長要因については、真栄城守定（1981）、高木正（1990）、宮城真宏（1992）などの研究に詳しい。
- 14 岡本伸之（1987）『列島ホテル戦争』の中で、異業種からのホテル参入として電鉄および航空からの系列ホテルを取り上げ、顧客争奪の裏側を明らかにしている。
- 15 日本交通公社（1979）「離島振興のための観光開発調査」 pp.158-178参照
- 16 別呼称「沖縄線販促運賃」（運賃略歴表）で、沖縄路線に販売促進目的と明示して初導入した。従来の団体用割引率15%から25%とした団体包括旅行運賃。片道27,100円から22,650円への変更であり、1970年後半当時団体旅行価格での往復ベースで10,000円近い差は大きな販促力をもっていた。杉田・溝尾（1998）に詳しい。
- 17 夏に向けての1991～94年上半期（3～9月）「沖縄キャンペーン」のテレビ・コマーシャル出稿の即効性について、博報堂（1992）に詳しい。

【参考文献】

- Dempsey P. S. & Goets A. R. (1992) : *Airline Deregulation and Laissez-Faire Mythology*, Greenwood Publishing; 吉田邦朗他（1996）：規制緩和の神話－米国航空輸送産業の経験，日本評論社
- Johnson R. E. (1974) : *Airway One-A Narrative of United Airlines and its Leaders*
- Krupnick J. E. (1998) : *Pan American's Pacific Pioneers*
- Ott J. & Neidl R. (1995) : *Airline Odyssey The Airline Industry's Turbulent flight into the future*, Page (1999) : *Transport and Tourism* , Longman Grp.
- R. R. Donnelley & Sons. Co
- Sampson A. (1984) : *Empires of the Sky The Politics Contests and Cartels of the World Airlines*
- Serling R. (1983) : *Hughes' Airline; Aninformal History of TWA*
- Raguraman K. (1997) : *Estimating the Net Economic Impact of Air Services*, Annals of Tourism, Vol.24, No.3
- 伊藤元重（1996）：日本経済事典，日本経済新聞社
- 伊丹敬之・加護野忠男（1993）：事業構造の戦略，経営学入門，日本経済新聞社
- 内閣総理大臣官房審議会（1970）：観光の現代的意義とその方向
- 大橋英五（1996）：日本航空全日空，大月書店
- 岡本伸之（1987）：列島ホテル戦争，日本経済新聞社
- 沖縄県観光文化局（1996）：沖縄観光の現状

- 沖縄県（1992）：沖縄県観光振興基本計画－世界に誇れるトロピカルリゾート・アイランド・オキナワをめざして－
- 作古貞義（1998）：ホテルマネジメント，柴田書店
- 首里観光（1993）：沖縄グランドキャッスル・ストーリー
- 杉田由紀子（1999）：航空産業による観光事業への取り組みと展開過程に関する研究，日本観光研究学会全国大会論文集，No.14
- 杉田由紀子・溝尾良隆（1998）：沖縄観光に航空が果たした役割に関する研究，観光研究，日本観光研究学会，Vol.10 No.1
- 高木 正（1990）：沖縄観光業の展開と問題点，現代沖縄経済論，法律文化社
- 高橋文子（1996）：消滅－空の帝国パンナムの興亡，集英社
- 戸崎 肇（1997）：地域振興と航空政策－モデルケースとしての沖縄－，芦書房
- 長谷川嘉彦（1986）：男たちの東京全日空ホテル，柴田書店
- 博 報 堂（1992）：JAL沖縄キャンペーン
- 真栄城守定（1990）：海洋リゾート・沖縄，地域開発，立正地理学会，No.7
- 前田勇編（1998）：現代観光学キーワード事典，学文社
- 溝尾良隆（1995）：観光産業，戦後日本産業史，東洋経済新報社
- 宮城真宏（1992）：沖縄観光の大変化，月刊地理，Vol.37，No.5
- 日本航空・全日空社史，回顧と展望各年号，月刊観光，月刊ホテル旅館，観光文化，航空と文化各年各号

「観光」と「環境」——法的アプローチの試み——

佐藤 修一郎

はじめに

I 問題点の整理

II 「観光」の法的位置づけ

III 「観光」と「環境」

むすびにかえて

はじめに

平成10年版「観光白書」によれば、平成9年における国内観光は、宿泊観光・レクリエーション旅行を行った者は延べ人数で2億500万人（1人あたり1.63回、対前年比7.9%増）であった。また、同じ年の日本人海外旅行者数は、対前年比11万人（0.6%）増の1,680万人と、過去最高を記録した。わが国においては、もはや「観光」は単なるブームではなく、国民生活に深く根ざしたものであることが見て取れよう¹⁾。

ところで、このような観光のための人々の移動が、空間的にも、また時間的にも増大することは、自然はもとより歴史的・文化的遺産などを含む「環境」と「人間」とがふれあう機会もまた増加することを意味する。この点に関し、現代社会が不可避免的に直面している「環境問題」との関連で、観光政策あるいは観光行政における環境への配慮が、従来にも増して要請されていることは明らかである。

本稿は、人間の営みである「観光」により、人間を取り巻く「環境」が変化（あるいはさへせられる）ことに鑑み、これらから惹起される諸問題について「人間」を主語として検討していくことを目指すものである。なお、副題において「法的アプローチの試み」と記したこともこのことと決して無関係では

ない。「法的アプローチ」の手法はあるいは多々存在するであろうが、「観光」「環境」何れも現在ではわれわれの日常生活に深く浸透したものとなっており、また常に人間の行為と不可分に結びついている。それゆえ本稿ではとくに、この両者を「基本的人権」という観点から検討することを試みる。

Ⅰ 問題点の整理

まず、第一のキーワードである「観光」について問題となるのが、その語の持つ意味であろう。単なる「観光」はもとより「観光旅行」「観光地」「観光客」さらには「観光立国」などの用例に見られるように、「観光」の語は日常生活に深く浸透した言葉であり、かつその意味は大変広いようである。さらには単なる語義の問題にとどまらず、「観光」という言葉から人々が受けるイメージもまた多岐に渡るであろう。あるものにとってはそれは趣味であり、余暇の過ごし方であろうし（これはみづからが主体となって観光を行うもの、いわゆる観光客の立場であろう）、また別のものにとってはそれは生活の糧であり、日常生活に欠くべからざるものであろう（これは観光客に対して施設やサービスを提供するものの立場であろう）。このように、立場が変われば観光の意味するところは大きく異なってくることになる。また、現在までのところ観光基本法などに見られるように「観光」という名を冠した法律も存在するが、その明確な定義に関しては十分なものとは思われない。

そこで、誰の、どのような行為を持って「観光」と称するべきであり、またその「観光」を成立させる条件とはなんなのかを明らかにすることがまずもって重要であろうと思われる。

続いて、第二のキーワードである「環境」について問題となるのが、やはりその語の持つ意味である。「環境」の語もまた「環境問題」「環境保護」「環境破壊」など、「観光」の語よりも新しい感はあるもののすでに市民権を得て久しい。あるいは、新聞やテレビなどの報道に接するに際しても、「環境」という言葉が見受けられない日はないといっても過言ではないほどに、人々の日常

に根付いた言葉といえよう。しかし重要な点は、「観光」と同様「環境」の意味するところもまた必ずしも明確ではなく、やはり立場を異にするもの同士が共通の認識の上に立って「環境」を論ずることは困難であるというのが現状ではなかろうか。この点に関してはあえていうを俟たない事柄ではあるが、環境保護を訴えるものと生活のためにはあえて環境を破壊する行為を行わざるをえない人々の対立が、身近なところでは住民と産業廃棄物処理業者などの間に、あるいはより巨視的に見るならば南北問題に根ざした先進国と開発途上国との間にみられるのである。とはいえ、法律学の分野においては、後に検討するようにこの「環境」を法的に定義する試みが多く見られ、条約をはじめ各国の実定法にまでその影響がみられるところではある。しかし、たとえば環境基本法(1993年)において「環境」の意義が明らかなではないことは、厳密な定義の困難さは認められるものの、いまだ曖昧性を残すものであるといえよう。

そこで、「環境」とはたして誰のための、どのようなものであるのかを明確にすることがやはり必要となる。

第三に、本稿は特にこの点に主眼をおくものであるが、仮に「観光」の意味が明らかになり、また「環境」がどのようなものであるかが定義された場合に(もちろん上記の意味での「法的に」ということが条件である)、両者がどのような関係に立つのが明らかにされねばならない。

冒頭ですでにふれたように、現在では「観光」と「環境」とがますます強く結びつくようになっていく。近年とくに活発に論じられるようになった「エコ・ツーリズム (eco-tourism)」の理念などは、その証左であろう。「エコ・ツーリズム」とは、たとえば「自然環境に恵まれた地域で、自然に対する影響をできるだけ少なくするかたちで、風景の観賞や野生動植物の観察などによって自然から学ぶことを目的とした『環境と調和した観光』をめざそうという考え方」²⁾である。

このエコ・ツーリズムの考え方は基本的に支持されてよいであろう。ただし、本稿は観光と環境についてとくに「法的分析」の視点を意識したいという目的があるので、エコ・ツーリズムを支える前提あるいは条件として、「観光」「環境」の両者について「基本的人権」という概念をいわば第三のキーワードとし

て提示したい。

II 「観光」の法的位置づけ

「観光」という言葉の意味は、時代背景や社会状況に応じて変化するものであり、絶対的な定義は困難であることはしばしば指摘されるところであるが³⁾、一般的には『「楽しみを目的とする旅行」』という人間の社会的行動を示すものと、『旅行とそれにかかわりを持つ事象の総体』といったさまざまな事業活動を含んだもの⁴⁾の二つの意味があると考えられており⁴⁾、「観光」が成立するためには、1. 主体としての観光者、2. 客体としての観光資源および観光施設、3. 観光媒体が必要となる⁵⁾。

ところで、これらの三条件と上記の観光の定義を総合し、あえて法的な、あるいは基本的人権という観点から考察すれば、およそ次の点が指摘できるであろう。

1. 「主体としての観光者」について

日常的に、観光主体に関して我が国において取り扱われることの多い法的な問題といえば、たとえばそれは旅行者者との間に取り交わされる契約に関するトラブルに代表されるような、いわば「各論」的なものである場合が多いように思われる。しかし本稿は、かかる問題を取り扱うことを目指したのではなく、あえていうならば観光主体に対して「権利としての観光」が保障されるべきことを確認することで十分であろう。

そもそも居住移転の自由あるいは移動の自由が中世の封建制度を否定し、資本主義社会における人（特に労働者）の自由な移動を確保すべく認められたという歴史的沿革を有する点に鑑みて、まずこれらの自由が経済的自由として認識される点はもっともなものと思われる。ただし、「今日の有力な学説は、居住移転の自由が、単に経済的自由としての性格を有するだけでなく、人身の自由、表現の自由、人格形成の基盤としての自由といった多面的な性質を有す

る複合的な権利であることを主張するに至っている⁶⁾」との理解は重要である。

観光—あるいは旅行というべきかもしれないが—の歴史に目を向けるならば、西欧においては古代エジプトあるいはギリシャでの神殿への巡礼(宗教的自由)あるいは体育競技への参加やさらには保養のための旅行(身体的自由)にはじまり、中世にいたっては十字軍の遠征など、人間の生来的な欲求としての観光が成立したと考えられる。また日本においても、11世紀頃には貴族による社寺参詣が行われ、平安末期には西国33カ所観光寺巡礼が、また室町時代には四国88カ所遍路が生まれるなど⁷⁾、そもそもの起源においては旅行が単なる経済的な活動にとどまるものではなかったことがうかがえる⁸⁾。

また、現代において観光を上記のように定義するならば、特に「楽しみを目的とする旅行」が論じられる際には、これを単なる経済的自由の一環としてのみ位置づけることは狭きに失するであろう。そもそも居住移転の自由には、旅行の自由のごとき人の自由な移動までが含まれると解することが妥当であると思われる⁹⁾。しかし本稿においては、単なる人の移動や、あるいはかつてのような労働者(力)の移動といった居住移転の自由について一般的に交わされてきた従来の議論を前提に、とりわけ「観光」という点に問題点を特化して考えたい。この点、繰り返しの煩をいとわずに観光とは特に「楽しみを目的とする旅行」であるとするならば、やはり観光については精神活動を含む人間の基本的権利が問題となるという観点が看過されてはならない。換言すれば、観光主体にとって、観光は「観光権」ないしは「観光の自由」とでも称すべき基本的人権として認識されうるのではなからうか¹⁰⁾。

それでは、かかる観光権は実定法、とりわけ憲法上、どのようなかたちで保障されるべきであろうか。まず第一に考えられることは、憲法22条1項の居住移転の自由にその根拠を求めることであろう。この点についてはすでにふれたのであえて繰り返すことはしないが、あえて確認するならば観光権は第一義的には自由権としての側面を有している、ということである。ただし、みずからが主体となる観光は人間の経済活動のみに限定されるものではないことはすでに明かであることから、その他観光に含まれるさまざまな要素、すなわち精神的自由の側面、人身の自由の側面などまでも考慮に入れるべきである。

それはたとえば信仰心からでた神社仏閣などの参詣であり、あるいは健康回復のための湯治などを想起すればよいであろう。さらには、日常生活を離れて心身共にリフレッシュすることを目的とした観光旅行も考えられる¹¹⁾。これらについて、個別に条文の根拠を求めうるものについてはそれぞれの条文が、そしてまた条文の根拠を求めにくいもの、たとえばリフレッシュのための観光などは憲法13条の幸福追求権の一環としてとらえるべきであろう。

ところで、観光権の自由権の側面が人間の行動の実にさまざまな部分にまで渡るものであるならば、仮にこの権利が法律などによる侵害を受けた場合に用いられる違憲審査基準は、どのようにあるべきであろうか。おそらく、経済的自由に関する違憲審査基準よりも厳しい基準が妥当し、その観光の目的が精神的自由や人身の自由に関わる場合には、これらの人権の違憲審査基準ないしはこれに近い基準が妥当するものと思われる¹²⁾。

続いて考えられることは、観光権の社会権的側面である。とりわけ観光とは観光客体および観光媒体の存在が前提とされる点が、単なる居住移転の自由とは異なる点であろう。すなわち、宿泊施設をはじめ、スポーツやレクリエーションのための設備、景勝地、神社仏閣など、およそ観光には目的となる場所あるいは施設が必要であり、またそこに至るまでの移動の手段が求められるのである。これに関して、憲法25条が1項で国民の健康で文化的な生活を保障し、2項でそれを充足する国家の義務を規定していることが注目されてよい。現在、人々の生活において観光が決して特別なものではなくなったこと、またそうであればこそ、個人の観光権に対応した国家の義務が認識されてよいであろう。

それでは、社会権としての観光権について、その法的性質をどのようにとらえるべきであろうか。ここで仮に生存権に関する議論をあてはめるとすれば、まずはそれがプログラム規定なのか、抽象的権利なのか、あるいは具体的権利として構成されるべきなのか論じられねばならない。たしかに、観光権といってもそもそもそれが憲法上の保障がおよぶものなのか否か、といったきわめて根本的な問題から始まり（この点筆者はこれを積極的に解することはもちろんである）、その内容がきわめて多岐に渡る点、あるいは曖昧さを残すもの

であることなどを勘案すると、筆者の能力のゆえもあって現在のところではにわかには断じうるものではない。しかし、まず、これをプログラム規定と解することには、観光権の持つ重要性のみならずその有する自由権的な側面までも軽視ないしは無視するものと思われるため、首肯しえない。続いて、これが抽象的権利なのか、あるいは具体的権利なのかという点が問題となる。この点で目を惹くのは、憲法25条はもとより、観光基本法をはじめ現在までに制定された実に多くの法律である。とくに観光基本法は前文において「観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであって、その発達は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとするわれらの理想とするところである。(1段)」と述べており、ここに示された理念が個別的な法律によって全うされないとするならば、観光の重要性はもとより本稿でいうところの観光権の意義が損なわれてしまうであろう。とするならば、観光権の社会権的側面につき、憲法25条を根拠とする具体的な権利とまではいえないとしても、少なくとも抽象的な権利性は認めてもよいことになりそうである。

このように、観光権はあたかも環境権に類似した複合的な性格をもつ権利であり、いわば新しい人権の一つとして憲法上保障されるべきものといえるであろう。

ただし、ここで問題となるのは海外への観光が、国内観光と同様の保障を受けるか、ということである。まず観光権の有する自由権的側面については、海外渡航の自由に関する議論が基本的に妥当するものと考ええる。学説上、海外渡航の自由に関する憲法上の根拠を憲法の何れの条文に求めるかについて、憲法22条2項に求める見解、憲法22条1項に求める見解、そして憲法13条に求める見解が唱えられており、22条2項に拠るべきとの見解が多数を占めていることはよく知られるところである¹³⁾。ただし、観光という観点から海外渡航＝海外への観光を考えるならば、経済的自由の側面にとどまらず、精神的自由、人身の自由といった諸要素を複合的にとらえる必要があるものと思われる。それゆえ、憲法13条に根拠を求める見解もまたあながち否定することはできないことは、国内における観光の場合と同様である¹⁴⁾。

また、海外への観光に対していかなる制約が許容されるかについて、すなわち違憲審査基準を考える際にも、国内観光の場合に準じてこれを検討することを基本とし、とくに国際情勢や外交上の問題、あるいは犯罪者の国外逃亡の危険など特段の事情に関しては、具体的な事例に則して判断すべきこととなるのではあるまいか。

また、その社会権的側面についてはどのように考えるべきであろうか。国内観光とは異なった観点からの議論があるいは必要なのだろうか。たとえば、観光主体がみずから訪れようとする外国に対し、その入国を権利として保障することを要求することができないことは、国際慣習上も、また「国家による自由」という社会権の性質に鑑みても明らかである。しかし、わが国からの海外への観光を不可能にするか、もしくは実質的にこれと同一視するような状況が生じている場合、およそ考えられないことではあるが鎖国を行う、すべての港湾・空港を破壊し、これを復旧させないなどということが起これば、当然のことながら社会権としての観光権も損なわれるであろう。しかしこういった事態を想定することはおよそ非現実的であることはもちろんのこと、まずもって自由権としての観光権の侵害を理由として争うことで十分であろう。とはいえ、ここでは、その内容を客観的に確定することの困難さは残るものの、国民が「健康で文化的」な生活を享受できる程度に至る作為が、国家には要請されることになる。

とまれ、以上のことから、観光主体の観光権を憲法上保障された基本的人権として指定することは、可能なものではなかろうか。

2. 「客体としての観光資源および観光施設」について

「客体としての観光資源および観光施設」とは、観光主体の多様な欲求を喚起したり、あるいはそれを充足する対象である、素材としての観光資源と、資源を生かして観光者の欲求充足に直接的に寄与する観光施設（含サービス）をいう¹⁵⁾。この観光客体に関し、本稿では、これら観光資源と観光施設（含サービス）のそれぞれが具体的にどのようなものであるかを明らかにした上で、それぞれの問題点を概観してみたい。

観光対象としての観光資源は、自然観光資源、人文観光資源、そして複合型観光資源の三つに分類される。このうち自然観光資源については、山岳・高原、海洋・海岸、河川・湖沼、動・植物、温泉などの有形観光資源と、気象などの無形観光資源にさらに分けられる。また、人文観光資源とは史跡、寺社、城跡・城郭、庭園、年中行事などを指し、複合型観光資源とは大都市、農山漁村、郷土景観、歴史景観などである¹⁶⁾。これらの観光資源は基本的に、国内的には文化財保護法、自然環境保全法や自然公園法、さらには各地方自治体の条例などによって、また国際的にはワシントン条約、ラムサール条約、世界遺産条約などによって、保護されるものである。さらに、環境保護団体などによる保護・保存運動が活発に展開されていることもまた周知の事実といえよう。

このように保護の対象となる文化財、自然公園等について、これまでに議論されてきた事柄として、憲法29条にいうところの財産権の保障との関係がある。かつて、国定公園内に山林を所有していた造林業者が、その所有する山林において土石を採取しようとして県知事に対してその許可を求めたところ不許可となり、これに対する損失補償（自然公園法35条）を求めて争った事例がある。裁判所は、憲法29条2項が財産権について「公共の福祉」による制限を許容していることを前提に、「本件土石の採取の制限は、自然公園内における優れた風致及び景観を維持し保存するために必要かつ合理的な範囲の制限として、何人も受認すべき財産権の内在的制約の範囲内にあり、これによって生ずる損失は、これを補償することを要しない」と判示した（東京地判昭和61年3月17日）¹⁷⁾。もっともこの事例は、財産権の制約に対して、いかなる場合に補償が必要となるのかが大きな争点ではあったことは留意すべきであるし、そもそも文化財保護、自然環境保全のための財産権の制約は内在的制約であるのかそれとも政策的制約であるのかなど、検討すべき点は多いが、さしあたり本稿との関連では、個人の財産権は保護の対象となる観光資源（あるいは観光資源の語ではなく、文化的・自然的価値、とでもいうべきか）の前では一歩後退せざるをえないことを確認すれば十分であろう。

ところで、かかる資源に関し、観光という観点からは単にそれらが存在するのみではその効用が発揮されないことが問題となる。すなわち、観光資源は観

光主体の欲求を喚起し、またそれを充足することができなくてはならないのであり、いわば保護から利用へという意識の転換が必要となる。ここにおいて、観光施設（含サービス）の存在が大きくクローズ・アップされてくる。

観光施設（含サービス）とは、宿泊施設（ホテル、旅館など）、飲食施設（レストラン、バーなど）、物品販売施設（土産物店、ショッピング・センターなど）、レクリエーション施設（スキー場、ゴルフ場などの屋外施設とボーリング場、工芸教室などの屋内施設）、文化・教育施設（野外博物館、民俗資料館など）、観光案内施設（観光案内所、ガイドなど）公共サービス施設（治安、保安、ゴミ処理など）を指す¹⁸⁾。このような観光施設の設置主体は、多くの場合は民間企業であるが、場合によっては政府もしくは地方自治体であり、あるいはいわゆる第三セクターでもある。

この点、とりわけ民間企業による観光施設（含サービス）の建設については、利潤を追求するための経済活動をその本質とするために、上記の観光資源のうちでも、とりわけ自然観光資源の保護との間に矛盾や衝突が起こることが考えられる。もちろん、すでに見たように財産権の行使にともなう制約（これが内在的なものか、政策的なものかをにわかには断ずることはできないが）が当然に加えられ、さらには条約を含む諸法令によって濫開発を防止する手段が講じられていることはいうまでもない。しかし、保護から利用へという点のみを過度に強調し、利用の枠組みをはみ出す危険があることには、常に注意が必要であろう。そのような事態に陥れば、最終的には観光主体にとっては観光欲求を喚起されなくなり、観光資源としての価値を損なうことになる。ひいては先に検討した観光権の充足が不十分なものともなろうし、観光によってもたらされる経済効果もまた著しく低下しよう¹⁹⁾。

ところで、このような事態を回避し、観光主体、観光客体の双方にとってより充実した観光を可能ならしめるために考えられる手法として、観光対象の計画的・積極的な開発と複合型観光資源の再評価が考えられる²⁰⁾。

観光対象の計画的・積極的な開発については、とりわけ政府あるいは地方自治体の主導する観光計画が重要である。というのも、観光は国民の日常生活に非常に密着したものであり、観光主体こそ個人を前提とするものではあるが、

観光客体ともなると個人あるいは私企業の手すべてを委ねることには大きなリスクがともなうからである。たとえば、リゾート法（総合保養地域整備法、1987年）の制定・施行を契機とし、バブル全盛期に全国各地で盛り上がった大規模な開発が、バブルの崩壊および環境保護運動の高まりとともに負の遺産のみを残して終息を迎えたことはその典型的な悪例であろう。もはや観光は「公共性」を帯びたものとして認識せねばならず、それゆえ公の部門の介入が不可避と思われるのである。また、かかる議論は先に述べた観光権の観点からは、とりわけその社会権的側面に対応するものである。

わが国における観光対象の計画的・積極的な開発については、1950年の国土総合開発法が全国規模での観光開発に関する最初法律であり、これに基づいて1962年には全国総合開発計画が閣議決定され、地域開発としての観光開発の役割が明らかにされるとともに、後に成立をみるリゾート法の足がかりとなったのである。

ところで、国土総合開発法以後、わが国における観光開発は、未だに根本的な問題点を解決しえているようには思われない。観光開発にともない、観光資源の破壊や住民の主体性が発揮されない点など、多くの問題が残されたままのようである。リゾート法に限ってみても、上述の観光に関する「公共性」との関連で、あえて「国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション・・・等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用²¹⁾に重点を置きつつ促進する措置を講ずる（同法1条、傍点筆者）」と規定するなど、公の責任がどの程度まで実効性をもって果たされるのか、疑問が残るところである²¹⁾。

この点、きわめて一般的ながら、およそ政府あるいは地方自治体が主導的に計画を作成した場合、諸種の事情（経済情勢、環境との関連など）に変化が生じた場合であっても、当初の計画を変更することが困難であり、現実²²⁾に即した柔軟な対応が難しいことなども、考慮に入れなければならない。ただし、繰り返しになるがもはや観光は「私」のみに支えられるべきものではなく、「公」が「行き届いた観光行政」を用意してはじめて十分なものになることをここで確認しておきたい²²⁾。

また、複合型観光資源の見直しもあらためて強調されてもよいであろう。自然景観、文化的価値など、単体としてはさほど魅力的とはいえない観光資源であっても、町並み全体をいわば「面」としてとらえた場合に、非常に強い関心を観光主体に与えることがある。1975年、文化財保護法が大幅な改正を受けた際、全国の伝統的建造物群の中からとくに優れたものを「重要伝統的建造物群保存地域」として選定し、町並みの保存に対して助成措置を講ずるなどといったことが行われている²³⁾。ここにもまた公の部門の観光への介入が見受けられるが、このような措置こそ「私」だけでは成立が難しいものであり、歓迎されるべきものといえよう。

ただし、町並みの保存などに常にとまなう問題として、当該地域に実際に居住する住民の権利の問題がある。「家を修繕（改築、売買）しようとしても思うままにならない」「見知らぬ観光客に生活の平穏を脅かされる」など、よく聞く話である。ともすれば経済的な権利はおろか精神的・身体的な権利までも侵害されている場合があるように思われる。この点、経済的な助成措置のみを講ずることではよいのか、当該地域に居住することについて当然に受認すべき制約なのか、など、根本的な解決策を見いだすことは相当に困難であり、ひいてはかかる制約に関する違憲審査基準の設定も、非常に困難なものとなろう。

しかしながら、重要伝統的建造物群保存地域に限らず、一般的にかかる資源の保存について十分に手続的な適正さが確保され、実体的にも周辺住民の合意を形成することができれば、またそのようなシステムが整備され、うまく機能するようになれば、観光客体としての価値は著しく増大し、観光事業全体に大きなメリットをもたらすものと思われる。

とまれ、観光客体について考えた場合、観光のもつ「公共性」が改めて浮き彫りになった。

3. 「観光媒体」について

「観光媒体」とは観光主体と観光客体とを結びつける機能を果たすものであり、基本的には移動手段と情報である²⁴⁾。

産業革命以降、移動手段の発達は人々（観光主体）をしてより早く、より安

全に、さらにはより安価に観光客体へアクセスすることを可能ならしめた。観光の大衆化は、これら移動手段の発達に負うところが大きいであろうし、また現在においても主たる観光媒体とは移動手段を指すものと解して差し支えないであろう。

それでは、主たる観光媒体である移動手段について、いかなる法的問題が想起されるであろうか。個々の媒体に関しては、たとえばその安全基準や事業者に課される義務などを個別的な法律が規定している（道路車両運送法など）。ところで、観光は本来的に旅行と不可分の関係にあるものだが、どのような経路をたどり、どのような移動手段を用いて観光客体にアクセスするかという問題は、重要である。とりわけ、自然観光資源については、常に環境問題と表裏一体をなすことから、そこへのアクセスがどのように行われるかという問題が、観光客体そのものの価値を決定し、あるいはその存立まで左右することになりかねないからである。

そこで、移動手段の設置に関しては十分な環境アセスメントが必要となることとはいうまでもない。現在のところ、環境アセスメント法（環境影響評価法、1997年）が制定されているが、その問題点がすでにいくつか指摘されている²⁵⁾。その中でも、アセスメントを行う主体を事業者がみずからの責任において行うということ（同法12条1項）については「アセスメントが事業者の立場に偏した客観性に欠けるものとなるおそれを伴う」との指摘が重要である²⁶⁾。

また、移動手段とはいえ、とくに観光ということを念頭に置くならば、たとえばドライブは移動そのものが観光の対象となるが、そのための道路（〇〇ハイウェイ、××スカイラインなど）の建設については、とくに慎重かつ十分なアセスメントが求められであろう。

さらに観光媒体として、とりわけ現代においては情報についての考慮が重要である。観光情報は、観光主体にとってはその観光を満足のいく、充実したものとできるかどうかを決定するための、また観光客体にとっては観光客を誘致できるかどうかを決定するための、重要な要素である²⁷⁾。ところで、観光情報について従来、観光主体が旅行に際してもっとも参考にするメディアは家族・友人の話が45.7%ともっとも多く、続いてガイドブック（38.8%）、パンフレッ

ト（33.4％）となっており、いわゆる「口コミ」の影響力が非常に大きいことがうかがえる²⁸⁾。しかし現代では、インターネットに代表されるコンピュータ技術の発展および普及により、単なる情報の収集に限らず、交通機関のチケットや宿泊の予約までが自宅あるいは勤め先などで可能になっている²⁹⁾。このことは、「口コミ」など従来からの情報収集に大きな変化をもたらすことになる可能性を含んでいる。他方で、観光客体にとっても、パンフレットの作成や旅行ガイドブックへの掲載といったコストと時間がかかるメディアの利用に代えて、インターネット上にホームページを設けるなど、比較的簡便な手段を用いることができるようになっている。

これらの変化について、ここで一つだけ確認しておきたい事柄は、「情報の自由な流通」が確保される必要性である。観光主体にとっては、必要と思われる情報に自由にアクセスすることができなければならず（広義の「知る権利」）、また観光客体にとっては情報を自由に発信することができなければならない（表現の自由）³⁰⁾。観光情報に関する議論はさまざまにあるが、こういった「情報の自由な流通」は、必要最低限の条件である。

観光媒体については、移動手段に関する「環境アセスメント」、観光情報に関する「情報の自由な流通」が重要である。

III 観光と環境

第Ⅱ章において観光に関する若干の考察を行ったが、冒頭にも示したように、観光が国民生活に深く根ざしたものとなり、また本稿の立場からいえば権利としての観光権を措定すればなおさらのこと、自然はもとより歴史的・文化的遺産をも含む「環境」と「人間」のふれあいは増える一方である。それゆえ、観光主体が観光行動にでる場合はもちろんのこと、観光客体にとっても、あるいは観光媒体を考える場合にも「環境」を考慮に入れることが不可欠となる。

本章においては、1.「環境」とはなにかを明らかにした上で、2.「観光」と「環境」の関わりを概観してみたい。

1. 「環境」とはなにか

われわれを取り巻く自然的あるいは人工的な外部世界を一般的に環境と呼ぶことが可能だが、法的な意味から環境を論じる際には、より具体的な定義が必要となろう。しかし、環境の定義づけは、非常な困難をともなう。なぜなら、どのような目的からこれを行うのか、という目的次第で、その定義が変化するためである。たとえばわが国の環境政策を振り返るならば、かつてのそれは「公害問題」として出発したために、「環境一般」からまず汚染や悪化のおそれのあるものを抽出し、その中心的な概念に「公害」と「生活環境」をすえるというアプローチをとった。それゆえ環境とは公害と生活環境の悪化の防止という意味合いをもつに至った（この目的のために制定されたのが、公害対策基本法（1967年）である）³¹⁾。その後、1972年にスウェーデンのストックホルムで開催された「人間環境会議」およびそこで発表された「人間環境宣言」のような国際的な潮流にも影響され、あるいはいわゆる4大公害訴訟や環境権訴訟といった国内的な動きもあり、従来の公害および生活環境の悪化防止にとどまらない、新たな環境の定義が必要になってきたのである（環境基本法の制定は、その一つの到達点といえる）。

この点、従来の議論のうちまずは憲法学の分野における環境にアプローチしてみると、環境に関する規定としては「全世界の国民が、・・・平和のうちに生存する権利を有する」と述べた前文2段、幸福追求権を定めた13条、生存権を規定した25条があげられる。そして人が人たるに値する生活が営めるよう、新しい人権としての「環境権」が提唱されるに至る。この環境権の内容は論者によって異なるものの、一般には「健康で快適な生活を維持する条件としてのよい環境を享受し、これを支配する権利」と解されている。多数説によれば、ここでいう環境とは大気、水、日照などの自然的な環境であり、移籍、寺院、公園、学校などの文化的・社会的環境までは含まれない。後者までをも環境に含めた場合には、環境権の内容が広範になりすぎ、権利性が弱められること、環境権が唱えられるに至った沿革に忠実なこと、などがその論拠としてあげられる³²⁾。そして環境権は、憲法13条において自由権的側面が、同じく25条において社会権的側面が保障される複合的な性格をもつ権利である。

かかる憲法学的なアプローチは、環境ないしは環境権の概念の提唱、その基盤づくり、さらにはその深化への貢献など、非常に有意義であることはもちろんであり、筆者もこの見解に与するものである。ただし、本稿においては観光という視点を外さずに環境をとらえる試みを行う意味からも、あえてここにいる環境の概念を拡大して考えたい。

この点、わが国の環境基本法には環境を定義する文言は見受けられないものの、諸外国の環境立法に目を向けるならば、アメリカ環境政策法1508.14条は「人間環境は、自然的、物理的環境及び人間と環境との相互関係を含めるよう包括的に解釈されるものとする」と述べ、ISO14001は「大気、水質、土地、天然資源、植物、動物、人およびそれらの相互関係を含む、組織の活動を取りまくもの（3.2項）」との環境の定義をおき、イギリス環境保護法1条2項では「環境とは以下の媒体、すなわち大気、水および土壌の全部または一部からなる。大気の媒体は建造物内の空気および地上もしくは地下のその他の自然もしくは人工の構造物内部の空気を含む」とされている³³⁾。また学説においても、環境の範囲を「①大気、水、土壌、②平穏な生活の場、③動植物の生態系とその種の多様性、④景観を含む自然資源、⑤自然的、文化的、歴史的遺産・遺跡等、⑥生態系、自然資源、遺産等とのふれあいなど、これらと人との交互作用を含む広い概念」と非常に広範にとらえる見解もある³⁴⁾。

環境についての憲法学における多数説は、すでに述べたように「権利性」という点に細心の注意を払っているため、あえてこれを狭く解さざるをえない状況にあるものと思われる。最高裁判所が「環境権」を正面から認めた例がいまだにないことも、その大きな要因であろう。しかし、自然環境への配慮はもとより、文化的な資源などを保護する個別的な法律までをも視野に入れ、同時に上記の諸外国の立法例などをも勘案するならば、条件さえ整えば環境を広く解することもあながち否定されるべきではなかろう。さらに、環境については国内における環境保護が重要であることは当然のことながら、近年とくに問題とされる環境破壊は国境を越えた問題であることは重要である。上述の国連人間環境会議から20年を経て、1992年にはブラジルのリオデジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」が開催され、「リオ宣言」の発表、「アジェンダ21」

の合意などによってあらためて環境保護の重要性が認識された。さらには「ラムサール条約」や「世界遺産条約」など、個別的な条約はすべて環境保護に向けられた国際社会の要請である。こと観光との関連では、観光資源ということを見視野に入れた場合、環境をより広範なものとしてとらえるアプローチが妥当と思われる。

2. 「観光」と「環境」の関わり

観光においては、観光資源が破壊され、あるいは枯渇すればその時点で観光そのものが成立しなくなる。それゆえ、観光資源を保護し、観光者への魅力を保ちながら、観光地やリゾートを存続させようという「持続可能な観光資源利用」が提唱されることとなる³⁵⁾。こういった持続可能な観光資源利用という考え方を唱導し、現実に活動しているものとして有名なものには、北米のシエラ・クラブ（Sierra Club）やイギリスのナショナル・トラスト（The National Trust for Places of Historic Interest or Natural Beauty）があり、わが国においても1964年に鎌倉市の住民が宅地造成計画に反対して鶴岡八幡宮の裏山を買い取り、歴史的景観の保存に成功した例を嚆矢として、各地でさまざまな形のナショナル・トラスト運動が展開されている³⁶⁾。

ところで、このような民間団体による自然環境（観光資源）保護活動は、政府や地方自治体によるそれよりも常に先行しており、公の部門による行動よりも効果の面で優れているのではないかとしばしば聞かれる意見であろう。その理由としては問題関心の高さ、活動における機動性や柔軟性などが考えられるが、すでにみたように、観光についてその公共性はもはや無視できないものであることに鑑みれば、このような印象を抱かせる政府や地方自治体の活動の怠慢は、非難されてよい。しかし、公の部門のみがなしうる施策としての、法令による環境すなわち観光資源の計画的な開発、管理、利用規制は重要である。いかなる制度を用意し、いかに効果的にそれらを運用するかについては十分な議論が必要であると思われるが、さしあたっては観光主体に保障された観光権、観光客体に必要な経済活動の自由との調和をはかりつつこの問題に取り組むという姿勢が、われわれ国民はもとより国家や地方自治体についても肝要

であろう。

観光と環境は、もはや一般的に「密接な関係を有している」とのみ表現されるだけでは不十分である。すなわち、観光、環境ともに基本的な人権のひとつとして認識されるべきものであり、それらの人権を具体化するために国家が存在するのである。このことは、まずもって観光主体と観光客体の双方が十分に観光の恩恵に浴することができるよう、国家が条件を整備することを意味し、そのための前提として、環境問題への真摯な取り組みが求められていると考えられる。

ただし、われわれ私人が、観光および環境に関わる際に、観光主体であろうとも観光客体であろうとも、すべての調整を国家に委ねるべきかといえば、答は「否」である。観光主体、観光客体の何れの立場に立とうとも、みずからが主体的に判断し、行動すべきことはいうまでもない。そのためには、公の規制とならんで観光および環境への理解を深めるための啓蒙活動や教育が重要なものとなるであろう。

また、観光の形態自体、とりわけ環境問題を視野に入れた場合には変化を迫られざるをえないであろう。たとえば、先にふれたエコ・ツーリズムなどは、その典型である。もちろんこれは観光の一つの形態であり、観光がすべからずエコ・ツーリズムに転換していくことなどはおよそ考えられないが。とはいえ、観光と環境の結びつきがますます強まっていくことの一例としては、十分注目に値する事象であろう。ただし、観光に必然的にともなう利潤の追求との調整は、安易に達成できるものとは思えない。とりわけ地方自治体が、町おこし、村おこしなどを意図してかかる観光事業に乗り出すような場合には、経済振興策としての性格が強く出るものとなり、単純にエコ・ツーリズムとは呼べない観光形態が現出されそうである。ここにおいてもやはり、「公」と「私」両者の真摯な取り組みが求められそうである。

むすびにかえて

以上、観光と環境につき、法的分析を試みてはみたものの、はなはだ羊頭狗肉の感が拭えないまま、紙数がつきってしまった。これはひとえに筆者の浅学菲才に由来するものである。とまれ、最後に本文ではふれることのできなかった点について、若干の考察とともにここに記し、この拙い稿を閉じることとした。

まず本稿においては、「観光」と「環境」のいずれもが、憲法上の権利であると考え、前者については、とりわけその主体に対して「観光権」を措定し、従来論じられてきた居住移転の自由をやや拡大してとらえることが重要であり、後者については、観光との関わりで、従来の憲法学の観点からのアプローチを若干ながら修正することも可能なのではないか、という点を強調した。しかしながらいずれも試論の域を出ず、議論が抽象的ないし観念的になってしまった。今後のさらなる検討が必要であろう。

またこの点に関連して、「人権の国際化」とはとくに近年に至って市民権をえた用語だが、観光、環境の何れも一国のみで論じられるべき主題ではないことから、個人、民間部門、国家に加えて国際的な取り組みにも目を向ける必要性は、強調してもしすぎることはないであろう。本文でも若干の言及はしたものの、未だ不十分である。

ただし、ごく一般的には、基本的人権の一つと考えられる観光も、環境の前では一步後退せねばならない場面が、ますます増えそうではある。本文でも述べたように、環境すなわち観光資源なくしては、観光そのものが成立しないことは、あらためていうまでもないが、ここで想起されるのは、本文においては「持続可能な観光資源利用」という表現で示したが、より巨視的にこれをとらえた「持続可能な発展 (sustainable developement)」の考え方である。1987年の「環境と開発に関する世界委員会 (ブルントラント委員会)」で提案され、以後環境について論じる際のキーワードともなった感のあるこの考え方は、観光と環境について考える上でも重要な意味をもつであろう。

最後に、観光のもつ効用のひとつとして考えられる異文化交流の機会の提供

にふれておきたい³⁷⁾。観光により、人々が移動することは、必然的に異文化との交流を促すことになる。この点、必ずしもプラスの効果のみが期待されるわけではなく、場合によっては観光の対象となる国や地域の文化を否定したり、あるいは破壊することにもなりかねないことは、残念ながら一面における真実であろう。しかし、異文化との接触により、それぞれの文化に対する理解を深めることが可能になるばかりでなく、ことに海外への観光が容易になった現代では、国際交流を促進し、国際親善に貢献するといった民間外交の機会が増大したことを意味する。ここであらためて、日本国憲法が掲げる平和主義に目を向けるならば、観光は単なるレジャーとしてのみとらえられるべきではなく、この憲法の理念を具体化するための身近で、かつ効果的な手段として位置づけられるのではあるまいか。環境を論じる際にも、平和ということは大前提になるものである。本稿で示した観光権の考え方は憲法に立脚したものであり、また平和主義は憲法が最も重要と考える原則のうちの一つである。「観光は平和へのパスポートである」とはしばしば聞かれる言葉であるが、決して空理空論ではなく、われわれが実際に手にすることのできる、大切なパスポートなのである。

注

- 1) わが国におけるいわゆる「観光」への関心の高まり、そしてそれを実践する者が増加した背景としては、様々な要素はあるものの、年次有給休暇の取得や完全週休二日制などの労働時間の短縮、学校週5日制の導入など、余暇活動に関係する自由時間が増えたことが指摘されるところである。平成10年版『観光白書』。
- 2) 前田勇編著『現代観光総論（第二版）』学文社、1999年、79ページ。
- 3) 塩田正志＝長谷政弘編著『観光学』同文館、1994年、7ページ。なお同書においては、1940年代前半以後、「観光」の定義に際しては「非定住性原則」および「非営利性原則」の二つの条件が重要となったこともまた指摘されている、同、5ページ。
- 4) 前田、前掲書、6ページ。
- 5) 前田、前掲書、10～12ページ。
- 6) 樋口陽一＝佐藤幸治＝中村睦男＝浦部法穂『注釈日本国憲法 上巻』青林書院、1984年、529ページ。
- 7) 塩田＝長谷、前掲書、17～23ページ。

- 8) もっとも、近代人権思想成立以前の人々のかかる所為について、あえてこれを憲法的保障の範囲に含めることには異論もあろうが、かかる所為は現在に至るまで繰り返し行われており、その意味でこれを憲法上の保障の範囲外におくことは妥当とは思われない。ゆえに、本稿においてはこれらを「憲法上保障された権利」として位置づけたい。
- 9) 樋口ほか、前掲書、530ページなど。
- 10) 以下、本稿においては「観光権」と称する。
- 11) 日本観光協会の統計によれば、国内観光旅行の目的のうち、慰安旅行、スポーツ・レクリエーション、温泉・湯治、避暑・避寒、避暑・避寒以外の保養・休養といった「休む・遊ぶ」が、1992年度では60.5%である。前田、前掲書、117ページ、小谷達男『観光事業論』学文社、1994年、76ページ。
- 12) 樋口ほか、前掲書の529ページにおいて、居住移転の自由に関して妥当する違憲審査基準をこのように述べているが、観光の自由の自由権的側面についても同様のものととらえることが妥当であろう。
- 13) これらの見解について、さしあたり樋口ほか、前掲書534～536ページを参照。
- 14) この点、いわゆる帆船計事件において最高裁判所が「海外渡航の自由といえども無制限に許されるものではなく公共の福祉のために合理的な制限に服するものと解すべきである（最大判昭和33年9月10日、民集12巻13号1969ページ）。」とし、旅券法13条1項5号に基づく旅券発給拒否を合憲と判断したことには疑問が残る。もちろん、海外への観光については国際情勢や外交上の問題、犯罪者の国外逃亡の可能性など、国内観光と同列に論じることはいけませんが、安易な制約を認めることはできない。
- 15) 前田、前掲書、10～11ページ。
- 16) 同、123ページ、塩田＝長谷、前掲書、56ページ。
- 17) この判例につき、さしあたり、武永淳「自然公園内にある財産権と損失補償」芦部信喜・高橋和之編『憲法判例百選Ⅰ（第三版）』有斐閣、1994年、218～219ページを参照。
- 18) 前田、前掲書、123ページ、塩田＝長谷、前掲書、56ページ。なお、観光基本法では観光基盤施設と旅行関係施設を観光施設とし、前者は空港、港湾、鉄道、駐車場、旅客船など陸海空の交通施設、上下水道、ゴミ処理施設などの環境衛生施設、電話、放送などの通信施設を、後者は宿泊施設、休憩施設、案内施設を総称したものである。
- 19) なお、観光とその経済効果に関しては、改めて検討すべき重要な問題である。ただし本稿においては筆者の能力はもとより紙幅の関係上、割愛せざるをえない。
- 20) Cf. 前田、前掲書、127～129ページなど。

- 21) リゾート法をめぐる諸問題については、今村都南男編著『リゾート法と地域振興』ぎょうせい、1992年に詳しい。
- 22) Cf. 鈴木忠義編『現代観光論（新版）』有斐閣双書、1984年、219～220ページ。
- 23) 前田、前掲書、129ページ。
- 24) 前田、前掲書、11ページ。
- 25) ジュリスト1115号『特集・環境影響評価法』参照。
- 26) 小早川光郎「環境影響評価法とその課題」『ジュリスト増刊 環境問題の行方』1999年、60ページ。
- 27) なお、観光客を受け入れる地域にとって、観光情報を提供することの意義は、その過程において「地域の独自性が再認識され、アイデンティティの形成や誇り・生きがいづくりにもつながり、地域のイメージアップと住民意識の高揚が諮られる」という点にも見いだされるという指摘は重要である。前田、前掲書、66ページ。
- 28) 同、67ページ。
- 29) このように、コンピュータを媒体にした取引については、とくにその安全性などについて議論が多いところではあるが、本稿ではとくに立ち入ることはしない。
- 30) この点、とくに観光客体からの情報発信については、内容的には営利的なものが中心となるであろう。いわゆる営利的な表現の自由は、経済活動の一環として位置づけられ、また表現の自由の価値のうち「自己統治の価値」とは直接結びつくことがないことを理由として、より強い制約に服するとの見解もある。しかし、観光情報の中には観光主体が精神的・身体的価値を見出そうとする情報も含まれていると思われるので、その制限は必要最小限にとどまらなければならないはずである。
- 31) 阿部泰隆・淡路剛久編『環境法』有斐閣ブックス、1995年、29ページ。
- 32) 芦部信喜『憲法（新版 増補版）』岩波書店、1999年、242ページ。
- 33) 松村弓彦『環境法』成文堂、1999年、1ページ。
- 34) 同上、2～3ページ。
- 35) 前田、前掲書、101ページ。
- 36) 同上、79ページ。
- 37) Cf. 同上、137～139ページ。

三奏本『金葉和歌集』所載、寂照の「とどまらん」の和歌から(その二)

——『宝物集』の関連説話におよぶ——

西脇 哲夫

〈『宝物集』所載の説話〉

寂照の「とどまらん」の和歌にまつわる説話は、一卷本と七巻本の『宝物集』^(注1)にも見られ、寂照の和歌や説話について先学の論考がある。^(注2)

① 一卷本『宝物集』〈六道・愛別離苦〉

参河守大江定基オモワシキ妻ヲモチタリケルハカナクナリ侍ニケレドモ昔エタリシヤウニイタキテフシタリケルホトニ七日ニナリケルニクチヨリ虫共ノイテキケレハソノヨリニソタチハナレケルサテ世中ヲウキモノニオモ

ヒ愛別離苦ヲカナシムテ法師ニナリテモロコシマテワタリテ、往生シタリケルサテモロコシヘマカルトテ母ノ料ニ山サキノ寶寺トイウ所ニテ清尋法橋ヲ請シテ八講ヲコナイケルニ聽聞ノモノ五百人道心ヲコシテ尼法師ニナリタリト申ヲキ、テ侍ルソノ歌ニハムベルニヤ

ト、マラムト、マラジトモヲホ、エスイツクモツイノスミカナラネバ

笙歌遙聞孤雲上 聖衆來迎落日前

法名寂照 三川入道是也

②第二種七卷本『宝物集』(十二門開示・善知識)

大江定基、おもはしかりける妻におくれて、世の中をうらみて、大唐国へまかりけるところに、山崎宝寺といふ所にて、母のために八講を行ひけるに、静照法橋を請じて説法せさせけるに、法花經釈したてまつるとて、「あすよりは、べうはうれんぐはと誦すと云とも、けふは妙法蓮華經と釈してきかせ奉らむ」といひけるより、聽聞の人みな泣きにけり。施主分に成て、「日西にかたぶかば、聖人の他州におはする事をわすれ給ふな。月東に出ば、悲母の古郷にとまり給ふ事おもひ出たまへ」といひけるに、当座に五百人まで道心をおこして出家したるよしをこそ、諸家の日記に侍るなれ。

さて、「静照をもて導師とすべからず」と宣旨下だりけりなどぞ申侍るめる。かやうの縁にしあひて出家遁世する人も、善知識にあふなり。そのころの人、「一定渡海はせんずるか」と申しければ、とゞまらんととゞまらじとも思はずいづくもつめの住かならねば

つるに大唐国へわたりて、清涼山の麓に草庵をむすびて、命終の時、かくぞ申侍りける。

荒屋無人扶病起　香炉有火向西眠

笙歌遙聞孤雲上　聖衆來迎落日前

法名寂照、三川入道と云是なり。

共に「とどまらん」の和歌を載せているとはいえ、詞書にあたる部分には、一卷本〈愛別離苦〉・七卷本〈善知識〉のテーマに相応した相違がある。寂照説話の前におかれている源兼長の説話も、妻と死別したことを機縁として出家した話である。この源兼長の説話も、一卷本では〈愛別離苦〉にある。一卷本では後にある兼長の説話を、七卷本では前においたがために、寂照説話の場合は「おもわしかりける妻におくれて」と簡潔な記述になっているのであろう。「吾朝にも、ことにあひて世をそむける人、おほく聞えし也。少々申侍べし。」という意識の元、善知識の例として内容的に重複しないような配慮がなされていると思われる。もともと、一卷本では源兼長の名前はなく、「タレトモシラスヲトコ」の話になっている。源兼長の話は、一卷本と七卷本の本文がよく似ている。黒田彰氏は「一卷本が敢えて臚化法を採ったとも考え難く、七卷本が不明の主人公の固有名詞を後から補ったもの」と述べておられる。^(注3)寂照の説話には、同文関係にあると思われるような記述の一致はないとみてよからう。ただし、出家した人数が「五百人」と一致しているところから、全く無関係とも考えられない（『続本朝往生伝』でも、出家した数を「五百人余」としている）。また、一卷本は、「とどまらん」の和歌の作者を「ソノ歌ニハムベルニヤ」と、ややぼかして表現している。

大江定基（寂照）が出家したのは愛する妻と死別したためとする説話は、『今昔物語集』など、多くの説話集に見られる著名なものである。一卷本の「昔エタリシヤウニイタキテフシタリケルホトニ七日ニナリケルニクチヨリ虫共ノイテキケレハソノヨリニソタチハナレケル」云々の話は、『今昔物語集』巻十九・「参河守大江定基出家語第二」「久ク葬送スル事无クシテ抱テ臥タリケルニ、日未ヲ経ルニ、口ヲ吸ケルニ、女ノ口ヨリ奇異キ梟キ香ノ出未タリケルニ、疎ム心出未テ、泣ミク葬シテケリ。」（『宇治拾遺物語』巻四・七も、ほぼ同じ）によく似た話柄である。廣田哲通氏は、『今昔物語集』、『宇治拾遺物語』ではこのように強烈でリアルな九相の一、二相に相当する叙述がなされるのであるが、『発心集』では具体的描写に乏しく、あえてそれをさけているかのごとくである。」とされ、「死体の変化をする様を継続的に見続けることによって不浄を観ずるという意味において最も典型的な九相にかかわる説話であるといえる。」と述べておられる。^{〔注5〕}この不浄観にまつわる説話は、『発心集』の他、『元亨釈書』や『三国伝記』等にも見られるが、九相に関する具体的な記述はない。また『撰集抄』や『十訓抄』などのように、不浄観そのものにふれていないものもある。

入宋にあたり母のために法華八講を行ったという話も、『続本朝往生伝』・『撰集抄』などにみられる。ただし、『続本朝往生伝』・『撰集抄』は、「とどまらん」の和歌を掲出してはいない。『撰集抄』では、母との別れながらも「恩愛別離のかなしみ」が強調されている（『撰集抄』には、『続本朝往生伝』や『宝物集』のように、聴聞の人々が出家したことがない）。このことは、法華八講の記事が、特に静照の説法の内容が詳しく書かれている七巻本の場合でも、〈愛別離苦〉の例話ともなりえることを示しているように思う。その話を〈善知識〉の例話としたのは編者の意志であろう。（愛別離苦）の例話にするなら、寂照の場合、妻と死別した話の方が、はるかに有名であったはずだ

と思われる。また、寂照の説話を、《愛別離苦》《善知識》のいずれの例話にするにせよ、「とどまらん」の和歌は少なからずテーマとの乖離があるのではなからうか。

先に引用したとおり、法華八講の記事に続けて、一卷本では「ソノ歌ニハムベルニヤ」と作者のことがよく分らないような書き方で和歌を引く。七巻本は、「そのころの人、「一定渡海はせんずるか」と申しければ」と話題を転換して和歌を引く。新日本古典文学大系の脚注では、「外国へ行くため渡海するのは、まちがいないのでしょうか。」と意訳されている。「一定」は副詞であろうから、直訳は「確かに渡海するつもりですか」「どうしても渡海するつもりですか」になるだろう。すなわち、『詞花和歌集』の詞書に、「唐土へ渡り侍りけるを人の諫めければよめる」とあるように、ある人から中国へ渡ること（正確には、入宋）を再考するように求められたという説話に照応していると考えられるのではないだろうか。事実、第二種七巻本系の抄出本である久遠寺本では、「一定渡海はせんずるか」の部分が「其比人ノ留メケルニヨメル」とある。^(注6)久遠寺本の抄出部分が、他の七巻本の本文とほとんど同文であることから、「一定渡海はせんずるか」は、『詞花和歌集』の詞書にある「人の諫めければ」という話柄に照応していると解釈できると思われる。

一卷本は不浄観を詳述して、寂照が妻との死別によって出家したことを語る。そして、和歌の作者をほかす書き方をするので、不似合いな和歌の印象を薄めているのではないだろうか。一方、第二種七巻本では、前に源兼長の説話を配置して、寂照の出家の理由が必ずしも妻との死別にあつたのではないということになっている。「とどまらん」の和歌を詠んだ後に出家したとも、「つるに大唐国へわたりて、清涼山の麓に草庵をむすびて」とあるので中国へ渡ってから出家したともとれる記述である。久遠寺本では、「とどまらむ」の和歌に続けて、「卜読テヤカテ法師ニナ

リテ唐モロコシニ渡リテ 清涼山ノフモトニヲコナヒテ」とあつて、和歌を詠んだ後に出家したことになっている。すなわち、七巻本の方が、〈善知識〉というテーマからは外れているとしても、「とどまらん」の和歌が採られていても不思議のない状況が設定されている。

一巻本と七巻本には、各々のテーマの相違によつて記述内容に精粗があるにせよ、ほぼ同内容の寂照説話が見られる。特に、他の説話集には見られない^(注7)「とどまらん」の和歌を引くことの意味は大きいと思われる。

一巻本と七巻本との関係については、様々な考え方が提示されている。^(注8)寂照説話をみる限り、既に先学の指摘がある通り、一巻本・七巻本のどちらかがどちらかを、抄出または増補したということではないように思われる。妻との死別や法華八講の記事などを含む、基になった本から、テーマや構成等の制約の中で抜き出されたものと考えた方がよいと思われるのである。

注1 一巻本は『宮内庁書陵部本 宝物集総索引』（古典籍叢書9）、第二種七巻本は『宝物集 閑居友 比良山古人霊託』（新日本古典文学大系40）による。

注2 野村卓美氏「歌集と『宝物集』——九冊本を中心として」（北九州大学『国語国文学』第七号）、山下哲郎氏「法談と和歌——『宝物集』所収歌の検討——」（駒沢大学大学院 国文学会論叢 第十九号）、黒田彰子氏「歌集と呼ばれた一伝本——七巻本宝物集愛別離苦をめぐって——」（『國學院雑誌』第九十五卷十一号）など。

注3 『中世説話の文学的環境続』・I「唱導文学史の構図」・「一宝物集をめぐって」

注4 日本古典文学大系『今昔物語集』四による。

注5 『中世仏教説話の研究』第3章「説話の論理―生成と変容―」・第1節「不浄観説話の背景」

注6 貴重古典籍叢刊8『古鈔本 宝物集』

注7 小峯和明氏「中世の唱導と寺院資料―真福寺大須文庫を中心に―」（国文学研究資料館講演集14『国文学研究―資料と情報―』所収）に、真福寺本『往因類聚抄』・「三川入道寂滅事」が、七卷本『宝物集』と関わるとの指摘がある。

注8 尾崎勇氏「『宝物集』一巻本の一考察―栄花物語との比較を中心に―」（『防衛大学校紀要』第二十八号、中島秀典氏「宝物集諸本の系統論に関する一考察―第二種七巻本における増補記事を手懸りにして―」（『緑岡詞林』第六号）、野村卓美氏「『観算』説話の変質―『宝物集』「一巻本」と「九冊本」をめぐって―」（『国語と国文学』第六八卷一号）、黒田彰子氏「宝物集の和歌上・下」（『国語国文』第六二卷六・七号）等々。

論文執筆者紹介

杉 江 つ ま	本 学 教 授
原 田 壽 子	立正大学 社会福祉学部 教授
奥 坊 光 子	本 学 助教授
清 水 純 子	本 学 非常勤講師
杉 田 由紀子	本 学 非常勤講師
佐 藤 修一郎	本 学 非常勤講師
西 脇 哲 夫	本 学 助教授

第28号 紀要編集委員

西 脇 哲 夫

東京立正女子短期大学紀要 第28号

平成12年 3月20日 印刷

平成12年 3月25日 発行

編 集	東京立正女子短期大学紀要編集委員会
印刷所	株式会社 三 協 社
	〒164-0011 東京都中野区中央4-8-9
	TEL 03 (3383) 7281 (代)
発行所	東京立正女子短期大学
	〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内2-41-15
	TEL 03 (3313) 5101 (代)

THE JOURNAL OF TOKYO RISSHO JUNIOR COLLEGE FOR WOMEN

No.28

March 2000

CONTENTS

A Study on Infants' Motivations for Play (1)	SUGIE, Tuma HARADA, Toshiko (Rissho Univ.)	1
Semantics and Syntax of 'Cram' (1)	OKUBOH, Mitsuko	52
On the Genitive of Japan	SIMIZU, Junko	64
A Study on Participation of Hotel Business and Evolution of Tourism in Okinawa by Airline Industry	SUGITA, Yukiko	78
An Essay on "Tourism" and "Environment" as Fundamental Human Right	SATO, Shuichiro	96
On Jakusho's Waka in Hobutsu-Shu (2)	NISHIWAKI, Tetsuo	124

Published by
Tokyo Rissho Junior College for Women

TOKYO JAPAN

ISSN 0386-7161